障害者福祉ハンドブック

久留米市

平成２６年４月版

この冊子には、音声コードが、各ページの、奇数ページの右下、偶数ページの左下に印刷されています。右下の切り欠きは、音声コードの目印です。

ハンドブックのご利用にあたって

この「ハンドブック」は、障害のある方が利用できる福祉サービスをご案内するため、いろいろな制度などの概要を掲載したものです。

１ このハンドブックは、平成２６年４月１日現在の内容を掲載しています。制度の改正等により内容や金額が**変更になることがあります**のでご注意ください。

２ 各制度の内容については簡潔に説明しています。所得や障害の程度などによりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは**必ず事前に**記載してある各担当窓口へお問い合わせください。

３ 音声コードは、記録できる情報量（文字数）に制限があるため、読み上げられる内容を、一部省略しているところがあります。ご了承ください。

■■■■■ もくじ ■■■■■

1. 支援のための法律	**7 ページ**
身体障害者福祉法	7 ページ
知的障害者福祉法	7 ページ
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	7 ページ
発達障害者支援法	7 ページ
児童福祉法	7 ページ
障害者総合支援法	7 ページ
介護保険法	8 ページ
障害者虐待防止法	8 ページ
2. 手帳制度	**9 ページ**
身体障害者手帳	9 ページ
療育手帳	10 ページ
精神障害者保健福祉手帳	11 ページ
3. 各種相談	**12 ページ**
久留米市役所 障害者福祉課 ・ 各総合支所 市民福祉課	12 ページ
福岡県障害者更生相談所	12 ページ
久留米市幼児教育研究所	12 ページ
久留米児童相談所	12 ページ
久留米市保健所　保健予防課・健康推進課	13 ページ
久留米市障害者虐待防止センター（障害者虐待ホットライン）	13 ページ
一般相談支援事業	14 ページ
特定相談支援事業所	14 ページ
障害児相談支援事業所	15 ページ
久留米市社会福祉協議会	15 ページ
校区・地域社会福祉協議会	15 ページ
ものわすれ相談窓口・認知症高齢者電話相談	16 ページ
地域包括支援センター	16 ページ
民生委員・児童委員	16 ページ
ろうあ者相談員	17 ページ
身体障害者相談員	17 ページ
知的障害者相談員	17 ページ
バリアフリーアドバイザー派遣制度	17 ページ
こころの健康相談	18 ページ
災害時要援護者台帳	18 ページ
4. 医療と訓練・リハビリテーション	**19 ページ**
重度障害者医療制度	19 ページ
後期高齢者医療制度	20 ページ
自立支援医療（更生医療）	21 ページ
自立支援医療（育成医療）	21 ページ
自立支援医療（精神通院医療）	22 ページ
ひとり親家庭等医療	22 ページ
特定疾患治療研究事業	23 ページ
特定疾患一覧表	24 ページ
小児慢性特定疾患治療研究事業	25 ページ
障害児等療育支援事業	26 ページ
心理リハビリテイション	26 ページ

5. 年金	**27 ページ**
年金制度	27 ページ
障害基礎年金	27 ページ
障害厚生年金	28 ページ
特別障害給付金	28 ページ
6. 手当・給付金	**29 ページ**
特別障害者手当	29 ページ
障害児福祉手当	29 ページ
心身障害者扶養共済制度と掛金補助	30 ページ
在日外国人障害者・高齢者給付金	30 ページ
児童扶養手当	31 ページ
特別児童扶養手当	32 ページ
生活保護受給者の方の障害加算	32 ページ
福岡県腎臓疾患患者福祉給付金	33 ページ
7. 生活用具等	**34 ページ**
補装具費の支給（購入・修理）	34 ページ
日常生活用具の給付	35 ページ
福祉機器の無料貸出	40 ページ
8. 在宅サービス	**41 ページ**
居宅介護（ホームヘルプ）	41 ページ
重度訪問介護	41 ページ
短期入所（ショートステイ）	42 ページ
放課後等デイサービス	42 ページ
障害児タイムケア事業	42 ページ
日中一時支援（日中預かり）	43 ページ
児童発達支援	43 ページ
保育所等訪問支援	43 ページ
医療的ケア短期入所支援事業	44 ページ
重度身体障害者訪問入浴サービス	45 ページ
緊急通報システムの貸与	45 ページ
9. 住宅	**46 ページ**
市営住宅の入居申し込み	46 ページ
住宅改造費の助成（福岡すみよか事業）	46 ページ
住宅改修費の助成（日常生活用具給付制度）	47 ページ
障害者グループホーム（GH）・ケアホーム（CH）	47 ページ
10. 交通・移動・外出	**49 ページ**
バス・電車等の割引	49 ページ
福祉タクシー料金の助成	52 ページ
タクシー料金の 1 割引制度	52 ページ
有料道路の通行料金割引	53 ページ
移動支援（ガイドヘルプ）	54 ページ
同行援護	55 ページ
行動援護	55 ページ
リフトカーの貸出	56 ページ
市営駐輪場の利用料金の減免	56 ページ
駐車禁止除外指定車標章の交付	57 ページ
ふくおか・まごころ駐車場利用証の交付	58 ページ
市営駐車場の利用料金の減免	59 ページ

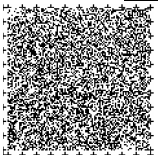

専用場所駐車標章	59 ページ
自動車運転免許取得費の助成	60 ページ
自動車購入・改造費の助成	61 ページ
11. 社会参加	**62 ページ**
手話通訳者・要約筆記者の派遣	62 ページ
盲ろう者通訳・介助員の派遣	62 ページ
補助犬	62 ページ
入院時コミュニケーション支援事業	63 ページ
「広報くるめ」「市議会だより」点訳・音訳テープ貸出など	63 ページ
久留米市ホームページ	64 ページ
市議会傍聴時の手話通訳者の派遣	64 ページ
選挙における身体障害者の郵便等投票	64 ページ
選挙における代理記載制度	65 ページ
視覚障害者誘導用ブロック・視覚障害者用信号機・福祉用公衆電話の設置	65 ページ
成年後見制度利用支援	65 ページ
生活福祉資金（福祉資金）貸付制度	66 ページ
日常生活自立支援事業	66 ページ
定期預金・国債等の利子非課税	67 ページ
福祉定期預金等	67 ページ
12. 就労	**68 ページ**
障害者の雇用の促進等に関する法律	68 ページ
障害者就業・生活支援センター ぽるて	68 ページ
就労移行支援	68 ページ
公共職業安定所	68 ページ
就職支度金の支給	69 ページ
福岡障害者職業能力開発校	69 ページ
たばこ小売販売業の許可	69 ページ
13. 税金・公共料金の減免	**70 ページ**
所得税、市・県民税の障害者控除	70 ページ
固定資産税の減額	71 ページ
個人事業税の減免	72 ページ
相続税の障害者控除	72 ページ
贈与税の障害者控除	72 ページ
自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免	73 ページ
「ふれあい案内」ＮＴＴ電話番号案内の無料制度	74 ページ
携帯電話の割引サービス	74 ページ
郵便料金	75 ページ
ＮＨＫ放送受信料の減免	76 ページ
14. スポーツ・文化・レクリエーション	**77 ページ**
障害者ふれあいスポーツ	77 ページ
録音図書・点字図書の貸出	77 ページ
宅配による図書の貸出	77 ページ
図書の対面朗読サービス	78 ページ
福岡点字図書館	78 ページ
福祉バスの利用	79 ページ
久留米市総合福祉センター	79 ページ
久留米市総合福祉会館	80 ページ

各種公営施設の利用料金の減免	81 ページ
15. 啓発活動・ボランティア	**83 ページ**
障害者週間	83 ページ
世界自閉症啓発デー（発達障害啓発週間）	83 ページ
手話奉仕員の養成	83 ページ
地域保健福祉の推進	83 ページ
ボランティアセンター	83 ページ
ボランティア連絡協議会	84 ページ
ふれあいの会	84 ページ
小地域ネットワーク活動	84 ページ
ふれあい食事サービス活動	84 ページ
ふれあい・いきいきサロン活動	84 ページ
16. 事業所・施設	**85 ページ**
居宅介護・重度訪問介護	85 ページ
行動援護	87 ページ
同行援護	88 ページ
生活介護	89 ページ
短期入所	91 ページ
共同生活援助（グループホーム）	92 ページ
障害者支援施設	94 ページ
療養介護	94 ページ
自立訓練（機能訓練）	95 ページ
自立訓練（生活訓練）	95 ページ
宿泊型自立訓練	96 ページ
就労移行支援	97 ページ
就労継続支援Ａ型	97 ページ
就労継続支援Ｂ型	99 ページ
一般相談支援	100 ページ
特定相談支援	101 ページ
障害児相談支援	101 ページ
移動支援	102 ページ
日中一時支援	105 ページ
地域生活支援センター（Ⅰ型）	107 ページ
地域生活支援センター（Ⅲ型）	107 ページ
共同作業所	107 ページ
17. 障害者総合支援法関連	**108 ページ**
サービスの種類など	108 ページ
障害福祉サービス利用までの流れ	108 ページ
障害福祉サービスを利用したときの費用	110 ページ
18. 資料	**111 ページ**
身体障害者相談員	111 ページ
知的障害者相談員	111 ページ
判定機関	111 ページ
身体障害者障害程度等級表	112 ページ
障害者に関するマークについて	114 ページ
障害福祉関係窓口一覧	117 ページ
利用できる主な制度の一覧表	119 ページ

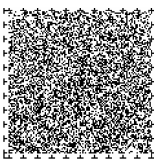

1. 支 援 の た め の 法 律

身体障害者福祉法

からだの不自由な人びとの更生と、生活の安定や福祉の増進を図ることを目的とし、本人の努力とともに、国や市をはじめ、市民一人ひとりが更生に協力しあうよう定めています。
身体障害者福祉法による各種の援護（18 歳未満の人は、児童福祉法の対象となります。）等を受けやすくするために、身体障害者手帳を交付しています。

知的障害者福祉法

知的障害者の更生を援助するとともに、必要な保護を行います。国や市をはじめ、市民の理解と協力を得て、福祉の増進を図るように定めています。
知的障害者（児）の一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために、療育手帳を交付しています。（法に定めてはおりませんが、国の通知（要綱）により各自治体が独自に要綱等を定めて実施しています。）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

心の病をもつ人の医療及び保護を行い、社会復帰の促進や自立、社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うことを目的とし、心の病をもつ人の福祉の増進や国民の心の健康の向上を図るように定めています。一定の精神障害の状態であることを証し、各種の支援を受けやすくするために精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称して、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を行うことを国や市及び国民の責務として定めています。

児童福祉法

国民すべてが、児童の心身ともに健やかな成長と愛護に努めるとともに、国や市は、児童の保護者と協力して実施にあたる責務を定めています。18 歳未満の心身障害児の援護は、この法によって定められています。

障害者総合支援法

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者や障害児が自立した生活を営むことができるよう、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく暮らしていける社会の実現を目的とし、国や市が市民と協力して福祉の増進にあたることを定めています。この法律においては、障害種別（身体障害。知的障害・精神障害・発達障害・難病）に関わらず、必要なサービスを利用できるよう仕組みを一元化し、支給決定の手続きを明確で透明なものにしています。また、地域でより自立した生活を送ることができるよう施設・事業体系を再編し、就労支援等を強化しています。
介護給付や訓練等給付等の障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費の支給や地域生活支援事業はこの法律によって実施されます。

介護保険法

40 歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、利用料（原則として 1 割負担）を支払い、介護サービスや介護予防サービスが利用できる制度です。65 歳以上の人は介護や支援が必要となった原因を問わず、認定の対象となりますが、40 歳以上 65 歳未満の人は、加齢が原因とされる病気（16 特定疾病）により支援が必要な場合に認定の対象となります。
原則として、介護保険適用の対象となる人は、障害福祉施策より介護保険制度が優先となります。ただし、介護保険適用の対象となる人であっても、ガイドヘルプサービスの一部や各種の社会参加促進事業など介護保険の給付にないサービスについては、障害福祉施策を利用することができます。

【16 特定疾病とは】、次の疾病のことです。
- 筋萎縮性側索硬化症　・後縦靱帯骨化症　・骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症　・初老期における認知症　・脊髄小脳変性症　・関節リウマチ
- 脊柱管狭窄症　・早老症　・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患　・パーキンソン病関連疾患　・閉塞性動脈硬化症　・がん（末期）
- 慢性閉塞性肺疾患　・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

障害者虐待防止法

障害者虐待防止法は，虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐために制定され、平成 24 年 10 月に施行されました。次のような虐待行為を行わないことはもちろん、虐待にあったり、見たり、聞いたりしたときは、市町村の窓口や関係機関に通報してください。

通報は**障害者虐待ホットライン**へ

☎　080-2772-7755（24 時間受付）	FAX　0942-30-9752
E-mail　h-rights.fukushi@docomo.ne.jp	

障害者虐待の通報などに関する情報は、13 ページにもあります。

2. 手　帳　制　度

身体障害者手帳

【　内　容　】　身体に障害のある人からの申請により、その障害の程度によって１級から６級までの手帳が交付されます。

【 対 象 者 】　視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害

【手続に必要なもの】　●印の書類は「手続窓口」に備え付けの用紙を使用してください。

【新規交付申請】	●　交付申請書
【障害程度の変更】	●　医師診断書・意見書
【障害の追加】	（指定を受けた医師が記載したものに限ります。）
【有期認定の更新】	（指定を受けている医師については、下記、問合せ先におたずねください。） ・　顔写真１枚（【注意】の⑴をご確認ください。） ・　印かん
【住所の変更】 【氏名の変更】	・　身体障害者手帳 ・　印かん 【注意】の⑵をご確認ください。
【手帳の紛失】	・　顔写真１枚（【注意】の⑴をご確認ください。） ・　身分証明書（健康保険証・免許証など） ・　印かん
【手帳の破損等】	・　身体障害者手帳 ・　顔写真１枚（【注意】の⑴をご確認ください。） ・　印かん
【所持者の死亡等】	・　身体障害者手帳 ・　印かん

【　注　意　】　⑴申請に必要な写真について
① 縦４㎝×横３㎝、１年以内に正面から撮影したもの
② 顔が判別できるもの（帽子やサングラスを着用していないもの）
③ インクジェットプリンタ等で印刷したものは、インクがはがれますので使用できません。

⑵住所・氏名の変更の場合、住民票上の転居・住所変更等の手続を先に行ってください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

２　手帳制度

療　育　手　帳

【　内　容　】　知的障害のある人からの申請により、一貫した指導・相談、各種福祉サービスを受けやすくするための手帳が交付されます。

【障害の程度】　A1（最重度）、A2（重度）、A3（重度身体障害と中度知的障害の重複）
B1（中度）、B2（軽度）
なお、交付の時に指定された年に再判定を受ける必要があります。

【判定について】

18 歳未満　最初に児童相談所で障害程度の判定を行います。事前に直接児童相談所へ予約してください。判定後、児童相談所から「判定書」が発行されます。必要なものを準備して市役所の障害者福祉の窓口で申請手続きをしてください。再判定の場合は、判定終了後、お持ちの手帳に判定結果が記入されます。

18 歳以上　福岡県障害者更生相談所で判定を行います。市役所の障害者福祉窓口に判定の予約申込をしてください。再判定の場合は、療育手帳をお持ちください。後日判定日が決まります。予約申込時に交付申請に必要な書類を準備します。「判定書」は障害者更生相談所から直接市役所に郵送されます。再判定の場合は、判定終了後、お持ちの手帳に判定結果が記入されます。

【手続に必要なもの】　必要な書類（●印のもの）は「手続窓口」に備え付けのものを使用してください。

【新規交付申請】	● 交付申請書 ● 判定書（18 歳未満の方のみ） ・顔写真 1 枚（【注意】の(1)をご確認ください。） ・印かん
【住所変更】 【氏名の変更】	・療育手帳 ・印かん 【注意】の(2)をご確認ください。
【手帳の紛失】	・顔写真 1 枚（【注意】の(1)をご確認ください。） ・身分証明書（健康保険証・免許証など） ・印かん
【手帳の破損等】	・療育手帳 ・顔写真 1 枚（【注意】の(1)をご確認ください。） ・印かん
【所持者の死亡】	・　療育手帳 ・　印かん

【　注　意　】　(1)申請に必要な写真について
① 縦 4 ㎝×横 3 ㎝、1 年以内に正面から撮影したもの
② 顔が判別できるもの（帽子やサングラスを着用していないもの）
③ インクジェットプリンタ等で印刷したものは、インクがはがれますので使用できません。
(2)住所・氏名の変更の場合、住民票上の転居・住所変更等の手続を先に行ってください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
久留米児童相談所	〒830-0047	津福本町 281	☎0942-32-4458	FAX0942-32-4459

精神障害者保健福祉手帳

【　内　容　】　精神障害のある人からの申請により、その程度によって 1 級から 3 級までの手帳が交付されます。
一定の障害があることを証明し、各種の福祉サービスが受けやすくなります。

【手続に必要なもの】　●印の書類は「手続窓口」に備え付けの用紙を使用してください。

【新規交付申請】 【障害程度の変更】 【更新申請】	● 交付申請書 ● 医師診断書・意見書 精神障害による障害年金を受給している場合は、「年金証書の写し及び直近の振込通知書」を診断書の代わりに持参してください。 ・顔写真 1 枚（【注意】の⑴をご確認ください。） ・印かん 有効期限は２年間です。更新に基づき２年ごとに障害の状態を再認定し、更新します。
【住所変更】 【氏名の変更】	• 精神障害者保健福祉手帳 • 印かん 【注意】の⑵をご確認ください。
【手帳の紛失】	• 顔写真 1 枚（【注意】の⑴をご確認ください。） • 印かん
【手帳の破損等】	• 精神障害者保健福祉手帳 • 顔写真 1 枚（【注意】の⑴をご確認ください。） • 印かん
【所持者の死亡等】	• 精神障害者保健福祉手帳

【　注　意　】　⑴申請に必要な写真について
① 縦４㎝×横３㎝、１年以内に正面から撮影したもの
② 顔が判別できるもの（帽子やサングラスを着用していないもの）
③ インクジェットプリンタ等で印刷したものは、インクがはがれますので使用できません。

⑵住所・氏名の変更の場合、住民票上の転居・住所変更等の手続を先に行ってください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

3. 各　種　相　談

久留米市役所 障害者福祉課・各総合支所 市民福祉課

福祉の中心的な実施機関として、補装具費の支給や、特別障害者手当の支給、施設への入所、ホームヘルパーの派遣等、日常生活上のいろいろな相談に応じて福祉サービスの提供を行います。また、各専門機関と連絡をとって各種福祉制度の窓口となります。
困ったことなど何でも気軽にご相談ください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

福岡県障害者更生相談所

主に 18 歳以上の身体障害者及び知的障害を対象として、補装具の判定や身体障害者手帳の診断・認定、療育手帳の判定等を行っています。
また、障害者に関する相談にも応じています。

問合せ先・手続窓口				
福岡県障害者更生相談所	〒816-0804	春日市原町 3 丁目 1-7	☎092-586-1055	FAX092-586-1065

久留米市幼児教育研究所

小学校就学前のお子さまの発達上で気になることや悩みなどさまざまな相談に応じ、専門相談（心理士・医師等）や発達支援（療育・訓練）を行っています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市幼児教育研究所	〒830-0042	荘島町 11 - 1	☎0942-35-3812	FAX0942-35-3886

久留米児童相談所

18 歳未満の児童に関するあらゆる相談を本人・家族・学校の先生・地域の方など、どなたからでもお受けし、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う機関です。
そのため必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行います。
また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。

問合せ先・手続窓口				
久留米児童相談所	〒830-0047	津福本町字金丸 281	☎0942-32-4458	FAX0942-32-4459

久留米市保健所　保健予防課・健康推進課

疾病の早期発見や予防のため、各種検査や乳幼児の健康診断及び健康教育、健康相談、家庭訪問をおこなっています。また、精神障害者に関する相談や家庭訪問の実施、一般市民、家族、ボランティアなどを対象とした研修会やうつ病対策講演会の開催など精神保健に関する知識の普及啓発等を行っています。

問合せ先・手続窓口			
久留米市保健所	〒830-0022	城南町 15-5　久留米商工会館 4 階	
（精神障害者への支援）	保健予防課・精神保健チーム	☎0942-30-9728	FAX0942-30-9833
（特定疾患治療研究事業・小児慢性特定治療研究疾患）	健康推進課・健康増進チーム	☎0942-30-9729	
（難病〈特定疾患〉相談）		☎0942-30-9335	
（発達相談・障害児育成医療）	健康推進課・母子保健チーム	☎0942-30-9731	

久留米市障害者虐待防止センター（障害者虐待ホットライン）

障害のある方たちと家族（養護者）の方たちを虐待から守り、虐待を防ぎ、支援するための相談窓口です。虐待の通報や届出を受けて、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行います。

⑴虐待の行為は、大きく５種類に分けられます。	
身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴行を加えることや、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。 平手打ちにする、殴る、蹴る、つねる、縛り付ける、閉じ込める、不要な薬を飲ませる、などの行為をすること。
性的虐待	無理やり（または同意していると見せかけて）わいせつなことをしたり、させたりすること。 裸にする、キスをする、性器への接触、性交、わいせつな話をしたり映像を見せたりする、などの行為を強制したりすること。
心理的虐待	侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的苦痛を与えること。 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子どもあつかいにする、わざと無視する、などの行為をすること。
放棄・放任（ネグレクト）	食事や入浴，洗濯，排せつなどの世話や介助をほとんどせず，心身を衰弱させること。 十分な食事を与えない、不潔な住環境での生活を強いる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない、などの行為をすること。
経済的虐待	本人の同意なく、財産や年金、賃金などを使ったり、理由なく金銭を与えなかったりすること。 年金や賃金を与えない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない、などの行為をすること。
⑵虐待は、虐待を行う人により、３種類に分けられます。	
養護者によるもの	生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族，同居する人による虐待のことです。
福祉施設従事者等によるもの	障害福祉サービスの事業所やその他の福祉施設で働いている職員による虐待のことです。
使用者によるもの	障害者を従業員として雇用している事業主などによる虐待のことです。

通報は**障害者虐待ホットライン**へ

☎　080-2772-7755（24 時間受付）	FAX　0942-30-9752
E-mail　h-rights.fukushi@docomo.ne.jp	

一般相談支援事業所

障害のある方やその家族、関係者からの相談を受け、障害者本人の自立した生活のために必要な助言・情報提供・サービス利用の支援などを行っています。
また、施設に入所していたり、長期の入院をしていたりした障害のある方が、在宅などの地域生活に移る際に、支援を行う介護事業所や生活のための訓練、住居の確保などに関する必要な情報を提供し、緊急時の連絡体制を確保するなど、安心して地域での生活に移ることができるよう、サポートします。

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町 10 番地 1	0942-39-6061	0942-36-8172
障害者地域生活支援センターピアくるめ	久留米市長門石 1 丁目 1 番 32 号	0942-36-5321	0942-36-5322
障害者地域生活支援センター ピアくるめみのう	久留米市善導寺町飯田 212 番地 1 耳納市民センター多目的棟 2 階	0942-23-5500	0942-23-5502
さくら相談支援ステーションくるめ東	久留米市通東町 5 番地 16 富士ビル 304 号	0942-39-1166	0942-38-2100
障害者地域生活支援センターのぞえの杜	久留米市藤山町 1764 番地 4	0942-51-8555	0942-22-0055
相談支援センターみずま	久留米市三潴町西牟田 6323 番地 15	0942-64-5858	0942-64-5814
相談支援事業所　夢の紀	久留米市田主丸町中尾 1272 番地 1	0943-73-0152	0943-73-0524
共に働く場まちづくりワークショップマリア	久留米市東町 32 番地 3	0942-21-1188	0942-21-1515
相談支援センター 社会福祉法人 寺子屋工房	久留米市北野町今山 370 番地 3	0942-80-3403	0942-23-4086
相談支援センターカリブ	久留米市安武町武島 468 番地 2	0942-27-2039	0942-27-2086
たいよう	久留米市山川町 1042 番地	0942-44-3311	0942-44-5001
相談支援事業所　希望	久留米市東町 25 番地 37	0942-46-5252	0942-46-5251
相談支援　グローリー	久留米市荒木町今 132 番地 3	0942-26-2894	0942-26-2895

特定相談支援事業所

障害のある方やその家族、関係者からの相談を受け、本人の自立した生活のために必要な助言・福祉サービスの利用援助、調整などの支援を行っています。
介護などのサービスを受けるために必要な、サービスの利用プランを作成し、定期的に状況を把握するなど、きめ細かなサポートを継続的に行います。

名称	所在地	電話番号	FAX番号
アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172
障害者地域生活支援センターピアくるめ	久留米市長門石1丁目1番32号	0942-36-5321	0942-36-5322
障害者地域生活支援センター ピアくるめみのう	久留米市善導寺町飯田212番地1耳 納市民センター多目的棟2階	0942-23-5500	0942-23-5502
たいよう	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001
さくら相談支援ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16富士ビル304号	0942-39-1166	0942-38-2100
レガート	久留米市田主丸町田主丸459番地1	0943-72-8020	0943-72-8040
障害者地域生活支援センターのぞえの杜	久留米市藤山町1764番地4	0942-51-8555	0942-22-0055
相談支援センターみずま	久留米市三潴町西牟田6323番地15	0942-64-5858	0942-64-5814
相談支援センターカリブ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086
相談支援事業所　夢の紀	久留米市田主丸町中尾 1272 番地 1	0943-73-0152	0943-73-0524
共に働く場まちづくりワークショップマリア	久留米市東町 32 番地 3	0942-21-1188	0942-21-1515

障害児相談支援事業所

障害のある児童が、訓練などのために通所事業所等を利用する際に、事業者等との連絡や調整を行い、利用計画を作成します。また、定期的にその後の状況を確認し、利用計画を見直すなど、継続的なサポートも提供します。

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172
たいよう	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001
さくら相談支援ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16富士ビル304号	0942-39-1166	0942-38-2100
障害者地域生活支援センターのぞえの杜	久留米市藤山町1764番地4	0942-51-8555	0942-22-0055
相談支援センターカリブ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086
相談支援事業所　夢の紀	久留米市田主丸町中尾1272番地1	0943-73-0152	0943-73-0524

久留米市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域で起こるさまざまな福祉問題を地域の皆さんと一緒に考え、関係機関の参加・協力のもと、地域福祉の推進を行う民間団体です。地域福祉を推進する中核的な団体で、地域の方や関係機関の参加・協力のもと地域で起こる様々な福祉問題の解決に向けて活動しています。

“「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ”を基本理念に、一人ひとりが尊重され、生きている幸せを実感できる福祉のまちの実現を目指しています。

また、認知症、知的障害者、精神障害者を対象に福祉サービスの利用・日常的なお金の出し入れのサポートや生活福祉資金の貸付・必要な相談支援などを行っています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

校区・地域社会福祉協議会

校区・地域社会福祉協議会（以下、総称して「地区社協」）は、地域住民が自分自身の暮らす地域を安全で、安心して暮らすことのできる、住みやすい地域社会づくりに取り組むことを目的とした任意の団体です。

地区社協は、組織単独ではなく、地域住民や他の団体（民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会、老人クラブや女性の会など）とで構成され、参画した団体等と連携しながら、小地域福祉活動の推進に取り組んでいます。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

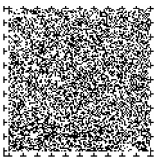

ものわすれ相談窓口・認知症高齢者電話相談

認知症の不安を抱く高齢者・家族の悩みや不安の相談に、認知症の専門家や、共感できる介護経験者が助言や支援を行います。
詳細の日時や場所については、毎月 15 日号の「広報くるめ」をご参照ください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 長寿支援課 介護予防チーム	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9207	FAX0942-36-6845

地域包括支援センター

保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士などが中心となって、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。
介護に関する相談や心配ごと・悩み以外に、健康や福祉、医療や生活に関することなど、また、高齢者だけでなく、その家族、近隣に暮らす人の高齢者に関する相談も受け、適切な機関につなぎ、支援しています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市中央 地域包括支援センター	東町 32-2 一番街プラザ 2 階 （一番街商店街）	西国分、東国分、日吉、 篠山、南薫、荘島、京町、 鳥飼、金丸、長門石	☎0942-46-8711	FAX0942-34-7217
久留米東 地域包括支援センター	山本豊田 1499-21 東部地域高齢者 ケアステーション 1 階	山川、山本、草野、 善導寺、大橋	☎0942-41-5522	FAX0942-47-2777
久留米東第 2 地域包括支援センター	田主丸町田主丸 459-11 田主丸総合支所 1 階	船越、水分、芝刈、川会、 竹野、水縄、田主丸	☎0943-72-8055	FAX0943-72-0833
久留米西 地域包括支援センター	三潴町玉満 2779-1 三潴総合支所 2 階	城島、下田、青木、江上 浮島、犬塚、西牟田、三潴、 荒木、安武、大善寺	☎0942-51-6100	FAX0942-64-2082
久留米南 地域包括支援センター	上津 1-13-22 南部保健センター	上津、青峰、高良内	☎0942-51-2332	FAX0942-21-2103
久留米南第 2 地域包括支援センター	南 1-8-1 教育センター1 階	南、津福	☎0942-36-5311	FAX0942-36-5312
久留米北 地域包括支援センター	北野町中 3253 コスモすまいる北野 （北野複合施設）	北野、弓削、大城、金島、 小森野、宮ノ陣、御井、 合川	☎0942-23-1055	FAX0942-78-7255

民生委員・児童委員

高齢者や、障害のある方などの相談に応じ、福祉制度を紹介するなどの適切なアドバイスをします。児童委員は、民生委員が兼ねており、子どものことで悩んでいる人へのアドバイスをしています。
プライバシーは厳守しますので、お気軽に相談ください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 地域福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9173	FAX0942-30-9710

ろうあ者相談員

耳と言葉の不自由な方の、手話による相談に応えるため、手話ができる、ろうあ者相談員がいます。
障害者福祉課にお問い合わせください。
事前にファックス（0942-30-9709）又は電話（0942-30-9035）で予約してください。

身体障害者相談員

市長から委嘱を受けた相談員が、同じ障害のある立場から、身体に障害のある方々の相談に応じるとともに、関係機関との連絡も行っています。個人のプライバシーなどについては固く守るように義務付けられていますので、ひとりで悩むことなく、気軽にご相談ください。
名簿は 111 ページに掲載しています。

知的障害者相談員

市長から委嘱を受けた相談員が、知的障害のある方々のいろいろな問題の相談に応じるとともに、関係機関への連絡なども行っています。個人のプライバシーなどについては固く守るように義務付けられていますので、ひとりで悩むことなく、気軽にご相談ください。
名簿は 111 ページに掲載しています。

バリアフリーアドバイザー派遣制度

【 内　容 】　高齢者または障害者の方の安全な住まいづくりのために、専門家（建築士・作業療法士または理学療法士）を派遣し、住宅改造が必要な箇所や施工方法等について適切なアドバイスを行います。
なお、電話相談、窓口での相談は火曜日から金曜日の 10 時～17 時まで随時受付けています。

【 対 象 者 】　介護保険制度や福岡住みよか事業などを利用して、バリアフリー改修工事を検討されている方。
但し、65 歳以上の高齢者や障害者の方で、将来のために住まいをチェックされたい方は、事業対象外につきましても対応しています。
住みよか事業を含めた住宅改造資金助成を検討されている場合は、46 ページ《住宅：久留米市重度障害者住宅改造補助事業》をご覧ください。

【 利 用 料 】　無料

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・申込窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 長寿支援課			☎0942-30-9207	FAX0942-36-6845

実施機関		
（財）福岡県建築住宅センター 住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局（生涯あんしん住宅内） 〒816-0804　春日市原町 3 丁目 1 番 7 号クローバープラザ内	☎092-582-8061	FAX092-582-8162

こころの健康相談

【 対 象 者 】　精神的な不安定、依存の問題、認知症、思春期の問題等、心の悩みを持つ本人又はその家族等

【相談の方法】
【受付日時】　電話相談、窓口相談

保健師・精神保健福祉士が、精神保健に関する相談を受け、助言及び情報提供等を行っています。
日時：月～金曜日（年末年始、祝祭日除く）8:30～17:15

精神科医による相談（要予約）

精神科医が、精神保健に関する相談を受け、助言・指導及び情報提供を行っています。
日時：毎週木曜日（年末年始、祝祭日除く）13:30～15:00（一人 30 分）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市保健所 保健予防課	〒830-0022	城南町 15-5 久留米商工会館 4 階	☎0942-30-9728	FAX0942-30-9833

災害時要援護者台帳

【 内 容 】　地震や風水害などの災害が起きる前に、避難に支援を必要とする方（災害時要援護者）に名簿登録をしていただき、市、広域消防、各校区まちづくり振興会、自治会、民生委員、消防団などが情報を共有することによって、日頃の声かけや災害時の安否確認、避難情報の伝達などの支援につなげるものです

【 対 象 者 】　在宅で、自力または家族の協力による避難が困難な方のうち、次の⑴から⑸までのいずれかに該当する方。
⑴ 65 歳以上の方のみで居住している方。
⑵ 介護保険の要介護認定で、要介護 3 以上の認定を受けている方。
⑶ 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持している方
⑷ 療育手帳の A を所持している方。
⑸ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方。
なお、上記⑴から⑸に準じると認められる場合も、対象となります。

【登録の方法】　久留米市役所 地域福祉課（電話 0942-30-9173）へご連絡ください。
いつでも登録できます。

【注意】　作成した名簿は、非常時に備えて、各自治会、民生委員、消防団などに提供し、共有します。
このため、登録者には、個人情報の提供に同意していただく必要があります。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 地域福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9173	FAX0942-30-9710

4. 医療と訓練・リハビリテーション

重度障害者医療制度

【　内　容　】　医療機関等にかかった際の医療費の自己負担分に対し、一定の支援をする市の制度です。

〔注意〕(1)更生医療や精神通院医療など公費負担が適用される方は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額に対しての助成になります。

(2)入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料、病床数 200 床以上の病院における初診時特定療養費などの健康保険がきかない費用は、助成の対象とはなりません。

【 対 象 者 】　６歳就学後 65 歳未満の方、および 65 歳以上で後期高齢者医療を保有している方のうち、下記のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳の１級・２級の交付を受けている人
②療育手帳Ａの交付を受けている人
③身体障害者手帳３級の交付を受けており、かつ療育手帳Ｂ１の交付を受けている人
④精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人
〔注意〕精神病床へ入院した場合、及びその同一月に同一医療機関の精神病床以外の病床に転床した場合は支給の対象外です。（精神病床入院中に受けた他の医療も含む）
⑤障害基礎年金の１級で、かつ傷病名が知的障害および精神遅滞の人
⑥特別児童扶養手当の１級で、かつ傷病名が知的障害および精神遅滞の人

〔注意〕６歳就学前までは乳幼児等医療の対象です。

【助成内容】　保険対象の医療費の自己負担が定額になります

１つの医療機関ごとに　通院：500 円／月
入院：500 円／日（月　5，000 円を上限）

ただし、低所得の方は、入院時の自己負担が 300 円／日（月 3，000 円を上限）となります。

【手続に必要なもの】　①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、障害の状況を証する書類
②医療保険証

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 医療・年金課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9034	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

後期高齢者医療制度

【　内　容　】　75 歳以上の方（生活保護受給者等を除く）のほか、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害のある人についても、後期高齢者医療制度の対象とされ、任意で加入することができます。この任意加入は 75 歳になるまではいつでも申請することができますし、又いつでも将来に向けて撤回することができます。

【 対 象 者 】　①身体障害者手帳１級～3 級の交付を受けている人
②身体障害者手帳４級の交付を受けている方で次のいずれかの障害の人
ア．音声機能障害・言語機能障害に該当する人
イ．両下肢のすべての指を欠く人
ウ．下肢の２分の１以上を欠く人
エ．下肢の機能に著しい障害のある人
③障害による公的年金の１級または２級を受けている人
④療育手帳Ａ（1・2・3）の交付を受けている人
⑤精神障害者保健福祉手帳１級または２級を受けている人

【手続に必要なもの】　①身体障害者手帳または療育手帳か、公的年金(障害基礎年金)の年金証書、精神障害者保健福祉手帳
②印かん
③医療保険証（健康保険の喪失、保険料軽減の手続きが必要なため）
④特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）

重　要

65 歳以上 75 歳未満で、一定の障害がある方の後期高齢者医療制度への加入は任意ですが、「加入する」場合と「加入しない」場合で、保険料の納付や医療機関での自己負担等に次のような違いがあります。

	後期高齢者医療に加入する場合	後期高齢者医療に加入しない場合
健康保険	後期高齢者医療制度	国民健康保険又は被用者保険
保険料の負担	後期高齢者医療制度の保険料を支払うことになります。〔注 1〕 なお、対象者が職場の健康保険の扶養家族である場合、現在は対象者の保険料負担はありませんが、後期高齢者医療制度では新たに保険料の支払いが必要になります。	加入している健康保険（国民健康保険又は被用者保険）の保険料をこれまでどおり負担します。 なお、対象者が職場の健康保険の扶養家族である場合、これまでどおり保険料の負担はありません。
医療機関での自己負担	医療費の１割（現役並み所得者は３割）を負担します。 なお、「重度障害者医療」の対象者は、上記の医療費に対して、自己負担が定額になります。 ※「重度障害者医療制度」をご覧ください。	70 歳未満の方は医療費の３割を、70 歳以上の方は、特例措置対象被保険者〔注 2〕を除き、医療費の２割（現役並み所得者は 3 割）を負担します。〔注 3〕 なお、こちらを選択された場合、「重度障害者医療制度」の助成が受けられなくなりますので、ご注意ください。

〔注１〕後期高齢者医療制度の保険料は、前年の所得等によって算定されますので一人ひとりの保険料は異なります。なお、世帯の所得等に応じて保険料は軽減されます。

〔注 2〕特例措置対象被保険者とは誕生日が昭和１９年４月１日までの方です。負担割合は１割（現役並み所得者は３割）となります。

〔注 3〕この負担割合に変更されるのは誕生月の翌月（１日が誕生日の方はその月）からです。

〔注 4〕保険の給付は、福岡県後期高齢者医療広域連合が行います。
福岡県後期高齢者医療広域連合　電話番号 092-651-3111　FAX 番号 092-651-3901

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 健康保険課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9029	FAX0942-30-9751
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

自立支援医療（更生医療）

【 内 容 】　一般医療によってすでに治癒した身体に障害のある方に対し、障害の軽減や日常生活能力または職業能力を回復、または獲得することを目的として行う医療です。県の身体障害者更生相談所の判定によって、指定医療機関で公費による医療費の支給を受けることができます。

【 対 象 者 】　満 18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人

【対象になる医療】
①肢体不自由…変形、麻痺、運動失調、切断等の機能障害に関する手術やリハビリ
②心臓機能障害…手術とそれに伴う医療（該当しないものもあります）
③聴覚障害…穿孔閉鎖術、形成術、人工内耳術
④腎臓機能障害…人工透析、CAPD、腎移植術及び腎移植に伴う抗免疫療法
⑤免疫機能障害…抗 HIV 療法、免疫調節療法、HIV 感染症による合併症の予防及び治療
⑥肝臓機能障害…肝臓移植及び肝臓移植に伴う抗免疫療法
⑦その他の障害については、おたずねください。

【手続に必要なもの】
①申請書
②印かん
③身体障害者手帳（手帳の交付を受けている方）
④意見書
⑤医療保険証（受診される方と同じ保険に加入してある方全員分）の写し
⑥市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

自立支援医療（育成医療）

【 内 容 】　身体に障害を有する児童は、現存の疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童が、その障害を除去・軽減する手術等の治療を受ける必要がある場合、指定医療機関で公費による医療費の支給を受けることができます。（所得の状況によっては、対象外となる場合もあります）

【 対 象 者 】　18 歳未満の児童

【自己負担額】　原則として、医療費の 1 割負担となります。ただし、世帯（加入している保険単位）の所得水準に応じてひと月当たりの負担上限額が設定されます。
また、入院時の食費については、原則自己負担になります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市保健所 健康推進課	〒830-0022	城南町 15-5 久留米商工会館 4 階	☎0942-30-9731	FAX0942-30-9833

自立支援医療（精神通院医療）

【　内　容　】　精神疾患のために、継続した通院治療を受ける必要がある場合、指定医療機関で公費による医療費の支給を受けることができます。

【 対 象 者 】　精神疾患を有し通院している方（年齢制限はありません）

【利用者負担額】　原則として、医療費の１割負担となります。ただし、世帯（加入している保険単位）の所得水準に応じてひと月当たりの負担上限額が設定されます。
（所得の状況によっては、対象外となる場合もあります）

【有効期間】　有効期間は１年間です。申請に基づき１年ごとに更新します。

【手続に必要なもの】　①申請書
②印かん
③診断書（更新申請の場合、診断書の提出は２年に１回です）
④意見書（必要な方のみ）
⑤医療保険証（受診される方と同じ保険に加入してある方全員分）の写し
⑥同意書（市町村民税課税状況等の調査）
⑦市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

ひとり親家庭等医療

【　内　容　】　母子家庭、父子家庭などのほか、父親又は母親に障害がある場合、ひとり親家庭等医療が受けられる場合があります。また、「重度障害者医療」と「ひとり親家庭等医療」のどちらも対象になる方は、併せて受給することで、受診内容（入院・通院）に応じて使い分けることができます。

詳しい内容は問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 医療・年金課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9034	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

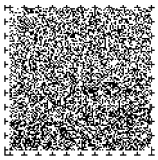

特定疾患治療研究事業

【　内　容　】　原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、国が定めた「特定疾患」（平成 25 年 4 月現在 56 疾患）について、疾患研究により医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。
福岡県特定疾患審査会で承認され、特定疾患医療受給者証の交付を受ければ、医療費が助成されます。

【対象者】　次の全てを満たす方が対象です。
1．福岡県に住民票がある方
2．現在特定疾患にかかり、治療を受けている方
3．健康（医療）保険に加入し、保険証をお持ちの方

【対象疾患】　次のページの「特定疾患一覧表」のとおり

【助成内容】　生計中心者の所得税額に応じた自己負担限度額があり、限度額を超える分について公費で負担します。

詳しい内容は問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市保健所 健康推進課 健康増進チーム	〒830-0022	城南町 15-5 久留米商工会館 4 階	☎0942-30-9731	FAX0942-30-9833

坂本 繁二郎　生家

特定疾患一覧表

（平成 25 年 4 月現在）

1.ベーチェット病	32.重症急性膵炎
2.多発性硬化症	33.特発性大腿骨頭壊死症
3.重症筋無力症	34.混合性結合組織病
4.全身性エリテマトーデス	35.原発性免疫不全症候群
5.スモン	36.特発性間質性肺炎
6.再生不良性貧血	37.網膜色素変性症
7.サルコイドーシス	38.プリオン病
8.筋萎縮性側索硬化症	39.肺動脈性肺高血圧症
9.強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	40.神経線維腫症
10.特発性血小板減少性紫斑病	41.亜急性硬化性全脳炎
11.結節性動脈周囲炎	42.バッド・キアリ症候群
12.潰瘍性大腸炎	43.慢性血栓塞栓性肺高血圧症
13.大動脈炎症候群	44.ライソゾーム病
14.ビュルガー病	45.副腎白質ジストロフィー
15.天疱瘡	46.家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
16.脊髄小脳変性症	47.脊髄性筋萎縮症
17.クローン病	48.球脊髄性筋萎縮症
18.難治性の肝炎のうち劇症肝炎	49.慢性炎症性脱髄性多発神経炎
19.悪性関節リウマチ	50.肥大型心筋症
20.パーキンソン病関連疾患	51.拘束型心筋症
21.アミロイドーシス(原発性)	52.ミトコンドリア病
22.後縦靭帯骨化症	53.リンパ脈管筋腫症(LAM)
23.ハンチントン病	54.重症多形滲出性紅斑（急性期）
24.モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	55.黄色靭帯骨化症
25.ウェゲナー肉芽腫症	56.間脳下垂体機能障害
26.特発性拡張型(うっ血型)心筋症	（プロラクチン分泌異常症）
27.多系統萎縮症	（ゴナドトロピン分泌異常症）
28.表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	（ADH 分泌異常症）
29.膿疱性乾癬	（下垂体性 TSH 分泌異常症）
30.広範脊柱管狭窄症	（クッシング病）
31.原発性胆汁性肝硬変(無症候性は除く)	（先端巨大症）
	（下垂体機能低下症）

巨　峰

（田主丸町）

小児慢性特定疾患治療研究事業

【 内　容 】　認定された小児慢性特定疾患の治療及びそれに付随して発現する疾患について、委託医療機関での医療費の一部又は全部を助成します。

【 対 象 者 】　次の全てを満たす方が対象です。

1. 久留米市に住民票がある方
2. 小児慢性特定疾患にかかっている方
3. 18 歳未満の方（新規申請の場合）
   ただし、18 歳到達時点で本事業の対象となっており、かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められた場合には20歳未満まで延長することができます。
4. 健康（医療）保険に加入（被保険者及び被扶養者）し、保険証をお持ちの方

【対象疾患】　約 500 疾患を 11 の疾患群に分類して給付を行っています。
疾患名ごとにそれぞれ対象基準がありますのでご注意ください。

小児慢性特定疾患

疾患番号	対象疾患群	疾患の例示
01	悪性新生物	白血病、脳腫瘍など
02	慢性腎疾患	ネフローゼ症候群、腎炎など
03	慢性呼吸器疾患	気管支喘息、気管支拡張症など
04	慢性心疾患	心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、慢性心筋炎など
05	内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、甲状腺機能低下症など
06	膠原病	若年性関節リウマチ、シェーグレン症候群など
07	糖尿病	Ⅰ型・Ⅱ型糖尿病など
08	先天性代謝疾患	軟骨異栄養症、メチルマロン酸血症など
09	血友病等血液疾患・免疫疾患	先天性血液凝固異常症など
10	神経・筋疾患	ウエスト症候群、レット症候群など
11	慢性消化器疾患	先天性胆道閉鎖症、肝硬変など

〔注意 1〕対象となるかどうか、申請前に主治医と相談してください。
〔注意 2〕対象となる疾患であっても病気の状態によっては対象にならない場合があります。

【助成内容】　⑴生計中心者の所得税額に応じた自己負担限度額があり、限度額を超える分について公費で負担します。
ただし、訪問看護・院外処方による調剤薬局での薬剤費については、自己負担はありません。
⑵重症患者、生活保護法の被保護世帯、市町村民税が非課税の方については、自己負担はありません。
⑶同一生計内に 2 人以上の患者がいる場合は、2 人目以降の方の負担限度額は 1/10 になります。

詳しい内容は問合せ先におたずねください

問合せ先・手続窓口				
久留米市保健所 健康推進課	〒830-0022	城南町 15-5 久留米商工会館 4 階	☎0942-30-9731	FAX0942-30-9833

障害児等療育支援事業

【　内　容　】　発達が気になる児童やサポートが必要な方に、電話での相談に応じたり、ご家庭、保育所、幼稚園、学校、施設へ訪問したりすることで、生活に必要な情報の提供や助言を行います。

在宅障害児（者）のライフステージに応じた、地域での生活を支援するために、３つの療育事業を行なっています。

⑴ 訪問療育
専門のスタッフが定期的もしくは随時ご家庭を訪問したり地域を巡回したりして相談・援助を行います。

⑵ 外来療育
来所による生活や発達に関する相談を受けます。

⑶ 施設支援、巡回支援
保育園、幼稚園、学校、通園（通所）施設、事業所などを訪問し（もしくは来所により）、講義、児童の評価、対応に関してのアドバイスなど、相談や技術支援を行います。

【相談の例】　⑴保育所、幼稚園、学校に通っているが、発達の遅れが心配。
⑵友達とうまく遊べない、集団行動がとりにくい、勉強がわかりにくい様子があるが、対応方法がわからない。
⑶スプーンやお皿など道具の工夫、座り方や姿勢づくりなど環境の工夫をしたい。
⑷自分の住んでいる地域（近く）で訓練など受けたい。

【対象地域】　久留米市・小郡市・大刀洗町・うきは市・大川市・大木町を中心とした地域

【利用方法】　事前に問合せ先へご連絡ください。

【受付時間】　火から土曜日まで（祝日は除く）
午前９時から午後５時まで

【利用料】　無料

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
社会福祉法人こぐま福祉会	〒838-0142	小郡市大板井 1143-1	☎0942-72-7221	FAX0942-72-7222

心理リハビリテイション

【　内　容　】　「動作法」という発達援助法を中心に、心身に障害を持つ児童・生徒の機能回復のため、毎月２回の訓練及び夏期集中訓練を久留米市総合福祉会館で実施しています。相談・見学も受け付けています。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市 幼児教育研究所	〒830-0042	荘島町 11－1	☎0942-35-3812	FAX0942-35-3886

5.　年　金

年金制度

年金制度は、日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人を対象とした国民年金（基礎年金）及び会社員等を対象とした厚生年金・共済年金があり、加入者（被保険者）が高齢や障害の状態になったり死亡したりした場合に、本人又は家族に年金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

障害基礎年金

【　内　容　】　国民年金に加入している間にかかった病気やケガによって、受給年齢である 65 歳になるまでの間に一定の障害を受けたときに支給される年金です。障害のもととなった病気やケガで初めて医師にかかった日が 20 歳以前である方については、20 歳になったときに手続きができます。障害の程度により 1 級と 2 級に分けられますが、この等級は障害者手帳の等級とは異なります。

【受給の要件】　次の⑴または⑵のいずれかに該当することが受給の要件です。

⑴20 歳以降に障害者となった場合（次の①から③のすべてに該当するとき）
- ①初診日に国民年金に加入していること。または、60 歳以上 65 歳未満の間に初診日があること。（日本国内に住所を有する人）
- ②障害基礎年金の障害等級で定められた障害の状態であること。
- ③初診日の前日において、初診日の前々月以前の年金の加入期間の 2／3 以上の保険料納付済期間か保険料免除期間があること。または、1 年間保険料の滞納がないこと（平成 28 年 3 月 31 日まで）。

⑵20 歳未満で障害を受けた場合（次の①及び②のすべてに該当するとき）
- ①障害基礎年金の障害等級で定められた障害の状態であること。
- ②本人の所得が一定額以下であること。

【 年 金 額 】　平成２６年４月現在

1 級…966,000 円（月額 80,500 円）

2 級…772,800 円（月額 64,400 円）

【注意】

⑴障害基礎年金の障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。ご注意ください。

⑵障害基礎年金の受給者に扶養している子がいる場合には加算額がつきます。

2 人目まで…1 人 222,400 円（月額 18,533 円）

3 人目以降…1 人　74,100 円（月額　6,175 円）

⑶お子さんが 18 歳になった年度末まで加算されます。お子さんに障害がある場合（1 級または 2 級）は 20 歳の誕生日の前日の属する月までです。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 医療・年金課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9034	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

5　年金

障害厚生年金

【　内　容　】　厚生年金に加入している間にかかった病気やケガによって、一定の障害を受けたときに支給される年金です。障害の程度により 1～3 級まであり、それより軽度の場合でも一時金として障害手当金が支給される場合があります。

【受給の要件】　① 厚生年金の加入期間中に初診日があること
② 保険料の納付要件に該当していること（障害基礎年金と同様）
③ 障害認定日において、障害等級表の「1 級」「2 級」「3 級」のいずれかに該当する障害の状態にあること。または、65 歳前に「1 級」「2 級」「3 級」の障害の状態になること

【　注　意　】　⑴障害厚生年金の障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。ご注意ください。
⑵年金額は、勤続年数、給与月額等によって違います。問合せ先へおたずねください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米年金事務所	〒830-0037	諏訪野町 2401	☎0942-33-6192	FAX0942-34-8402

特別障害給付金

【　内　容　】　国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、平成７年４月より特別障害給付金制度が始まりました。

【受給の要件】　（1）平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生
（2）昭和 61 年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（注１）があり、現在、障害基礎年金１級、２級相当の障害に該当する方。ただし、65 歳に達する前日までに請求する必要があります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。また、給付金を受けるためには、日本年金機構の認定が必要になります。
（注１）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

【 支 給 額 】　障害基礎年金１級に該当する方　月額　49,700 円
障害基礎年金２級に該当する方　月額　39,760 円
（平成 26 年４月現在）
支給額はご本人の所得、他に受給している年金、手当により減額や停止される場合があります。

詳しい内容は、問い合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 医療・年金課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9034	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

6. 手当・給付金

特別障害者手当

【 内 容 】　日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度重複障害者等に対して支給されます。手当の基準による心身の状態により給付の可否が決定されますので、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない方でも申請することができます。
ただし、本人が施設に入所している場合、3 か月以上入院している場合、本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合などは支給されません。
なお、申請には医師の診断書等が必要です。

【 支 給 額 】　平成 26 年 4 月現在　月額　26,000 円
支給月は、2 月・5 月・8 月・11 月です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

障害児福祉手当

【 内 容 】　20 才未満の児童で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅障害児に対して支給されます。手当の基準による心身の状態により給付の可否が決定されますので、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない方でも申請することができます。
ただし、施設に入所している方および障害を事由とする公的年金を受給している方、本人・扶養義務者などの所得が限度額以上の方は支給されません。
なお、申請には医師の診断書等が必要です。

【 支 給 額 】　平成 26 年 4 月現在　月額　14,140 円
支給月は、2 月・5 月・8 月・11 月です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

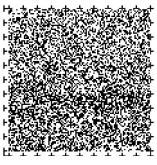

心身障害者扶養共済制度と掛金補助

【　内　容　】　心身障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡または重度障害）があったときに、残された心身障害者に年金を支給する制度です。また、所得に応じて掛金補助を受けることができる場合があります。

【加入対象者】　（1）心身障害者を扶養している保護者…父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族など
（2）65 歳未満の生命保険に加入できる健康な方

【心身障害者の範囲】　① 身体障害者手帳の 1、2、3 級を持つ方
② 知的障害のある方
③ 精神障害のある方

【年金の支給額】　加入者が死亡し又は重度の障害となったときは、その月から心身障害者に年金が支給されます。
① 一口加入者 … 月額　20,000 円
② 二口加入者 … 月額　40,000 円

【掛金補助の所得基準】　① 被保護世帯等……10／10 補助
② 市民税非課税世帯……5／10 補助
③ 市民税均等割のみ課税世帯……3／10 補助

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

在日外国人障害者・高齢者給付金

【　内　容　】　制度上の理由で、現在障害基礎年金や老齢基礎年金などを受けられない在日外国人を対象に、在日外国人障害者・高齢者給付金を支給します。ただし、生年月日や年金の受給資格が無いことなど、いくつかの要件があります。

在日外国人障害者給付金についての詳しい内容は、次の窓口におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

同高齢者給付金の詳しい内容は、長寿支援課、又は、各総合支所市民福祉課へおたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 長寿支援課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9207	FAX0942-36-6845

児童扶養手当

【 内 容 】　父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

【 対 象 者 】　次のいずれかに該当する児童（18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者。障害児については 20 歳未満。）を監護している母（父）、又は母（父）に代わってその児童を養育している人。

（1）父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
（2）父（母）が死亡した児童
（3）父（母）が施行令に定める程度の障害の状態（年金の障害等級１級程度）にあり、公的年金の加算対象となっていない児童
（4）父（母）の生死が明らかでない児童
（5）父（母）から１年以上遺棄されている児童
（6）父（母）が裁判所からの配偶者暴力に関する保護命令を受けた児童
（7）父（母）が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
（8）母が婚姻によらないで懐胎した児童

【注意】

⑴次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、手当を受給できません。
①母（父）が婚姻の届出はしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき
②手当を受けようとする父（母）、又は養育者が、日本国内に住所を有しないとき
③対象児童が日本国内に住所を有しないとき
④対象児童が里親に委託されているとき、又は児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く）や少年院等に入所しているとき
⑤国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金（老齢福祉年金を除く）の給付を受けることができるとき〔この要件は、平成 26 年 12 月に改正される可能性があります。〕
⑥平成 15 年４月１日時点において、手当の支給要件に該当してから５年を経過しているとき（母子に限る）

⑵本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は手当が支給されません。

【 支 給 額 】　（平成 26 年４月時点）

支給対象児童数	支　給　月　額
１　人　目	全部支給…41,020 円／一部支給…9,680 円～41,010 円
２人目の場合	5,000 円加算
３人目から	3,000 円加算

所得に応じて、全部支給と一部支給があります。
支払月は、４月・８月・12 月です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 家庭子ども相談課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9063	FAX0942-30-9718
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

６　手当・給付金

特別児童扶養手当

【　内　容　】　精神または身体に障害がある状態（法令で定める程度以上）の 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

【 対 象 者 】　日本国内に住所があり、精神又は身体に法令に定める程度以上の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代わってその児童を養育している人。

【注意】

⑴次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

①対象児童が、日本国内に住所を有しないとき

②対象児童が、障害を支給事由とする公的年金（障害児福祉手当は年金ではありません。）を受けることができるとき

③対象児童が、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき

⑵受給者・扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は、手当が支給されません。

【 支 給 額 】　（平成 26 年４月時点）

特別児童扶養手当の等級	月　　額
１級 （重度障害児）	49,900 円
２級 （中度障害児）	33,230 円

支払月は、４月・８月・11 月です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 家庭子ども相談課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9063	FAX0942-30-9718
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

生活保護受給者の方の障害加算

【　内　容　】　生活保護を受給している方で、下記のいずれかの要件に該当する障害のある方は、保護費の障害者加算がある場合があります。

【 対 象 者 】　次の⑴から⑶までのいずれかに該当する方

⑴身体障害者手帳（１級、２級、３級）所持者

⑵精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）所持者

⑶障害年金（１級・２級）受給者

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 生活支援第１課・第２課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9023	FAX0942-30-9710

福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

【　内　容　】　腎臓疾患患者で、就労等により昼間に人工透析を受けられないため、夜間に人工透析を必要とする方の、通院に伴う交通費の一部が県より助成されます。ただし、負担した通院費と所得について制限があります。

【 対 象 者 】　①身体障害者手帳の交付を受けている方
②夜間（午後５時以降）に人工透析を１か月間に５回以上受けている方
③通院の交通費用が月額２，000 円以上かかっている方、又は片道 10Km以上の通院を自家用車で行っている方

【 助 成 額 】　月額　2,000 円

【手続に必要なもの】　①申請書
②印かん
③通院証明書（県指定の用紙）
④住民票謄本（続柄の記載のあるもの）
⑤本人及び扶養義務者の「前年中の所得証明書又は収入等の確認できるもの」
⑥債権者登録申出書
⑦本人名義の通帳の写し
⑧タクシー利用の場合、交通費の領収書

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

鬼　夜

7. 生 活 用 具 等

補装具費の支給（購入・修理）

【 内　容 】　在宅の障害者・児が補装具（身体機能を補完または代替するものであって、長期間にわたって継続して使用するもの）を購入（もしくは修理）する際の費用を支給します。対象者や支給費用の上限額が、種目ごとに国の基準によって定められています。

【 対 象 者 】　次のすべての要件を満たす方
①身体障害者手帳をお持ちの方もしくは 127 ページの「対象疾患一覧」のいずれかの疾患に罹患している方
②労働者災害補償保険法、公務員災害補償法、戦傷病者特別援護法、介護保険法等の規定に基づく補装具の給付や貸与を受けられない方

【手続に必要なもの】　**必ず事前に申請が必要です。**
①補装具費（購入・修理）支給申請書（指定様式。印鑑が必要。）
②医師の意見書・処方箋（指定様式。＊印の補装具については、身体障害者手帳で確認できる場合は不要。文書作成料については全額自己負担。）
③購入（もしくは修理）する業者の見積書（任意様式。市登録業者に限る。）
④身体障害者手帳 または 特定疾患医療受給者証（お持ちの方のみ）

【利用者負担額】
※支給費用の上限額を超える場合の差額は、全額自己負担となります。

世　帯　区　分	利 用 者 負 担 額
生活保護法による被保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
一般世帯（市町村民税課税世帯）	費用の 1 割負担 （月額上限　37，200 円）
一定以上所得世帯 （本人または世帯員のいずれかの方の市町村民税所得割額が 46 万円以上の世帯）	全額自己負担 （支給対象外）

【対象となる主な補装具】

障　害　内　容	お　も　な　補　装　具
目の不自由な方	＊盲人安全杖　義眼　矯正眼鏡　遮光眼鏡　弱視眼鏡 コンタクトレンズ
耳の不自由な方	高度難聴用補聴器　重度難聴用補聴器　骨導式補聴器
肢体の不自由な方	義肢　装具　歩行器　車椅子　電動車椅子　座位保持装置 ＊歩行補助杖 （座位保持椅子　起立保持具　排便補助具　頭部保持具）
両上下肢機能全廃及び言語機能を喪失した方等	重度障害者用意思伝達装置
重度の内部機能障害(心臓･腎臓･呼吸器機能障害に限る)の方	車椅子　電動車椅子

（注意１）網掛けは、申請の後に福岡県障害者更生相談所での来所判定が必要です。
（注意２）（括弧）内の種目については、児童（18 歳未満）のみ対象となります。
（注意３）下線部は、介護保険制度における福祉用具の貸与種目と重複する種目になりますので、介護保険に該当する方（8 ページ参照）は、原則として、介護保険制度から貸与を受けることになります。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

日常生活用具の給付

【 内　容 】　在宅の障害者・児の日常生活を容易にするための用具（下表の給付種目を参照）を給付します。対象者や給付の上限額が、種目ごとに定められています。また、世帯の課税状況により利用者負担額があります。
なお、介護保険制度における福祉用具と重複する種目（下線部の場合）については、介護保険に該当する方（8 ページ参照）は、原則として、介護保険制度から貸与又は給付を受けることになります。
（注意）必ず事前に申請が必要です。

【 対 象 者 】　身体障害者手帳をお持ちの方もしくは 127 ページ「対象疾患一覧」のいずれかの疾患に罹患している方

【給付される用具】　次のページからの表を参照してください。

【手続に必要なもの】　①日常生活用具給付申請書（指定様式。印鑑が必要。）
②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 または 特定疾患医療受給者証（お持ちの場合のみ）
③見積書（市契約業者のもの）
④カタログ（写しで可）
⑤同意書（市町村民税課税状況等の調査のため）
⑥市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）
（注意）給付種目により、その他の書類が必要となる場合がございます。

【利用者負担額】
※支給費用の上限額を超える場合の差額は、全額自己負担となります。

世　帯　区　分	利 用 者 負 担 額
生活保護法による被保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
一般世帯（市町村民税課税世帯）	費用の 1 割負担 （月額上限　18，600 円）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

7　生活用具等

日常生活用具給付の対象となる用具および障害の程度　（1／4ページ）

視覚障害

給付種目	障害程度
ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上（原則として学齢児以上）
音声 IC タグレコーダー	視覚障害２級以上（原則として学齢児以上）
時計	視覚障害２級以上（18 才以上）
点字タイプライター	視覚障害２級以上（就学・就労しているか、就労が見込まれる人）
点字器	視覚障害者で必要と認められる人（学齢児以上）
電磁調理器	視覚障害２級以上（18 歳以上） （視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
体温計（音声式）	視覚障害２級以上（原則として学齢児以上） （視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害の人
体重計	視覚障害２級以上（18 歳以上） （視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
拡大読書器	視覚障害者であって、本装置によって文字を読むことが可能になる人 （原則として学齢児以上）
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上（原則として学齢児以上）
活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上（原則として学齢児以上）
情報通信支援用具	視覚障害２級以上（原則として学齢児以上）

聴覚障害

給付種目	障害程度
屋内信号装置	聴覚障害２級以上（18 歳以上） （聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
情報受信装置	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害のある人でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人 （原則として学齢児以上）

音声・言語機能障害

給付種目	障害程度
人工喉頭器	音声機能・言語機能又はそしゃくの障害が３級以上で喉頭を摘出したこと等により音声機能を喪失した人（原則として学齢児以上）
通信装置	音声機能又は言語機能障害がある人（原則として学齢児以上）
携帯用会話補助装置	音声機能又は言語機能障害がある人（原則として学齢児以上）
ネブライザー（吸入器）	音声（喉頭を摘出した人）、言語、そしゃく機能の障害で必要と認められる人(原則として学齢児以上)
電気式たん吸引器	音声（喉頭を摘出した人）、言語、そしゃく機能の障害で必要と認められる人（原則として学齢児以上）

日常生活用具給付の対象となる用具および障害の程度（２／４ページ）

肢体不自由

給付種目	障害程度
歩行補助杖（一本杖）	下肢又は体幹機能障害がある人
収尿器	下肢又は体幹機能障害があり膀胱損傷等による排尿障害のある人
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上で入浴に介護を要する人 （原則として３歳以上）
便器 （工事を伴わないもの） （児童は、手すり付のものに限る）	下肢又は体幹機能障害２級以上（原則として学齢児以上）
特殊便器 （工事を伴わないもの）	上肢２級以上（原則として学齢児以上）
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上（18歳以上）
特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級以上で常時介護を必要とする人 （18歳未満の場合は２級以上で原則として３歳以上）
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上で下着交換等に当って家族等の介助を要する人（原則として学齢児以上）
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級以上で常時介護を必要とする人 （原則として学齢児以上）
頭部保護帽	下肢又は体幹機能障害があり、転倒することから必要と認められる人
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上（原則として学齢児以上18歳未満）
訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上（原則として３歳以上18歳未満）
情報通信支援用具	上肢機能障害２級以上（原則として学齢児以上）
入浴補助用具 （工事を伴わないもの）	下肢又は体幹機能障害 ４ 級以上であって、入浴に介助を必要とする人 （原則として３歳以上）
移動用リフト （工事を伴わないもの）	下肢又は体幹機能障害２級以上（原則として３歳以上）
移動・移乗支援用具 （工事を伴わないもの）	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害４級以上であって、家庭内の移動等において介助を必要とする人（原則として３歳以上）
住宅改修（居宅生活動作補助用具）	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者であって、障害等級３級以上（ただし、特殊便器への取り替えについては上肢障害２級以上）（学齢児以上）
携帯用会話補助装置	肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する人 （原則として学齢児以上）
ネブライザー （吸入器）	上肢又は体幹機能障害（原則として２級以上）で必要と認められる人（原則として学齢児以上）
電気式たん吸引器	上肢又は体幹機能障害（原則として２級以上）で必要と認められる人（原則として学齢児以上）
紙おむつ （脱脂綿、サラシ、ガーゼ及び洗腸装具を含む。）	脳性麻痺等の脳原性運動機能障害（乳幼児期以前に発症した非進行性病変である脳性麻痺、低酸素脳症、脳出血、頭部外傷、水頭症等）により排尿又は排便の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要とする人 （※医師の意見書が必要）

7　生活用具等

日常生活用具給付の対象となる用具および障害の程度（3／4ページ）

内部障害

給付種目	障害程度
透析液加温器	腎臓障害３級以上（ＣＡＰＤによる透析療法を行う人、原則として３歳以上）
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 ３ 級以上又は同程度の身体障害児・者（原則として学齢児以上）で必要と認められる人
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者（原則として学齢児以上）で必要と認められる人
ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）	直腸機能又はぼうこう機能障害が ４ 級以上で排便又は排尿が困難となっている人
紙おむつ（脱脂綿、サラシ、ガ-ゼ及び洗腸装具を含む）	直腸機能又はぼうこう機能障害が ４ 級以上で排便又は排尿が困難となっている人で、次のいずれかに該当する人 ①先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿又は高度の排便機能障害がある人 ②先天性鎖肛に対する肛門形成術による高度の排便機能障害があり、紙おむつ等を必要とする人 ③治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん又はストマの変形によりストマ装具ができない人（※医師の意見書が必要）
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な人

重度身体障害および重複障害

給付種目	障害程度
火災警報器	障害等級２級以上（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
自動消火器	障害等級２級以上（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人（18 歳以上）
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者であって、必要と認められる人（視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上）
紙おむつ（脱脂綿、サラシ、ガーゼ及び洗腸装具を含む）	肢体不自由２級以上かつ療育手帳Ａであって、排尿又は排便の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要とする人（※医師の意見書が必要）

精神障害

給付種目	障害程度
頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する人

日常生活用具給付の対象となる用具および障害の程度（４／４ページ）

知的障害

給付種目	障害程度
特殊マット	療育手帳 A1・A2・A3（原則として３歳以上）
特殊便器	療育手帳 A1・A2・A3 で、訓練を行って自ら排便後の処理が困難な人（原則として学齢児以上）
頭部保護帽	療育手帳A1・A2・A3 であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人
火災警報器	療育手帳A1・A2・A3（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
自動消火器	療育手帳A1・A2・A3（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
電磁調理器	療育手帳A1・A2・A3（18 歳以上）

難病

（127 ページ「特定疾患一覧」のいずれかの疾患に罹患している方）
※医師の診断書（指定様式）が必要です。

給付種目	障害程度
便器	常時介助を必要とする人 （工事を伴わないもの）（児童は、手すり付のものに限る）
特殊便器 （工事を伴わないもの）	上肢機能に障害がある人
特殊マット	寝たきりの状態にある人
特殊寝台	寝たきりの状態にある人
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害がある人
特殊尿器	自力で排尿できない人
体位変換器	寝たきりの状態にある人
入浴補助用具 （工事を伴わないもの）	入浴に介助を必要とする人
移動用リフト （工事を伴わないもの）	下肢又は体幹機能に障害のある人
移動・移乗支援用具 （工事を伴わないもの）	下肢が不自由な人
住宅改修（居宅生活動作補助用具）	下肢又は体幹機能に障害のある人
ネブライザー	呼吸機能に障害のある人
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある人
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な人

福祉機器の無料貸出

【　内　容　】　在宅の障害者・高齢者に、車いすなどの福祉機器を無料で貸し出しします。

【 対 象 者 】　久留米市内にお住まいの高齢者・障害者で、福祉機器が必要な方。
ただし、施設や病院に入所・入院されている方は除きます。

【貸出物品】　介護用電動ベッド・車いす・ポータブルトイレ・歩行器・杖

【貸出期間】　貸出日の翌３月・翌９月のいずれか早い月まで。
ただし、更新手続きを行えば延長できます。

【利用料金】　無料

【申込方法】　久留米市社会福祉協議会地域福祉課(0942 - 34 - 3035)にご連絡頂き、在庫を確認の上、久留米市社会福祉協議会事務局にご来局ください

【　注　意　】　(1)機材には限りがありますので、在庫のない場合は貸し出しまでお時間をいただく場合もございます。中古福祉機器の再利用のため、ご希望のタイプの福祉機器がない場合があります。
(2)原則として物品の貸出・返却は事務局での受け渡しとなります。ご自宅等での受け取りや、返却引き取りは行っておりません。
(3)おひとり暮らし等自力での福祉機器の受け取り、返却が困難な方についてはボランティアが実費にて承ります。
〔参考〕搬入・搬出料金（詳しくはお問い合わせください。）
・車いす　搬入・搬出　１件ごとに 1,000 円
・ベッド　搬入・搬出　１件ごとに 4,000 円

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

お問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石１丁目１番３４号	☎0942(34)3035	FAX0942(34)3090

市の花：コスモス

8. 在宅サービス

ホームヘルプなどに関するお問合せ先・手続窓口

久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
（介護保険制度対象者） 久留米市役所 介護保険課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9205	FAX0942-36-6845

居宅介護（ホームヘルプ）

【 内 容 】　日常生活を営むのに支障のある障害者等がいる家庭に、ホームヘルパーが訪問して、食事・入浴・排泄などの身体介護や、調理・洗濯・掃除の家事援助などを行います。所得等に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の１割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 対 象 者 】　⑴日常生活を営むのに支障のある障害者（障害支援区分１以上）
⑵支援の必要性が認められる障害児

障害児は保護者の状況や障害の程度をふまえて支給決定しますので、利用にあたっては障害者福祉課または各総合支所市民福祉課へご相談ください。

【 注 意 】　⑴事前に支給決定が必要です。
⑵介護保険制度対象者（8 ページ参照）は、介護保険が優先です。

重度訪問介護

【 内 容 】　重度の障害があり常に介護が必要な人に、居宅介護における身体介護、家事援助サービスに加え、コミュニケーション支援、家電製品等の操作の支援、見守り等の支援、外出時の移動支援を比較的長時間に渡り、断続的に行います。
所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の１割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 対 象 者 】　⑴障害支援区分が４以上であり、肢体不自由１・２級で二肢以上に麻痺等がある人
⑵障害支援区分が３以上であり、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人

なお、介護保険制度対象者は、介護保険が優先です。

【 注 意 】　⑴事前に支給決定が必要です。
⑵重度訪問介護の支給決定を受けた人は、移動支援の支給決定は受けられません。
⑶介護保険制度対象者（8 ページ参照）は、介護保険が優先です。

8 在宅サービス

このページの内容に関するお問合せ先・手続窓口

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

短期入所（ショートステイ）

【 内 容 】 障害児（者）を介護している方が、疾病、事故、出産や旅行などの理由で、一時的に自宅での介護が困難となった場合、施設・病院で宿泊を伴った日常生活上の支援を行います。所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の 1 割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 対 象 者 】 障害者（障害支援区分 1 以上）、支援の必要性が認められる障害児
事前に支給決定が必要です。

放課後等デイサービス

【 内 容 】 就学中の障害児に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行います。
所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の 1 割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 対 象 者 】 療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる就学前の障害児（発達障害を含む。）
事前に支給決定が必要です。

障害児タイムケア事業

【 内 容 】 障害のある中高生等の放課後や長期休暇時の居場所の確保、及び保護者の一時的休息や就労支援のために、障害児の預かり事業を行うとともに、社会に適応する日常的訓練を行います。
（注意）必ず事前に申請が必要です。

【 対 象 者 】 久留米市内に住所を有する中高生等、久留米特別支援学校に在籍する小学生であって身体障害者手帳、療育手帳等を所持するもの

【手続に必要なもの】
① 申請書
② 印かん
③ 身体障害者手帳又は療育手帳
④ 同意書（市町村民税課税状況等の調査）
⑤ 市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）

【利用者負担額】
（1）生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・無料
（2）市町村民税課税世帯・・・1 回 500 円。ただし 1 か月 10,000 円を上限とする。

このページの内容に関するお問合せ先・手続窓口

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

日中一時支援（日中預かり）

【 内 容 】　在宅で障害児（者）を介護している人が、疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合、施設・病院において、日帰りで日常生活上の支援を行います。所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の 1 割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 対 象 者 】　知的障害者、支援の必要性が認められる障害児
事前に支給決定が必要です。

児童発達支援

【 内 容 】　就学前の障害児に、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の 1 割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）
事前に支給決定が必要です。

【 対 象 者 】　療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる就学前の障害児（発達障害を含む。）

保育所等訪問支援

【 内 容 】　保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やアドバイスなどを行います。

【 対 象 者 】　療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障害児

医療的ケア短期入所支援事業

【　内　容　】　痰（たん）の吸引や経管栄養（けいかんえいよう）などの日常的な「医療的ケア」が必要なお子さんの介護を行う家族等のレスパイト（一時的な介護負担の軽減）及びお子さんの地域での生活の支援を目的として、市中心部にある介護保険の事業所（小規模多機能型居宅介護事業所）で宿泊サービスを行なっています。
（注意）必ず事前申請が必要です。

【 対 象 者 】　市内在住の医療的ケアが必要な方で、次のすべてにあてはまる方
①18 歳未満又は 18 歳到達後の３月末までの方
②身体障害者手帳１級又は２級を所持している方
③障害者総合支援法の短期入所の支給決定をうけていること
本来は高齢者が利用する事業所での宿泊になるので、お子さんの安全面等を確認するため、宿泊利用の前に、「日中一時支援」（日帰り利用）を利用し、宿泊利用が可能であることについてコーディネーターの意見書を受けることが必要です。

【手続に必要なもの】
① 申請書
② 印鑑
③ 身体障害者手帳
④ 障害福祉サービス受給者証
⑤ 意見書

【利用者負担額】　原則、サービス費用の 1 割負担になります。（上限月額は、利用中の障害福祉サービス費用及び障害児通所サービス費用と合算した額が、障害福祉サービス又は障害児通所サービスの上限月額のうちいずれかの高い額に達するまで）食費・光熱水費がかかる場合などは実費負担になります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
【ご利用の相談】 久留米市 介護サービス事業者協議会	〒830-0017	日吉町 115 番地 （楠病院内）	☎0942-34-7772	FAX0942-46-5841
【事業の内容について】 久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752

福 岡 県 青 少 年 科 学 館

重度身体障害者訪問入浴サービス

【 内 容 】 在宅で入浴が困難な重度身体障害の方のもとへ移動入浴車を派遣し、家族の介護負担の軽減を図ります。派遣回数は原則として週２回以内です。
（注意）必ず事前に申請が必要です。

【 対 象 者 】 在宅の肢体不自由で身体障害者手帳１級又は２級の方
※介護保険に該当する方（8 ページ参照）は、介護保険課での申請になります。

【手続に必要なもの】
① 申請書
② 印かん
③ 身体障害者手帳
④ 意見書
⑤ サービス提供事業者希望調査票
⑥同意書（市町村民税課税状況等の調査）
⑦市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）

【利用者負担額】
（1）生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・無料
（2）市町村民税課税世帯・・・費用の１割負担（月額上限 18,600 円）

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
（介護保険制度対象者） 久留米市役所 介護保険課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9205	FAX0942-36-6845

緊急通報システムの貸与

【 内 容 】 概ね65歳以上で一人暮らしの高齢者や身体障害のある方に対して、緊急通報機器の貸与を行うことで、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するサービスです。世帯の所得に応じて自己負担がある場合があります。
（注意）必ず事前に申請が必要です。

【 対 象 者 】 （障害者）身体障害者手帳1級又は2級の方で、身体的慢性疾患などで緊急時における対応が困難な方
（高齢者）概ね 65 歳以上の身体上慢性疾患（脳血管疾患、循環器または呼吸器系疾患など）があるなど日常生活を営むうえで常時注意を要する方

【手続に必要なもの】
（身体障害者対象）
①申請書
②印かん
③身体障害者手帳
高齢者の申請については長寿支援課までおたずねください。

【利用者負担額】
・市県民税非課税世帯…自己負担なし
・市県民税課税世帯 …自己負担あり

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 長寿支援課			☎0942-30-9038	FAX0943-36-6845

９．住　宅

市営住宅の入居申し込み

【　内　容　】　入居申込者に次のいずれかに該当する方がいる世帯は、裁量階層世帯といい、入居申し込み資格の収入基準が通常の世帯より高く設定されています。

【 対 象 者 】
① 身体障害者（身体障害者手帳 1～4 級程度）の人がいる世帯
② 精神障害者で、障害が精神障害者保健福祉手帳 1～2 級程度の人がいる世帯
③ 知的障害者で、障害が療育手帳重度、中度又は軽度Ｂ1 以上の人がいる世帯
④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（恩給表別表の特別項症～6 項症及び第 1 款症）がいる世帯
⑤ 被爆者健康手帳の交付を受けている人で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された人がいる世帯

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 住宅政策課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9086	FAX0942-30-9743

住宅改造費の助成（福岡すみよか事業）

【　内　容　】　重度の心身障害のある方が、現在住んでいる住宅を生活しやすいように改造する場合、改造費の一部を補助します。なお、生計中心者の市民税及び前年分所得税年額が非課税の世帯を対象とします。また、改造後の申請や新築、増築は対象外です。
（注意）必ず事前に申請が必要です。

【 対 象 者 】　・視覚障害又は肢体不自由の方で 1・2 級の手帳を持つ方
・療育手帳の A・A1・A2・A3 を持つ方
※介護保険に該当する方（8 ページ参照）は介護保険課での申請になります。

【対象工事】　対象者が生活している家屋（借家の場合は家主の承諾書が必要です）について、バリアフリー化等を行うもの。

【 助 成 額 】　補助対象工事に係る費用。ただし、300,000 円を限度とする。

【 工 事 例 】　・玄関、居室などの段差の解消　・廊下の幅の拡張
・手すりの取り付け　・洗面所、トイレ、浴室、玄関の改造

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 介護保険課			☎0942-30-9205	FAX0942-36-6845
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

住宅改修費の助成（日常生活用具給付制度）

【　内　容　】　一定以上の障害がある方が、自身の住む住宅を改修する際に、申請により改修費用の一部が給付される制度です。介護保険対象者（8 ページ参照）は、介護保険制度での助成が優先されます。介護保険での助成については、介護保険課にお問い合わせください。

【 対 象 者 】　下肢、体幹または移動機能障害で 1～3 級の手帳を持っている在宅の方
（注意）事前申請が必要です。
介護保険対象者は原則対象外（介護保険制度での助成があります。）

【対象工事】　対象者が生活している家屋（借家の場合は家主の承諾書が必要です）について、バリアフリー化等を行うもの。

【 助 成 額 】　補助対象工事に係る費用。助成限度額 20 万円

【利用者負担額】　課税世帯　：1 割負担
（例：対象工事費 20 万円の場合、助成額 18 万円、自己負担額 2 万円となります。）
非課税世帯：自己負担なし

【 工 事 例 】
- ○ 手すりの取り付け
- ○ 段差の解消
- ○ 滑り防止、移動の円滑化などの為に床または通路面の材料変更
- ○ 引き戸などへの扉の取り替え
- ○ 様式便器などへの便器の取替え
- ○ 上記の改修に伴って必要となる工事

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 介護保険課			☎0942-30-9205	FAX0942-36-6845
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

梅 林 寺 の 梅

障害者グループホーム

【　内　容　】　地域社会の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、数人の障害者が一定の費用を負担して共同で生活する住居です。世話人による日常生活援助等が行われます。

【利用方法】　事前に支給決定が必要です。
手続方法は、108 ページから 110 ページまでを参照してください。

【市内のグループホームの一覧】は、92 ページ、93 ページにあります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 介護保険課			☎0942-30-9205	FAX0942-36-6845
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

ＪＲ久留米駅とからくり時計

１０．交通・移動・外出

バス・電車等の割引

【　内　容　】　障害の種別により、最高 50%の割引があります。
乗車券などを購入する際に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
第一種障害者(身体･知的)は、介護人１人も含めて適用されます。

■おことわり■

①交通運賃の割引につきましては、各々の会社の定めに基づき実施されております。
割引率に関わらない最低運賃の規程や、幼児・乳児が利用する際の割引規定等、詳細につきましては各駅・バスセンター等の窓口や乗務員にご確認ください。

②この冊子には、久留米市にお住まいの方が、通常利用する頻度が高いと考えられる交通機関について取り上げ、紹介しております。ここには記載されていない交通機関（例：福岡市営地下鉄・ジェイアール九州バス・昭和バス・筑豊鉄道等）におきましても、それぞれの会社の定めに基づいた割引が実施されておりますので、ご利用の際、窓口や乗務員におたずねください。

Ｊ　Ｒ　旅　客　運　賃

【利用方法】　⑴乗車券などを購入又は料金を支払う際に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
⑵第１種の障害者（大人）が介護者と同伴で利用する場合で、100km までの区間を乗車するときは、券売機で小児の普通片道乗車券を購入し、利用することも可。その際は、改札口等で係員に手帳を提示し、乗車券の改札を受けること（自動改札機利用不可）

【　注　意　】　⑴乗降の際及び乗車中は手帳を携帯し、係員の請求があったときはご提示ください。
⑵割引が適用される「介護者」とは、次の３つをすべて満たす方をいいます。
なお、割引が適用される介護者は、障害者１人に対し１人です。
① 介護能力があると認められるとき
②購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障害者と同一であるとき
③障害者と同時に乗車券を購入（使用）するとき
⑶ミニ回数券（６枚つづり）は割引対象ではありません。
⑷通学定期乗車券を購入する場合は、大学生用定期券の５割引の料金が適用されます。
⑸介護者の定期乗車券については、介護者が通学定期の資格者であっても、通勤定期での料金適用となります。

【割引の内容】

①第一種身体障害者･知的障害者(療育手帳 A1・A2・A3)

対　象	種　　類	割引率	特　記　事　項	購入条件
本人単独時	普通乗車券	５ 割	・片道 100Km を超える利用の場合のみ ・バスは距離制限無	手帳提示
介護者同伴時	普通乗車券	５ 割	(注)介護者同伴時は、距離の制限なし。	手帳提示
	回 数 券	５ 割	・11 枚綴りの回数券に限る ・バスは割引なし	
	定期券鉄道	５ 割	・小児定期券の割引なし ・小児定期券該当者の介護者のみ適用	
	定期券バス	３ 割		

②第二種身体障害者･知的障害者(療育手帳 B1・B2)

対　象	種　　類	割引率	特　記　事　項	購入条件
本　人	普通乗車券	5 割	・片道 100Km を超える利用の場合のみ ・バスは距離制限無	手帳提示
介護者	定期券鉄道	5 割	・12 歳未満の障害のある方の介護者のみ適用	手帳提示
	定期券バス	3 割		

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

西 鉄 電 車 ・ 西 鉄 バ ス

【利用方法】　乗車券などを購入するとき又は料金を支払うときに、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

【 注 意 】
⑴障害者用 nimoca 以外でバスをご利用のときは、バスを降りる際にお客様の手帳提示により、割引処理が行われます。
⑵障害者用 nimoca で利用の時は、手帳の提示は必要ありません。
⑶割引が適用される「介護者」とは、次の３つをすべて満たす方をいいます。
なお、割引が適用される介護者は、障害者１人に対し１人です。
① 介護の能力があると認められる６歳以上のもの
②購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障害者と同一であるとき
③障害者と同時に乗車券を購入（使用）するとき
⑷定期乗車券については、介護者が通学定期の資格者であっても、大人通勤定期券の購入に対しての割引適用運賃になります。
⑸介護者の定期乗車券は、障害者の介護時のみ使用できます。（単独でご乗車の時は普通運賃となります。）

【割引の内容】

①第一種身体障害者･知的障害者(療育手帳 A1・A2・A3)

対　象	種　　類	割引率	特　記　事　項	購入条件
本　人	普通乗車券	5 割		手帳提示
	回数券	5 割	・電車のみ	
	定期券	5 割	・小児定期券の割引なし､介護者同伴時のみ適用	
介護者	普通乗車券	5 割		手帳提示
	回数券	5 割	・電車のみ	
	定期券	5 割	・通勤定期券を適用	

②第二種身体障害者･知的障害者(療育手帳 B1・B2)

対　象	種　　類	割引率	特　記　事　項	購入条件
本　人	普通乗車券	5 割		手帳提示
	回数券	5 割	・電車のみ	

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先　　西鉄お客様センター　　☎0570-00-1010
一部ご利用いただけない電話がございます。その際は☎092(303)3333 をご利用ください。

堀　　川　　バ　　ス

【利用方法】　乗車券などを購入又は料金を支払う際に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

【 注 意 】　回数券と定期券は、心身障害児･者施設で指定救護施設として指定を受けている施設に、入所又は通所している人が対象になります。割引証は、施設の代表者が交付します。

【割引の内容】　第一種、第二種とも同じ割引内容です。

対　象	種　　類	割引率	特　記　事　項	購入条件
本　人	普通乗車券	5 割		手帳提示
	回 数 券	5 割		割引証要
	定 期 券	3 割	・小児定期券の割引なし	〃
介護者	普通乗車券	5 割		手帳提示
	回 数 券	5 割		割引証要
	定 期 券	3 割	・通勤定期券を適用	〃

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

甘　　木　　鉄　　道

【利用方法】　乗車券などを購入する際に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

【割引の内容】

対象者	割引率
身体障害者 1 級・療育手帳 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級	5 割（介護者も含む）
身体障害者手帳 2～6 級・療育手帳 B・精神障害者保健福祉手帳 2～3 級	5 割（本人のみ）

問合せ先　　甘木鉄道　　☎0946-23-1111

航　　空　　便

【割引の内容】　12 歳以上の第一種障害者(身体･知的、介護人 1 人を含む)と第二種の方は、航空旅客運賃の割引が適用されます。

購入手続

身体障害者手帳又は療育手帳の提示が必要です。

対象者(12 歳以上)

①第一種身体障害者・知的障害者・戦傷病者（本人あるいは本人と介護者）
②第二種身体障害者・知的障害者・戦傷病者(本人のみ)

割引率と対象路線

各航空会社または路線により異なりますので、各航空会社へお問合せください。

福祉タクシー料金の助成

【 内 容 】　軽自動車税または自動車税の減免を受けていない在宅の重度心身障害の方に、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を目的として、タクシーの基本料金を助成します。ただし、市で契約しているタクシー会社に限ります。

【 対 象 者 】　軽自動車税または自動車税の減免を受けていない、久留米市の住民基本台帳に記載されている在宅の方で、以下のいずれかに該当する方。（施設入所中の方は対象外です。）

①視覚障害のみで１級、２級の手帳交付をうけている方
②肢体不自由のみで１級、２級の手帳交付を受けている方
③単一の内部機能障害で１級、２級の手帳交付を受けている方
④療育手帳Ａの交付を受けている方又は、児童相談所若しくは障害者更生相談所でＩＱがおおむね 35 以下と判定された方
⑤精神障害者保健福祉手帳の１級の交付を受けている方

【助成内容】
- 福祉タクシー利用券を月４枚（腎臓機能障害で透析を受けている方は月６枚）交付。申請日の属する月から年度末（３月）までの月数分を一括交付。
- １回のご乗車につき、タクシー利用券は１枚使用できます。
- 利用券 １ 枚につき、タクシーの初乗り料金を助成。（リフトつきタクシーは ２ ｋｍまでの料金）

【手続に必要なもの】
① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
② 印かん（代理申請の場合は必須）

タクシー料金の１割引制度

【 内 容 】　身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方がタクシーを利用する際に、手帳の等級に関係なく、料金の一割を割引する制度です。
（一部のタクシー会社では、実施していない場合があります。）

【 対 象 者 】　身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

【利用方法】　乗車の際に、乗務員に手帳を提示してください。

タクシー料金の助成、タクシー料金の割引制度についての詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

有料道路の通行料金割引

【 内 容 】　高速道路等の有料道路で、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、利用料金の割引を行うものです。

【 対 象 者 】　①身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合(第一種、第二種障害者)
②第一種身体障害者の方、または療育手帳Ａの方が、介護者の運転する車に乗車する場合
※自動車の所有者は原則として、障害のある方本人、または障害のある方と生計を一にしていることが必要です。
※営業用の車は認められません。１人に１台の車が対象となります。

【 割 引 率 】　50%以内（ＥＴＣ休日割引など他の割引制度の要件も同時に満たす場合は、割引後の料金が安くなる方が適用されます。）

【手続に必要なもの】　【ＥＴＣを利用しない場合】
ア．本人運転の場合……身体障害者手帳、運転免許証、車検証
イ．介護者運転の場合…身体障害者手帳または療育手帳、車検証
（注意）ＥＴＣをご利用の場合は、上記の他に次の２点が必要です。
（１）ETC カード（原則として 20 歳以上は障害者ご本人名義）
（２）ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等

【手続の方法】　福祉事務所(障害者福祉課または各総合支所市民福祉課)に申請に必要な物をお持ちいただき、手帳に証明印の押印を受けます。料金所では、手帳の提示が必要です。割引有効期間は、手続の終了日から２回目の誕生日までです。更新の手続は、有効期限終了日の２ヶ月前からできます。車が変わる場合には、変更申請が必要となります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
西日本高速道路株式会社　九州支社		☎092-762-1111		
福岡都市高速		☎092-631-0122		
北九州都市高速		☎093-922-6811		
福岡県道路公社（冷水有料道路等）		☎092-641-0103		

移動支援（ガイドヘルプ）

【 内 容 】 一人での外出が困難な障害者が、公共交通機関を使って外出する際に、付き添う人がいない場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。所得等に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担よりも費用の一割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 対 象 者 】 次の⑴から⑷までのいずれかに該当する方
⑴重度の視覚障害者・児（身体障害者手帳 1～2 級）のうち、同行援護の対象にならない人。
⑵重度の脳性まひ者等全身性障害者・児（両上肢及び両下肢に障害があり、肢体不自由の程度が身体障害者手帳 1～2 級に該当する人。）
⑶知的障害者・児（療育手帳所持者）
⑷精神障害者・児（精神保健福祉手帳所持者）

【自己負担額】 所得等に応じた自己負担額があります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【支援内容】

社会生活上外出が必要不可欠な場合
- 銀行や郵便局などの金融機関の利用
- 散髪・美容（清潔を保つため）
- 冠婚葬祭への出席など
- 家族や知人へのお見舞い　など

余暇活動等社会参加のための外出をする場合
- 地域の行事への参加
- 障害者団体の会合への参加
- 買い物のための外出　など

原則として利用できない場合

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や、通学、通所等の通年かつ長期的にわたる外出、及び社会通念上適当でないと認められる外出は利用できません。（宿泊を伴う利用もできません。）

【注意】定期的な通院については、居宅介護（ホームヘルプ）の通院等介助の適用となるため、移動支援では利用できません。

利用する場合の交通手段

利用する際の移動は、公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）を利用してください。（ヘルパーの自家用車の利用や、ヘルパーの運転による移動はできません。）

【注意】利用の際の交通費は利用者の負担となります。（ヘルパー及び利用者分）

【利用方法】 このサービスを利用するには、まず、地域生活支援事業の利用申請を行い、利用者証の交付を受ける必要があります。
その後、利用したい指定の事業者にその利用者証を提示し、事業者と利用の契約を結んだうえで利用することになります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

同行援護

【 内 容 】 移動に著しい困難を有する視覚障害者の外出時に同行し、移動の援護・必要な情報の提供等を行います。

【 対 象 者 】 視覚障害者・児で一定の要件を満たす方

【自己負担額】 所得等に応じた自己負担額があります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 注 意 】 事前に支給決定が必要です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

行動援護

【 内 容 】 一人での行動が著しく困難な重度の知的障害や精神障害がある人が、外出する際（通院を含む。）に、付き添う人がいない場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。所得等に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担よりも費用の一割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 対 象 者 】 行動上著しい困難を有する知的障害者または精神障害者（障害支援区分３以上、児は３相当以上）

【自己負担額】 所得等に応じた自己負担額があります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 注 意 】 （1）事前に支給決定が必要です。
（2）障害児は、保護者の状況や障害の程度をふまえて支給決定しますので、利用にあたっては窓口へご相談ください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

リフトカーの貸出

【 内 容 】 歩行困難な障害児・者、高齢者の社会参加の機会拡大のために、リフトカーの貸し出しを行います。（運転者は申込者側で確保していただきます。）

【 対 象 者 】 久留米市内にお住いの高齢者・障害者で、移動が困難な人。
ただし、施設や病院に入所・入院している人は除きます。

【貸出車両】 ⑴日産 キャラバン リフト式 １台
総定員９人（車いす３台、又は４台含む）
総定員 10 人（車いす２台の場合）

⑵スズキ ワゴンR スロープ式 ２台
総定員３人（車いす１台含む）

【貸出期間】 １日（8:30～17:00の間）
ただし、利用は久留米市内とその隣接地域に限ります（高速道路の利用はできません）。

【 利 用 料 】 無料
ただし、有料駐車場使用料などは利用者負担です。

【 注 意 】 ・予約は利用日の３０日前から受け付けます。
・本来は、社会福祉協議会が、事業などで使用する車両のため、利用できない日があります。
・定期的、占有的な利用はできません。
・運転手のあっせんはいたしません。
・車内は禁煙です。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

市営駐輪場の利用料金の減免

【 内 容 】 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、駐車料金が半額となる制度があります。

問合せ先				
久留米市役所 生活道路課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9077	FAX0942(30)9712

有料自転車駐車場一覧

駐車場名	住所	電話	最寄り駅	自転車	原付（50cc 以下）
東町地下自転車駐車場	東町 72	0942-31-3310	西鉄久留米駅	2004 台	-
西鉄久留米駅高架下自転車駐車場	東町 344-2	0942-31-2512	西鉄久留米駅	276 台	200 台
JR 久留米駅東口自転車駐車場	城南町 2-14	0942-31-3302	JR 久留米駅	615 台	143 台
JR 久留米駅西口自転車駐車場	京町 167-1	0942-31-3302（JR 久留米駅東口自転車駐車場）	JR 久留米駅	144 台	17 台（自動二輪駐車可）

駐車禁止除外指定車標章の交付

【　内　容　】　駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた障害者本人が現に使用中の車両が駐車禁止の除外対象となります。車両を保有していない方でも交付が受けられます。使用する車両を特定しないので、タクシーや福祉車両等幅広く使用することができます。

【対象者】
平成22年
4月1日改正

身体障害者手帳などの交付を受けている方で、県内に住所を有し、かつ下記の障害者の区分・等級に該当する方。

障害の区分	障害の級別	障害の区分	障害の級別
視覚障害	1～3級及び4級の1	心臓機能障害	1級及び3級
		腎臓機能障害	1級及び3級
聴覚障害	2級及び3級	呼吸器機能障害	1級及び3級
平衡機能障害	3級	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	小腸機能障害	1級及び3級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級
下肢不自由	1級～4級		
		肝臓機能障害	1級～3級
体幹不自由	1級～3級	療育手帳	A・A1・A2・A3
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害の2級以上（一上肢のみを除く）	精神障害者保健福祉手帳	1級
	移動機能障害の4級以上		

【注意】次の項目のいずれかに該当する方は、個別にお問い合せください。
（1）　身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限される方
（2）　戦傷病者手帳を所持している方
（3）　色素性乾皮症の方
（4）　2つ以上の障害を有する方で交付対象に該当するか分からない方

【級別の詳細】
視力障害4級の1　：両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの
上肢不自由2級の1：両上肢の機能の著しい障害
上肢不自由2級の2：両上肢のすべての指を欠くもの

【手続窓口】　各所轄の警察署

【手続に必要なもの】　（書類は申請書以外2通ずつ必要です）
①申請書　複写式（警察署備え付け）
②印かん
③身体障害者手帳など（写し）
④住民票（1枚はコピーで可。発行日から3か月以内のもの。）
⑤代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの、又は委任状等。

【　注　意　】　制度の改正前（平成19年9月以前）から駐車禁止除外指定を受けていて、改正に伴い障害の区分に該当しなくなり、駐車禁止除外指定を受けることができなくなった場合、経過措置を受けられる場合がありますので、所轄の警察署におたずねください。

問合せ先	久留米警察署	☎0942-38-0110
	うきは警察署	☎0943-76-5110　（田主丸町にお住まいの方）

ふくおか・まごころ駐車場利用証の交付

【　内　容　】　福岡県では、公共施設や商業施設等の障害者等用駐車場などの適切な利用を確保し、障害者や高齢者、妊産婦等が安心して施設を利用できるように「ふくおか・まごころ駐車場」の登録及び利用証の発行を行っています。
「ふくおか・まごころ駐車場」に登録された駐車場には目印のステッカーが掲示されます。
対象者には、申請により利用証が発行され、対象者が運転又は同乗する場合に、利用証を車内に掲示することで、「ふくおか・まごころ駐車場」を利用できます。

【対象者】
【手続に必要なもの】
【有効期間】

区　分	障害の級別等	申請に必要なもの（※）	有効期間
視覚障害	４級以上	①身体障害者手帳 ②運転免許証（車椅子常時利用で自ら運転する人の場合）	対象基準に該当しなくなるまで
聴覚障害	３級以上		
平衡機能障害	５級以上		
上肢機能障害	２級以上		
下肢・移動機能障害	６級以上		
体幹機能障害	５級以上		
内部機能障害	単一で４級以上		
療育手帳	Ａ・Ａ1・Ａ2・Ａ3	療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	１級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者	特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証　又は小児慢性特定疾患医療受診券	
高齢者	介護保険要介護１以上	介護保険被保険者証	
妊産婦	妊娠７か月から産後３か月までの人	母子健康手帳	妊娠７か月から産後３か月まで
車いす等使用のけが人	１年以内の車椅子・杖等の補装具等の使用	①身分証明書（運転免許証等） ②診断書	１年以内の車椅子・杖等の補装具等の使用期間

【注意】⑴代理申請の場合は、上記の書類等に併せて、代理申請者の身分証明書（運転免許証等）が必要です。
⑵郵送申請の場合は、福岡県障害者福祉課に申請書と必要書類等の写しを送付してください。

【手続窓口】　北筑後保健福祉環境事務所分庁舎（合川町）、北筑後保健福祉環境事務所本庁舎（朝倉市甘木）ほか、県内の福岡県保健福祉環境事務所等。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先		
福岡県　福祉労働部　障害者福祉課	☎092-643-3264	FAX092-643-3304
北筑後保健福祉環境事務所分庁舎	☎0942-30-1072	FAX0942-34-1973

市営駐車場の利用料金の減免

【　内　容　】　身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を窓口に提示すると割引を受けることができます。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先				
久留米市役所 生活道路課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9077	FAX0942(30)9712
市営広又駐車場	〒830-0032	東町 74-12	☎　なし	FAX なし
市営小頭町公園駐車場	〒830-0045	小頭町 7	☎0942-39-6560	FAX なし
市営東町公園駐車場	〒830-0032	東町 26	☎0942-39-7704	FAX なし

専用場所駐車標章

【　内　容　】　公安委員会から「専用場所駐車標章」の交付を受けている障害者が運転する普通自動車については、高齢運転者等専用駐車区間及び高齢運転者等時間制限駐車区間に駐車することができます。
この場合、専用場所駐車標章の提出が必要です。

【 対 象 者 】　身体障害者マーク又は聴覚障害者マークの対象者
【注意】(1)「身体障害者マークの対象者」とは、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人です。
(2)「聴覚障害者マークの対象者」とは、両耳の聴力が補聴器を用いても 10 メートルの距離で 90 デジベルの警報機の音が聞こえない程度で、90 デジベルの警報機の音が聞こえない程度の聴覚障害にあることを理由に免許に条件を付されている人です。

【手続窓口】　申請者の住所地を管轄する警察署（交通課）又は警察本部駐車対策課　運用係
☎092(641)4141㈹

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先	久留米警察署	☎0942-38-0110
	うきは警察署	☎0943-76-5110　（田主丸町にお住まいの方）

自動車運転免許取得費の助成

【　内　容　】　満 18 歳以上の身体障害手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、就職や自立更生等、社会参加を図るために自動車運転免許を取得しようとする場合、費用の一部が助成されます。
※必ず事前に申請が必要です。

【 対 象 者 】　身体障害者手帳 4 級以上、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、本市に 1 年以上住所を有し、運転免許取得後の自立更生計画が確実な方

【手続に必要なもの】
①申請書
②印かん
③身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
④自動車学校の見積書（社印及び代表者印が押印されたもの）
⑤自動車学校の料金表（最新のもの）
⑥適性検査済票(市規程で定める障害がある場合のみ。自動車試験場で検査の後、交付されます)
⑦同意書（市町村民税課税状況等の調査）
⑧市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）

【助成内容】
（1）生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・23 万円
（2）市町村民税課税世帯・・・10 万円

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

浅井の一本桜

自動車購入・改造費の助成

【　内　容　】　身体に障害のある方が就労等により、自動車を取得する場合、その自動車の改造費(ハンドル･ブレーキ･アクセルなど)の一部が助成されます。さらに、介助者が車いす仕様の自動車を購入又は改造する場合も助成されます。
※必ず事前に申請が必要です。

【 対 象 者 】　次の①②のいずれかに該当する方で、本市に１年以上住所を有する方
①自ら所有し、かつ運転する特殊な自動車の場合、肢体不自由で（原則４級以上）の身体障害者手帳をお持ちの方
②車いす等を安全に運搬することができる装置を取り付けた自動車の場合、補装具として車いす等の交付を受けている又は身体障害者手帳の障害内容が車いす等の交付条件に該当しており、車いす等を使用している方を介護している方
【注意】上記の条件を満たしていても、過去５年以内に助成を受けたことがある方は、５年を経過するまで助成を受けることができません。

【手続に必要なもの】
①申請書
②印かん
③身体障害者手帳
④車検証(購入の場合は後日提出)
⑤見積書（社印及び代表者印が押印されたもの）
⑥製品のカタログ
⑦価格表
⑧運転免許証
⑨同意書（市町村民税課税状況等の調査）
⑩市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）

【 助 成 額 】　（1）生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・15 万円
（2）市町村民税課税世帯・・・10 万円

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

発心公園

11．社 会 参 加

手話通訳者・要約筆記者の派遣

【 内 容 】 聴覚・言語障害のある方のさまざまな社会活動や医療・教育にかかわる日常生活の支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。**事前に FAX 等で予約**をしてください。詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

〔要約筆記とは〕
講演会などにおいて、話されている内容をパソコンに入力し、スクリーンに投影することで、会場内の聴覚障害者などに向けて表示するものです。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

盲ろう者通訳・介助員の派遣

【 内 容 】 一人で外出することが困難な重度の盲ろう者が、社会参加等による外出の際に付き添う人がいない場合、移動及びコミュニケーションの支援を行う通訳・介助人を派遣します。

【 対 象 者 】 視覚と聴覚及び音声または言語障害が重複する身体障害者手帳 1 級あるいは 2 級の人

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752

補助犬

【 内 容 】 補助犬の役割などについて普及啓発を行い、身体障害者の社会活動への参加と自立を促進します。
【補助犬とは】目や耳、からだの不自由な方のために働く盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口			
【盲導犬の育成・貸与に関すること】	九州盲導犬協会	☎092-714-3169	FAX092-714-3176
【補助犬の育成・貸与に関すること】	九州補助犬協会	☎092-327-0364	FAX092-327-0364
【盲導犬・補助犬の受入れ等に関する相談】	久留米市役所 障害者福祉課	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752

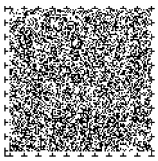

入院時コミュニケーション支援事業

【　内　容　】　重度の身体障害者で発語が分かりにくいなどのため、医療機関において、入院時の医師や看護師との意思疎通が十分に図れない場合、居宅介護等で利用中のヘルパーをコミュニケーション支援員として派遣します。
【注意】必ず事前に申請が必要です。

【 対 象 者 】　市内在住の 18 歳以上の身体障害者で、次のすべてにあてはまる方
①障害支援区分 4 以上の方の内、「重度訪問介護」の対象者で、現に居宅介護又は重度訪問介護のサービスを受けている方
②発語困難等により意思の伝達が困難な方（元来意思疎通が不可能な方を除く）
③両上肢に機能障害がある方

【手続に必要なもの】　①申請書
②印かん
③身体障害者手帳
④障害福祉サービス受給者証

【利用者負担額】　費用の 1 割負担（上限月額は利用中の障害福祉サービスの上限月額と同額）

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

「広報くるめ」「市議会だより」点訳・音訳テープ貸出など

【　内　容　】　視覚障害者の方に「広報くるめ」「くるめ市議会だより」の記事点訳や音訳テープの貸出などをおこなっています。

【 対 象 者 】　視覚障害者

【提供内容】　①「広報くるめ」「くるめ市議会だより」点訳の送付
②「広報くるめ」「くるめ市議会だより」音訳テープの貸出（テープの返却が必要です。）
③ 久留米市ホームページに、音声読み上げソフトに対応した「広報くるめ」テキスト版を掲載しています。
④ 久留米市ホームページに「広報くるめ」音訳版を、ｍｐ３データの形式で掲載しています。

【 利 用 料 】　無料

（広報くるめ） 久留米市役所 広報課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9119	FAX0942-30-9702
（市議会だより） 久留米市役所 議会事務局			☎0942-30-9305	FAX0942-30-9720

久留米市ホームページ

【 内 容 】 音声読み上げや文字の拡大ができるホームページ閲覧支援ソフトを利用できます。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 情報政策課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9060	FAX0942-30-9708
久留米市ホームページ	http://www.city.kurume.fukuoka.jp/			

市議会傍聴時の手話通訳者の派遣

【 内 容 】 聴覚障害者の人が、市議会本会議を傍聴する際に手話通訳の必要がある場合、手話通訳者を配置します。傍聴希望日の５日前までにお申し込みが必要です。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

選挙における身体障害者の郵便等投票

【 内 容 】 身体に一定の障害があり、郵便等投票の「対象者と有効期間」に該当する方は、郵便等投票の制度があります。申請により「郵便等投票証明書」が発行され、それにより投票用紙の請求を行い、郵便で投票を行います。
請求期限は投票日の４日前の午後５時までです。
利用を希望される方は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

【対象者】
【有効期間】

	郵便投票の対象者		郵便等投票証明書の有効期間
	障害の区分等	障害の程度	
身体障害者	両下肢、体幹、移動機能	1・2級	7年間
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級	
	免疫、肝臓	1・2・3級	
戦傷病者	両下肢、体幹	特別・第1・第2項症	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別・第1・第2・第3項症	
要介護者	要介護状態区分が要介護5		要介護認定の有効期間の末日まで

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 選挙管理委員会	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9238	FAX0942-30-9718

選挙における代理記載制度

【 内 容 】 郵便等投票の対象者のうち、一定の障害がある方が利用できます。
郵便等投票の対象者のうち、障害のために自分で文字を書くことができない人は（あらかじめ届け出た）「代理記載人」に投票用紙等に記載してもらうことができます。
「代理記載人」の届出などの事前の手続が必要ですので、本制度の利用を希望される方は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

【 対 象 者 】 「代理記載制度の対象となる要件」※①②のどちらにも該当する方
①「郵便等投票」の対象者であること
②次の表に該当すること

	障害の区分等	障 害 の 程 度
身体障害者	上肢、視覚	1級
戦 傷 病 者	上肢、視覚	特別・第1・第2項症

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 選挙管理委員会	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9238	FAX0942-30-9718

視覚障害者誘導用ブロック・視覚障害者用信号機・福祉用公衆電話の設置

【 内 容 】 視覚障害者誘導用ブロックは、歩道に黄色等で凹凸のあるブロックを配置して、目の不自由な方に、正確な歩行位置と歩行方向（横断歩道、交差点など）を案内するものです。
視覚障害者用信号機は、歩行者用信号機が青に変わるとメロディまたは鳥の声を鳴らして道路を横断できることを知らせるものです。この他に、信号機の白色ボタンを押すことで、歩行者用信号の青表示の時間を延長できる信号機もあります。
また、車いす利用者も使用できる福祉用公衆電話も設置されています。

問合せ先				
【視覚障害者用誘導ブロックに関すること】 久留米市役所 生活道路課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9077	FAX0942(30)9712
【視覚障害者用信号機に関すること】 福岡県警察本部 交通規制課	〒812-8576	福岡市博多区東公園7-7	☎092-641-4141	FAX092-641-4427
【福祉用公衆電話に関すること】 NTT 西日本―九州			☎092-716-4151	FAX092-720-5721

成年後見制度利用支援（障害者対象）

【 内 容 】 障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業で、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬を助成します。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752

生活福祉資金（福祉資金）貸付制度

【 内 容 】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

【 対 象 者 】 低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条６号に規定する暴力団員が属する世帯は、対象となりません。

【貸付の種類】 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金

【貸付相談支援】 民生委員による相談支援もあります。（資金の種類によって異なります。）
世帯の生活安定を図ることを目的に、お住まいの地域を担当する民生委員が相談から申込、償還完了に至るまで、様々な過程で相談支援を行っていただきます。

【 そ の 他 】 それぞれ内容については、福岡県社会福祉協議会の公式サイト（県社協リンク：http://www.fsw.or.jp/jigyo/shikin/shikin.html）をご確認ください。

【 注 意 】 償還の義務があります。
このため貸付金の利用目的でなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の償還が可能であるかの見込みも含めて審査を行いますので、貸付に至らない場合もあります。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 生活支援課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

日常生活自立支援事業

【 内 容 】 認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者などの判断能力が十分でない方を対象に、契約に基づき、福祉サービス手続や日頃の金銭管理のお手伝い、大切な書類等をお預かりします。

【 対 象 者 】 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、日常生活でお困りの方

【 期 間 】 契約日から当該年度末まで

【 利 用 料 】 相談は無料
手続きや金銭管理の支援
最初の１時間　1,000 円
以降 30 分毎に 350 円
書類等の保管
日常的金銭管理にかかる書類等　月額 350 円
日常的に使用しない書類等　　月額 250 円
ただし、生活保護受給者は無料です。

【 注 意 】 宝石、書画、骨董品。貴金属類、鍵などはお預かりできません。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 生活支援課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

定期預金・国債等の利子非課税

【　内　容　】　障害の内容に応じて、350 万円までの国債、地方債などの利子が非課税扱いになる場合があります。

【手続の方法】　銀行、郵便局の窓口で、非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書を提出するときに、身体障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または証書等の提示が必要です。
金融機関によっては、実施していないところもありますので、ご注意ください。

【問合せ先】　詳しい手続や限度額などについては、ご利用になる金融機関に直接お問合せください。

福祉定期預金等

【　内　容　】　預入期間 1 年の定期預金等をするときに、通常より高い利率での預入ができます。

【 対 象 者 】　障害基礎年金、特別障害者手当等の年金や手当の支給を受けている方。

【実施機関】　ゆうちょ銀行、労働金庫の窓口で手続ができます。

問合せ先・手続窓口	
ゆうちょ銀行	☎0120-108-420
九州労働金庫久留米支店	☎0942-33-7405

筑 後 川 と 耳 納 連 山

12．就　労

障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律においては、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、

① 障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じ、その職業生活における自立を図る職業リハビリテーションの推進
② 障害者の雇用を法的義務等とした障害者雇用率制度の運営
③ 障害者の雇用を経済的側面から支える障害者雇用納付金制度の運営等を中心とする施策を講じることとされています。

障害者就業・生活支援センター ぽるて

【 内 容 】 福岡県内にお住まいの障害をお持ちの方や事業主の方などの相談に応じ、各関係機関（雇用・福祉・保健・教育など）と協力して、働くことや生活面のサポートを行っています。

問合せ先・手続窓口				
障害者就業・生活支援センター ぽるて	〒830-0033	天神町 101-1 M ビル 1 階	☎0942-65-8367	FAX0942-65-8378

就労移行支援

【 内 容 】 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行うものです。

【利用手続】 手続方法は、108 ページから 110 ページまでを参照してください。

【市内の就労移行支援事業所】の一覧については、97 ページを参照してください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

公共職業安定所

【 内 容 】 就職を希望する障害者を対象として、障害の状況・技能・知識・適性・希望など綿密な相談のうえ、職業相談及び職業紹介を行っています。
なお、障害者を試行的に雇用していただくことによって、事業所と障害者相互の理解を深め、障害者雇用の機会を拡大することを目的としたトライアル雇用事業も行っています。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
ハローワーク久留米	〒830-8505	諏訪野町 2401	☎0942-35-8609	FAX0942-33-6526

就職支度金の支給

【 内 容 】 障害者が、企業等へ就職するために必要な用品の購入にかかる費用を支給します。

【 対 象 者 】 次のすべてに該当することが必要です。

①自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、または、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、精神障害者福祉工場での訓練を終了した人

②企業等への就職、または、自営による就労が見込める人

③過去５年間において、本事業の給付を受けたことがない人

【 支 給 額 】 ５万円（上限）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752

福岡障害者職業能力開発校

【 内 容 】 障害者が就職の手段として技能習得を希望する場合は障害者職業能力開発校が利用できます。訓練期間中は、校内にある寮に入寮できます。

※ 身体障害、知的障害以外の障害（精神障害など）をお持ちの方はご相談ください。受講料は無料で職業安定所の支持で入校した方には訓練手当等が支給される場合があります。

【履修科目】

訓練科目	訓練期間	募集定員	訓練科目	訓練期間	募集定員
コンピュータ製図科（機械製図科）	１年	20	福祉住環境科（建築設計科）	１年	20
プログラム設計科	２年	20	流通ビジネス科	１年	30
商業デザイン科	１年	20	総合実務科 ※療育手帳所持者の訓練です	１年	20
OA ビジネス科（OA 事務科）	１年	20	計		150

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
福岡障害者職業能力開発校	〒808-0122	北九州市若松区大蜑住 1728-1	☎093-741-5431	FAX093-741-1340

たばこ小売販売業の許可

【 内 容 】 たばこ小売販売業（たばこ店）をはじめる計画にある人には、許可の基準を一部緩和しています。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

申請受付窓口 日本たばこ産業（株）福岡支店業務部	☎092-714-7324	FAX092-714-4333
相談窓口 財務省福岡財務支局理財部理財課	☎092-411-7281	FAX092-411-8050

13．税金・公共料金の減免

所得税、市・県民税の障害者控除

【 内 容 】 心身障害者の方、またはその税法上の扶養義務者は、申告をすれば所得控除が受けられます。

【手続方法】 手帳を申告の際にお持ちください。
なお、企業にお勤めの方若しくはその被扶養者については、年末調整等で控除されますので、勤務先等にてご確認ください。

種 類	内 容	金 額	窓 口
所得税	◇障害者の場合 本人、または控除対象配偶者もしくは扶養親族が身体障害者手帳３級～6 級、療育手帳Ｂ1・Ｂ2、または精神障害者保健福祉手帳２級・３級等の障害者 ◇特別障害者の場合 本人、または控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳１級・2 級、療育手帳Ａ1～Ａ3、もしくは精神障害者保健福祉手帳１級等の障害者、または、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	所得控除 障害者一人につき 27 万円 所得控除 障害者一人につき 40 万円 （控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合は 75 万円）	税務署
住民税	◇障害者の場合　上記所得税と同じ ◇特別障害者の場合　上記所得税と同じ ◇配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合（同居特別障害者控除）上記所得税と同じ ◇前年の合計所得金額が 125 万円以下の障害者 ◇特別障害者及び一部の障害者（所得の要件あり）	所得控除　26 万円 所得控除　30 万円 所得控除　53 万円 非課税 減　免	久留米市 市民税課 各総合支所 市民福祉課

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
【所得税に関すること】				
久留米税務署	〒830-8688	諏訪野町 2401-10	☎0942-32-4461	FAX0942-38-9808
【市民税・県民税に関すること】				
久留米市役所 市民税課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9008	FAX0942-30-9753
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

固定資産税の減額

【　内　容　】　一定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた場合、翌年度分に限り固定資産税を３分の１減額するものです。減額の対象となるのは１戸あたり 100 ㎡までです。なお、都市計画税は減額の対象とはなりません。
〔注意〕賃貸住宅は対象外ですが、所有者自身が居住する部分は対象です。

【適用期間】　平成 19 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までに行われたバリアフリー改修工事が対象です。

【適用範囲】　家屋の住宅部分の 100 ㎡に相当する固定資産税額の３分の１が減額されます。
ただし、介護保険住宅改修費の支給又は住宅改造助成金を充てた部分は除きます。

【　要　件　】　⑴次のいずれかの方が居住する既存の住宅
①65 歳以上の方
②要介護・要支援認定を受けている方
③障害者の方
⑵次の工事で、補助金等を除く自己負担額が 50 万円超（平成 25 年３月 31 日までの改修については 30 万円以上）のもの
①廊下の拡幅、②階段の勾配の緩和
③浴室の改良、④便所の改良
⑤手すりの取り付け、⑥床の段差の解消
⑦引き戸への取替え、⑧床表面の滑り止め化

【申告の手続】　減額を受けるためには申告が必要です。
期限は工事完了後３ヶ月以内となっており、期限内に提出できなかった場合にはその理由が必要となります。
提出先は市役所資産税課・総合支所市民福祉課です。

【手続に必要なもの】　⑴納税義務者（世帯全員分）の住民票の写し
⑵介護保険被保険者証の写し（要介護・要支援認定を受けている方）
⑶障害者であることを確認できるもの（障害者の方）
⑷改修工事の領収書・明細書〔注 1〕
⑸工事箇所の写真　工事箇所の写真（改修工事前後の写真）〔注 1〕
⑹補助金等の金額が分かるもの

〔注 1〕⑷、⑸の工事内容を示す書類は、建築士・登録住宅性能評価機関等による証明で代替可能です。
〔注 2〕介護保険住宅改修費の支給又は住宅改造助成金を充てた部分は除きます。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 資産税課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9010	FAX0942-30-9753
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

個人事業税の減免

【　内　容　】　重度の視力障害者の方があんま・はり等医業に関する事業をされるとき、事業税が非課税になります。
また、身体障害の程度及び所得状況により減額になる場合があります。

種　類	内　　容
事 業 税	失明又は両眼の視力（矯正視力）が 0.06 以下の人があん摩、マッサージ又は指圧、はり・きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を営む場合は個人事業税が課税されません。
	次のいずれかに該当し、かつ前年中の合計所得金額が 300 万円以下である人が事業を行う場合、一定の要件のもとに個人事業税が減免されます。 ⑴身体障害者手帳の交付を受けている人で 1 級～4 級の障害のある方 ⑵戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の方

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米県税事務所	〒839-0861	合川町 1642-1	☎0942-30-1014	FAX0942-32-3751

相続税の障害者控除

【　内　容　】　心身障害者の方が相続により財産を取得した場合、当該障害者が 85 歳に達するまでの年数に 6 万円（特別障害者は 12 万円）を乗じた金額が相続税から控除されます。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米県税事務所	〒839-0861	合川町 1642-1	☎0942-30-1014	FAX0942-32-3751

贈与税の障害者控除

【　内　容　】　特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて、特別障害者が信託の利益を受ける権利（信託受益権）については、6,000 万円までは贈与税が課されません。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米県税事務所	〒839-0861	合川町 1642-1	☎0942-30-1014	FAX0942-32-3751

自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

【 内 容 】 障害者本人や障害者と生計を同じくする人が運転する場合、または、障害者等のみで構成される世帯の車を常時介護者が運転する場合で、もっぱら当該障害者の通院・通学等のために使用される場合、自動車税・自動車取得税・軽自動車税が減免されます。

軽自動車税の減免対象（自動車税については県税事務所へお問合せください。）

障害の区分		障害の級別	
		本人の運転	生計同一者の運転 常時介護者の運転
視覚障害		１級～３級及び４級の１(視力障害)	１級～３級及び４級の１（視力障害）
聴覚障害		２級及び３級	２級及び３級
平衡機能障害		３級	３級
音声機能障害		３級（喉頭摘出によるもの）	３級（喉頭摘出によるもの）
上肢不自由		１級及び２級	１級及び２級
下肢不自由		１級～６級	１級～４級
体幹不自由		１級～３級及び５級	１級～３級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級	１級及び２級
	下肢機能	１級～６級	１級～４級
心臓機能障害		１級及び３級	１級及び３級
腎臓機能障害		１級及び３級	１級及び３級
呼吸器機能障害		１級及び３級	１級及び３級
ぼうこう又は直腸の機能障害		１級及び３級	１級及び３級
小腸機能障害		１級及び３級	１級及び３級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級～３級	１級～３級
肝臓機能障害		１級～３級	１級～３級
知的障害		療育手帳Ａ１、Ａ2、Ａ3、Ｂ１	療育手帳Ａ１、Ａ2、Ａ3、Ｂ１
精神障害		精神障害者保健福祉手帳１級	精神障害者保健福祉手帳１級

【注意】
⑴障害者のみ等で構成される世帯の車を常時介護者が運転する場合は、常時介護証明が必要です。
⑵減免ができるのは、障害のある方お一人につき１台だけです。
⑶軽自動車税についての申請期間は、納付書が到着してから納期限の７日前までに申請してください。

問合せ先・手続窓口				
【自動車税・自動車取得税に関すること】				
久留米県税事務所 収税二課 自動車税二係	〒839-0861	合川町 1642-1	☎0942-30-1026	FAX0942-32-3751
【軽自動車税に関すること】				
久留米市役所 市民税課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9008	FAX0942-30-9753
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
【常時介護証明に関すること】				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
各総合支所 市民福祉課				

ふれあい案内（ＮＴＴ電話番号案内の無料制度）

【 内 容 】 障害者手帳をお持ちで下記対象者に該当する方は、ＮＴＴの電話番号案内（104）が無料になります。

【 対 象 者 】 ⑴身体障害者手帳をお持ちの方で次のいずれかに該当する方
①視覚障害 １級～6 級
②肢体不自由（上肢）（体幹）（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）１級～2 級
⑵療育手帳をお持ちの方
⑶精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
⑷戦傷病者手帳をお持ちの方で次のいずれかに該当する方
①視力障害… 特別項症～第６項症
②上肢障害…特別項症～第２項症（上肢に対する障害のみ）

【利用方法】 登録が完了次第、登録確認のご連絡をいたしますので、それ以後「ふれあい案内」としてご利用いただけます。
104 番電話番号案内サービスをご利用の際は、「ふれあい案内」とお申し出いただき、お届けいただいている登録電話番号と暗証番号をＮＴＴオペレーターにお申し出ください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口			
ＮＴＴふれあい案内担当	フリーダイヤル	☎0120-104-174	（土日・祝日・年末年始を除く）

携帯電話の割引サービス

【 内 容 】 障害者の方が契約されている携帯電話については、基本使用料などを割引するサービスです。割引の内容や、割引率は会社により違いがありますので、ご契約の携帯電話の会社におたずねください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先	各携帯電話会社

市の木：久留米ツバキ

郵便料金

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">内容</th><th>重量</th><th>料金</th></tr>
<tr><td rowspan="3">通常郵便物</td><td rowspan="2">低料第３種</td><td rowspan="2">心身障害者団体が指定の郵便局から発行する定期刊行物</td><td>毎月３回以上発行する新聞紙</td><td>50g まで
50g を超える 1kg まで
50g 毎に</td><td>８円
３円増</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>50g まで
50g を超える 1kg まで
50g 毎に</td><td>15 円
５円増</td></tr>
<tr><td>第　４　種</td><td colspan="2">①　点字郵便物
②特定録音物等郵便物（注１）</td><td>3kg まで</td><td>無料</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">小包郵便物</td><td colspan="2">心身障害者用冊子小包（注２）
聴覚障害者用小包
（ビデオテープ）　（注３）</td><td colspan="2">3kg まで　冊子小包料金の半額</td></tr>
<tr><td colspan="2">点字小包郵便物</td><td colspan="2">3kg を超えるものは一般小包料金の半額</td></tr>
<tr><td colspan="2">青い鳥郵便葉書
（50 円の通常葉書）</td><td colspan="4">５２円の通常郵便はがき（青い鳥をデザインしたくぼみ入り、無地、インクジェット紙のいずれか）を、１人に 20 枚無料で配布します。
対　象
・　身体障害者手帳の１級および２級の交付を受けた方
・　重度の知的障害者（療育手帳に「A」「A1」「A2」「A3」と表記されている方）
受付期間
毎年４月１日から５月 31 日まで
（ただし、５月 31 日が休日の場合は翌営業日まで）
手続き
最寄りの郵便局に障害者（身体・療育）手帳をお持ちになり、所定の用紙で申し込んでください（代理人も可）。
郵便による申し込みもできます。</td></tr>
</table>

注１）　盲人用録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（郵便局株式会社が指定するものに限ります。）から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるに限る。

注２）　図書館法第２条第１項に規定する図書館（郵便局株式会社に届出をしたものに限ります。）と身体に重度の障害がある者または知的障害の程度が重い者との間に郵便による図書の閲覧のために発受するものに限る。

注３）　聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設（郵便局株式会社が指定するものに限ります。）と聴覚障害者との間に郵便によるビデオテープの貸出しまたは返却のために発受するものに限る。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米郵便局	〒830-8799	日吉町 23-7	☎0942-32-2050	FAX0942-37-3506

ＮＨＫ放送受信料の減免

【 内 容 】 障害のある人がいる家庭の放送受信料が減免される場合があります。

【 対 象 者 】

全額免除	①身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
	②知的障害者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
	③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
半額免除（世帯主が契約者であることが必要です）	①世帯主が視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの場合
	②世帯主が身体障害者手帳の１級または２級をお持ちの場合
	③世帯主が重度の知的障害（療育手帳Ａ1、Ａ2、Ａ3 又はＡ）である場合
	④世帯主が精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの場合

【手続の方法】 申請書に必要事項を記入・押印し、福祉事務所（障害者福祉課又は総合支所市民福祉課）で証明を受けたうえ、NHK へ郵送してください。後日、ＮＨＫから審査結果が通知されます。

【手続に必要なもの】
① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
② 印かん
③（全額免除の場合で、世帯に １ 月 ２ 日以降の転入者がいる場合など）市町村民税（非）課税証明書など

【 郵 送 先 】 ＮＨＫ福岡放送局 視聴者センター営業推進
〒810−8577 福岡市中央区六本松１丁目１−10

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町楢津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

市の花：久留米つつじ

14．スポーツ・文化・レクリエーション

障害者ふれあいスポーツ

【　内　容　】　スポーツを通じ、障害者の体力向上と障害者同士の交流・親陸を図り、また市民との交流を通じて障害者に対する理解を深め障害者意識啓発を進めることにより、障害者福祉の一層の向上を図ることで実施しています。
H25 年度は、フライングディスク・ボーリング・グランドゴルフ・ゲートボール・ボッチャ・ソフトバレー・卓球（盲人卓球）・ウォーキング大会を行いました。
H26 年度も、申込みは、久留米市身体障害者福祉協会にお願いします。

【 開 催 日 】　事前に広報くるめ・久留米市ホームページでお知らせします。
【申込期間】
詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市身体障害者福祉協会	〒830-0027	長門石 1-1-32	☎0942-39-2666	FAX0942-38-9290

録音図書・点字図書の貸出

【　内　容　】　活字の書籍を読むことが困難な方に、カセットテープやデイジー図書などの録音図書・点字図書の貸出を行っています。

【対象者】　視覚障害者や高齢者などで、書籍の文字を読み取ることが困難な方。
久留米市在住、または久留米市内に通勤・通学している方に限ります。

【利用方法】　久留米市立中央図書館の福祉室（電話 0942-38-7238）へご連絡ください。
担当者が、利用内容をご本人様とお話したうえでご利用いただきます。

【注意】　録音図書の再生に必要な機材などの貸出は行っていません。
カセットレコーダー・プレックストークなどの機器は、ご利用になる方が各自で準備してください。

問合せ先・手続窓口	
久留米市立中央図書館　福祉室	☎0942-38-7238

宅配による図書の貸出

【　内　容　】　ご高齢や体が不自由な方で、図書館への来館が困難な方に、予約により図書の宅配を行うサービスです。貸出・返却ともに無料で宅配の利用が可能です。

【貸出するもの】　久留米市立図書館の蔵書が対象となります。
ビデオなどの映像資料 CD などは対象外となります。

【利用方法】　くわしくは、久留米市立中央図書館の福祉室（電話 0942-38-7238）へご連絡ください。

問合せ先・手続窓口	
久留米市立中央図書館　福祉室	☎0942-38-7238

図書の対面朗読サービス

【　内　容　】　活字の書籍を読むことが困難な方に、希望する図書を、ボランティアが対面で朗読します。

【対象となる図書】　本、取扱説明書、広報誌など。

【利用時間】　１回２時間
図書館開館日の 10 時から 16 時まで
朗読ボランティアや、ほかの利用者との都合上、利用時間は相談のうえ設定します。

【利用方法】　利用登録が必要です。
事前に久留米市立中央図書館の福祉室（電話 0942-38-7238）へご連絡ください。

【その他】　必要に応じて、その場での録音も可能ですが、事前にご相談のうえ、録音するテープや CD などのメディアは各自ご準備いただきます。

問合せ先・手続窓口	
久留米市立中央図書館　福祉室	☎0942-38-7238

福岡点字図書館

【　内　容　】　視覚障害者の方に対して、点字図書・録音図書の閲覧をはじめ、音声読書機や拡大読書機などの利用サービス、郵送貸出等を行うとともに点訳・音声訳・対面朗読の各ボランティア養成講習会を年１回開催しています。また、対面朗読、プライベートサービスや利用者・ボランティアが一堂に会し、音楽会やゲーム等多彩な催しを行い、交流を深めています。事前に登録が必要です。

【開館時間】　午前８時 30 分から午後５時 00 分

【休 館 日】　祝祭日,第２・第５日曜日、毎週月曜日（月曜日が祝祭日の時は火曜日）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
福岡点字図書館	〒816-0804	春日市原町 3－1－7 クローバープラザ内	☎092-584-3590	FAX092-584-1101
E-mail	tenji@cloverplaza,or,jp			

石橋文化センター

福祉バスの利用

【　内　容　】　久留米市社会福祉協議会の支援する市内の地区社協、ボランティア連絡協議会加入団体等が、福祉増進を目的とした研修を行う場合に、社会福祉協議会のバス（運転は社会福祉協議会職員）をご利用いただけます。

【 利 用 料 】　利用料金は無料ですが、高速・有料道路代、駐車料金等は利用者負担です。

【利用できる車両】 ⑴中型バス（40 人乗り）　⑵マイクロバス（25 人乗り）

【利用期間】　１日（8:30～17:00）

【利用方法】　⑴毎月 25 日の午前８時３０分から午前９時までに、翌々月の予約受付を行います。（25 日が土・日・祝の場合は翌開館日）
⑵利用希望日が他団体と重なった場合は、ご来所いただいた上利用日を調整することとなります。
⑶初回予約受付が確定した後、空きがある場合は先着順にて予約をお受けします。
⑷予約確定後、利用日の２週間前までに、バスの利用申請書をご提出ください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 総務課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

久留米市総合福祉センター

【　内　容　】　障害者の団体等が、研修や会議、その他催しをする時に下記の施設が利用できます。

【利用できる施設】　研修室・小会議室（各１室）　10 人程度の会議、20 人程度の研修会向き。
大会議室（１室）　30 人程度の会議、60 人程度の研修会向き。

【利用できる時間帯】　いずれも午前９時から午後９時まで

【 利 用 料 】　福祉団体、ボランティアグループ等、市社協登録団体であれば無料
ただし、土日、夜間等の施錠料、マイク等機材の貸出料など別途必要な場合があります。

【利用方法】　久留米市社会福祉協議会の地域福祉課へ申し込み（予約）してください。
予約は、利用日の３か月前から受け付けています。

【　注　意　】　⑴ 定期的・占有的な利用はできません。
⑵ 社会福祉協議会の事業で使用する場合は、利用できないことがあります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

久留米市総合福祉会館

【 内 容 】 身体障害者、母子・寡婦、高齢者を対象に、各種相談や生活訓練、機能回復訓練、生きがい対策事業（陶芸教室などの主催事業や、カラオケ教室などの自主事業）を行っています。また、障害者、高齢者が中心の総合福祉会館利用者の利便を図るため、無料送迎バス（ふれあい号）を運行しています。ふれあい号は、土・日曜日以外の毎日６便（祝日は５便）運行しています。

【 対 象 者 】 ① 市内に居住する身体障害者とその付添の方
② 市内に居住する 60 歳以上の方とその付添の方
③ 市内に居住するひとり親家庭の母とその子（18 歳未満の児童)及び寡婦
〔注意〕浴場は、60 歳以上の方を対象としています。

【 利 用 料 】 利用料金は無料です。
ただし、65 歳未満で、総合福祉会館で実施する機能回復訓練を利用していない方は、浴場の入浴料（100 円）が必要です。

【利用方法】 施設の窓口で、対象者要件を証するもの（身体障害者手帳、高齢者医療証、ひとり親家庭医療証など）を提示してください。
なお、会議、サークル活動などのために団体で利用する場合は、使用申請が必要です。申請の方法については、総合福祉会館へおたずねください。

【開館時間】 午前９時から午後５時まで

【 休 館 日 】 土曜日（土曜日が祝日のときは、日曜日）
年末年始（12 月 29 日から１月３日）

【 参 考 】 ふれあい号の運行時刻表

総合福祉会館行き（途中下車はできません。）

バス停の詳しい場所は、総合福祉会館へお問い合わせください。

西鉄久留米駅東口	９：40	11：30	13：15	14：15	15：15	16：15
久留米市役所	９：46	11：36	13：21	14：21	15：21	16：21
ＪＲ久留米駅	９：50	11：40	13：25	14：25	15：25	16：25

バス停	大　橋	矢　作	中　泉	善導寺	太郎原
時刻	９：00	９：05	９：10	９：15	９：20
バス停	山川農協	旗　崎	千本杉	文化センター	安武農協
時刻	９：24	９：28	９：31	９：35	10：53
バス停	傘橋南	荒木駅前	付属小		
時刻	10：59	11：05	11：15		

西鉄東口行き

総合福祉会館	13：00	14：00	15：00	16：00

問合せ先・手続窓口				
久留米市総合福祉会館	〒830-0027	長門石 1-1-32	☎0942-38-9288	FAX0942-38-9289

各種公営施設の利用料金の減免

【　内　容　】　障害者が市内の体育館・プールなどを利用する場合、身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を窓口に提示すると割引を受けることができます。

詳しい内容については、各施設にお問い合わせください。

○市内の主な施設の利用料金の減免

施　設　等　名　称	区分	通常利用料	障害者利用料	備考
えーるピアク久留米駐車場 サンライフク久留米駐車場 諏訪野町 1830-6 電話 0942-30-7901 FAX 0942-34-3090	-	駐車料金 30 分を超え 3 時間まで 200 円	駐車料金 免除	
久留米鳥類センター 東櫛原町 1650　中央公園内 電話 0942-33-2895 FAX0942-33-2896	一般（高校生以上）	250 円	無料	介護者 1 名も無料で入場できます。
	小・中学生	100 円		
	幼児（4 歳以上）	50 円		
有馬記念館 篠山町 444 番地 電話 0942-39-8485 FAX0942-39-8485	一般（高校生以上）	200 円	無料	介護者 1 名も無料で入場できます。
	小・中学生	100 円		
久留米市立草野歴史資料館 草野町草野 411 番地 1 電話 0942-47-4410 FAX0942-47-4410	一般（高校生以上）	100 円	無料	介護者 1 名も無料で入場できます。
	小・中学生	50 円		
市民流水プール 東櫛原町中央公園内 電話 0942-33-4565《営業期間中》 電話 0942-33-2895《営業期間外》 FAX0942-33-2896《鳥類センター》	65 歳以上	400 円	無料	介護者 1 名も無料で利用できます。
	一般（高校生以上）	700 円		
	小・中学生	200 円		
	幼児（4 歳以上）	300 円		
久留米市民温水プール（プール施設） 上津町 2199 番地 39 電話 0942-21-2040 FAX0942-21-1140	利用料（2 時間）		無料	介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	200 円		
	一般（高校生以上）	400 円		
	小・中学生	200 円		
	幼児（4 歳以上）	100 円		
久留米赤十字会館プール 宮ノ陣 3 丁目 4 番 27 号 電話 0942-36-5858 FAX0942-36-6009	利用料（2 時間）		無料	介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	200 円		
	一般（高校生以上）	400 円		
	小 4 生～中学生	200 円		
	幼児（4 歳）～小 3 生	100 円		
久留米市三潴 B&G 海洋センタープール 三潴町玉満 2925 番地 4 電話 0942-64-3020 FAX0942-64-4687	65 歳以上	無料	無料	第 1 種の方は介護者 1 名も無料で利用できます。
	一般（中学生以上）	100 円		
	小学生以下	50 円		
リバーサイドパーク長門石ゴルフ場 長門石 1 丁目 15 番 15 号 電話 0942-36-1045 FAX0942-36-1046	平日	9H　1,500 円 18H　2,500 円	500 円割引 （平日：18H）	
	土日	9H　2,000 円 18H　3,000 円		
荘島体育館 荘島町 11 番地 1 電話 0942-33-3003 FAX0942-38-2259	個人利用 2 時間		無料	第 1 種の方は介護者 1 名も無料で利用できます。
	一人	200 円		
	児童・生徒	300 円		

14　スポーツ・文化・レクリエーション

施　設　等　名　称	区分	通常利用料	障害者利用料	備考
	一人	200 円		
西部地区体育館 大善寺町藤吉 434 番地 電話 0942-27-3741 FAX0942-27-3742	個人利用 2 時間		無料	第 1 種の方は介護者 1 名も利用で入場できます。
	一人（アリーナ）	100 円		
	一人（トレーニング）	200 円		
久留米武道場・弓道場 東櫛原町 173 番地 電話 0942-39-7371 FAX0942-39-6271	個人利用 2 時間		無料	介護者 1 名も無料で利用できます。
	一人	50 円		
久留米市温水プール （トレーニング施設） 上津町 2199 番地 39 電話 0942-21-2040 FAX0942-21-1140	利用料（2 時間）		無料	介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	100 円		
	一般（高校生以上）	200 円		
久留米赤十字会館フィットネスルーム 宮ノ陣 3 丁目 4 番 27 号 電話 0942-36-5858 FAX0942-36-6009	利用料（2 時間）		無料	介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	100 円		
	一般（高校生以上）	200 円		
コスモすまいる北野（保健センター） （ウォーキングプール・トレーニングルーム） 北野町中 3253 番地 電話 0942-78-2308 FAX0942-78-7283	利用料（2 時間）		無料	介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	100 円		
	一般（高校生以上）	200 円		
城島保健福祉センター（城島げんきかん） （歩行プール・トレーニング室） 城島町楢津 739 番地 1 電話 0942-62-2122 FAX0942-62-2148	利用料（2 時間）		無料	介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	100 円		
	一般（高校生以上）	200 円		
久留米市城島体育館 城島町楢津 1468 番地 電話 0942-62-6618 FAX0942-62-6618	個人利用 2 時間		無料	第 1 種の方は介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	無料		
	一人	50 円		
久留米市城島トレーニングセンター 城島町楢津 1468 番地 電話 0942-62-6618 FAX0942-62-6618	利用料（1 時間）		無料	第 1 種の方は介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	無料		
	一人	100 円		
久留米市三潴農業者トレーニングセンター 三潴町玉満 2935 番地 2 電話 0942-64-5267　FAX 設置なし	個人利用 2 時間		無料	第 1 種の方は介護者 1 名も無料で利用できます。
	65 歳以上	無料		
	一人	50 円		
福岡県青少年科学館 東櫛原町 1713 電話 0942-37-5566 FAX0942-37-3770	入館料（展示）		無料	一級、二級の方は介護者 1 名も無料で利用できます。
	一般	400 円		
	児童・生徒	200 円		
	入館料（プラネタリウム）			
	一般	600 円		
	児童・生徒	300 円		

15. 啓 発 活 動・ボランティア

障害者週間

1975 年 12 月 9 日に国際連合総会で「障害者の権利宣言」が採択されました。わが国では、障害者基本法に基づき 12 月 3 日から 9 日までを「障害者週間」と定め、障害や障害のある方に対する理解を深めるとともに、障害のある方の社会参加への意欲を高めることを目的に、国や地方公共団体、関係団体などがさまざまな取り組みを行っています。
久留米市でも、市民の皆さんに障害者の福祉について関心と理解を深めていただくために、市民の皆さんから様々な企画を募集し、セミナーや地域交流会などの啓発事業を行っています。

世界自閉症啓発デー（発達障害啓発週間）

平成 19 年 12 月に国連総会において、毎年 4 月 2 日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択され、我が国では、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会が組織されるとともに、4 月 2 日から 4 月 8 日を「発達障害啓発週間」と定め、自閉症をはじめとする発達障害について社会全体の理解を広めるための啓発活動を全国各地で行っています。
本市においては、毎年この時期に市民啓発を行い、一人でも多くの皆様に、発達障害について理解が深まり、発達障害の人々にとっても暮らしやすい社会になるよう取り組みを進めます。

手話奉仕員の養成

【 内 容 】　手話通訳に必要な技術等を習得して、聴覚障害者の方とのコミュニケーションやボランティアなどに役立ててもらうため、手話講座を開催しています。

【対象者】　久留米市内のお住まいか久留米市内に通勤している 18 歳以上の方

【開催時期】　毎年 4 月～5 月ころに開講しています。
【応募方法】　開催前に、開催期間や申込方法などを、「広報くるめ」に掲載しますので、詳しくは掲載内容をご確認ください。

問合せ先・申込窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752

地域保健福祉の推進

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で、健やかで安心して生活できる福祉社会を築くためには、地域の自治協議会や民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など関係者をはじめ、市民の理解と協力が必要です。
社会福祉協議会と保健所や地域包括支援センターなどが連携して、ボランティアや NPO の活動をはじめ、地域住民による様々な保健福祉活動の育成支援やネットワーク作りを進めています。

ボランティアセンター

ボランティアセンターは社会福祉協議会に設置されたボランティア活動に関する総合相談の窓口です。ボランティアの手伝いを必要としている人にボランティアの紹介をしたり、また、ボランティア活動に参加したいという人にボランティアグループや福祉団体、施設などの活動の場を紹介したりするなどのコーディネートを行っています。
また、ボランティア活動の活性化を目的として、ボランティアグループの組織化支援や、各種ボランティア養成講座の企画・実施、久留米市ボランティア連絡協議会の活動支援なども行っています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

ボランティア連絡協議会

久留米市内のボランティアグループ、約１００団体で構成する連絡組織。各地区のふれあいの会で構成する「地域型部門」、さまざまな領域で福祉活動を展開する団体による「機能型部門」の二つの部門を構成しています。
グループ単体では困難な研修やイベントなど連絡協議会のスケールメリットを活かした活動を展開しています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

ふれあいの会

ふれあいの会は、地区社協が推進する地域福祉の向上のために地域住民が参加して組織されたボランティア団体です。「小地域ネットワーク活動」や「ふれあい食事サービス」、「ふれあい・いきいきサロン」など、地区社協が進める地域福祉活動を担います。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

小地域ネットワーク活動

地区社協が進める地域福祉活動のもっとも基本となる活動が「小地域ネットワーク活動」です。この活動は、ふれあいの会の会員が２～３人のペアを組み、地域の一人暮らしの高齢者等のお宅を訪問し見守りや安否の確認、話し相手など、訪問を通じて様々なアプローチを行い、孤独解消や孤独死の予防に努めます。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

ふれあい食事サービス活動

ふれあい食事サービス活動は、「食」を通じて、高齢者の交流の機会と生きがいを提供しようとするものです。ふれあい食事サービス活動は「会食会」と「配食」に大別され、「会食会」は校区コミュニティセンターを会場に、地域の高齢者を招き、手作りの食事を提供します。「配食」は、校区コミュニティセンター等で調理した食事を、ふれあいの会などボランティアの手で直接自宅まで届けるもので、地域の状況やニーズにより、いずれかもしくは両方の活動が展開されています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

ふれあい・いきいきサロン活動

ふれあい・いきいきサロン活動は、「小地域で行う地域住民の交流会」です。
ふれあい・いきいきサロン活動では、活動の範囲を「校区」よりもさらに小さくし、私たちの親密な生活圏（自治会や町内会程度）を単位としています。
お互いの顔や家のわかる程度の範囲を対象に、高齢者や障害者、児童をはじめとした地域住民とボランティアが一緒になって企画し、運営することで、個別の福祉課題発見の場とするとともに、仲間づくりと孤独防止を進めます。

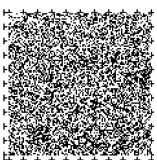

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

16. 事業所・施設

居宅介護・重度訪問介護(1)

【居 宅 介 護】自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
【重度訪問介護】重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX 番号	居宅介護	重度訪問介護
	身体	知的	児童	精神						
1	◎	◎	◎	◎	クオリティサービス久留米	久留米市安武町安武本3192番地	0942-65-9229	0942-65-9230	○	○
2	◎	◎	◎	◎	ポレポレ居宅介護支援センター	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086	○	○
3	◎	◎	◎	◎	西日本介護サービス株式会社	久留米市花畑2丁目15番地5	0942-37-3456	0942-37-3468	○	○
4	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーションしんらい	久留米市宮ノ陣6丁目23番3号	0942-37-4231	0942-37-4232	○	○
5	◎	◎	◎	◎	京　介護サービス	久留米市京町281番地	0942-32-0221	0942-32-0198	○	
6	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　千歳	久留米市御井町2184番地5	0942-40-7211	0942-41-1214	○	○
7	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　つばさ	久留米市御井町640番地1	0942-43-0233	0942-43-0246	○	○
8	◎	◎	◎	◎	ハートケアサポート	久留米市大善寺町宮本165番地3	0942-51-3787	0942-51-3788	○	○
9	◎	◎	◎	◎	障害者支援ステーション未来	久留米市荒木町荒木1312番地24	0942-27-9549	0942-27-9888	○	○
10	◎	◎	◎	◎	白ゆりホームヘルプサービス	久留米市荒木町荒木496番地1-111号	0942-51-3502	0942-51-3503	○	○
11	◎	◎	◎		自立への集い	久留米市荒木町藤田1478番地2	0942-26-5732	0942-26-2855	○	○
12	◎	◎	◎		久留米介護・家事支援センターグラスランド	久留米市国分町1042番地12	0942-22-5340	0942-22-5340	○	○
13	◎	◎	◎	◎	ふくし生協ヘルパーステーションこくぶの杜	久留米市国分町1129番地2の5	0942-21-5711	0942-21-5711	○	○
14	◎	◎	◎	◎	ワック訪問介護サービスくるめ	久留米市国分町1129番地11	0942-21-4773	0942-21-4774	○	○
15	◎				介護ステーションあいあい	久留米市国分町1150番地1	0942-21-1880	0942-21-1880	○	○
16	◎	◎	◎	◎	ライフサポート24	久留米市国分町875番地54	0942-51-8111	0942-51-8114	○	○
17	◎				安本病院ヘルパーステーション	久留米市三潴町玉満2371番地	0942-64-2032	0942-65-0614	○	
18	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　きぼう	久留米市三潴町西牟田1662番地2	0942-64-5233	050-7541-1150	○	○
19	◎	◎	◎		ひまわり快護ステーション	久留米市三潴町西牟田94番地6	0942-65-0191	0942-65-0791	○	○
20	◎	◎	◎	◎	アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172	○	○

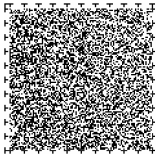

居宅介護・重度訪問介護(2)

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX 番号	居宅介護	重度訪問介護
	身体	知的	児童	精神						
21	◎	◎	◎	◎	ケアサービス彩華	久留米市上津町1662番地3	0942-65-7531	0942-51-8703	○	○
22	◎	◎	◎	◎	ふれあいの園　ホームヘルプ事業	久留米市城島町上青木165番地	0942-62-5115	0942-62-5138	○	
23	◎	◎	◎	◎	みやび介護サービス	久留米市城島町六町原370番地1	0942-51-5901	0942-51-5902	○	
24	◎	◎	◎	◎	ニチイケアセンター東町	久留米市諏訪野町1814番地4	0942-36-6900	0942-32-8755	○	○
25	◎	◎	◎		特定非営利活動法人松本介護サービス	久留米市西町686番地9	0942-31-5737	0942-31-5737	○	○
26	◎	◎	◎	◎	訪問介護施設　ひととき	久留米市西町930番地1	0942-48-0716	0942-48-0717	○	○
27	◎				ケアサポート青空	久留米市善導寺町飯田455番地5	0942-47-1352	0942-47-1352	○	○
28	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　えがお	久留米市山川神代1丁目10-31	0942-40-8431	0942-40-8433	○	○
29	◎	◎	◎	◎	グリーンケアステーション	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8236	0942-27-8246	○	○
30	◎	◎	◎	◎	中央ホームヘルプサービス	久留米市中央町29番地19コンフォート篠原2F	0942-46-4655	0942-46-4651	○	○
31	◎	◎	◎	◎	ニチイケアセンターくるめ	久留米市長門石2丁目1番5号	0942-36-8182	0942-36-8183	○	○
32	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション友愛	久留米市長門石5丁目5番6号	0942-27-7368	0942-27-7369	○	○
33	◎	◎	◎	◎	ひびきケアサポート	久留米市津福本町181番地6	0942-36-7006	0942-36-7008	○	○
34	◎	◎	◎	◎	メゾンマリアホームヘルプサービス	久留米市津福本町276番地2	0942-35-0800	0942-35-9000	○	○
35	◎	◎	◎	◎	くるみ訪問介護	久留米市津福本町576番地1	0942-80-1149	0942-80-1149	○	○
36	◎	◎	◎	◎	聖マリアヘルパーステーション	久留米市津福本町422番地	0942-46-1600	0942-46-1601	○	○
37	◎	◎	◎	◎	ふくじゅケアサービス	久留米市通外町11番地16	0942-34-2690	0942-48-1103	○	○
38	◎	◎	◎	◎	有限会社　アルブ	久留米市通町103番地15	0942-46-1655	0942-46-1658	○	○
39	◎	◎	◎	◎	さくら・介護ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16富士ビル304号	0942-39-1616	0942-38-2100	○	○
40	◎				ケアセンター　たんぽぽ	久留米市天神町106番地1	0942-35-2842	0942-35-7777	○	○
41	◎	◎	◎	◎	いちごの里Ⅰ　ヘルパーステーション	久留米市天神町120番地	0942-51-3828	0942-26-6319	○	○
42	◎	◎	◎		ひまわりホームヘルパーステーション	久留米市田主丸町田主丸1001番地2	0943-72-3564	0943-72-1560	○	○
43	◎	◎	◎	◎	久留米市社会福祉協議会 障害児者居宅支援センター田主丸支所	久留米市田主丸町田主丸750番地3	0943-74-7855	0943-73-2154	○	○
44	◎	◎	◎		ヘルパーステーション・友	久留米市東櫛原町1509番地1	0942-32-0678	0942-32-0699	○	○
45	◎	◎	◎	◎	ケア・サポート和	久留米市東櫛原町1509番地7小川ビル1F	0942-33-6638	0942-33-6639	○	○

居宅介護・重度訪問介護(3)

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX 番号	居宅介護	重度訪問介護
	身体	知的	児童	精神						
46	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　クローバー	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-4300	0942-35-4371	○	○
47	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション マザー介護サービス	久留米市東合川3丁目10番18号105号	0942-41-0351	0942-41-0352	○	○
48	◎	◎	◎	◎	生協ヘルパーステーションくるめ	久留米市南2丁目5番12号	0942-21-8455	0942-22-3239	○	○
49	◎	◎	◎	◎	ライフケアステーション	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853	○	○
50	◎	◎	◎	◎	ＮＰＯ　ドナセナ	久留米市南4丁目27番20号	0942-51-8330	0942-51-8335	○	○
51	◎	◎	◎	◎	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター　グリーンピース	久留米市南4丁目27番31号 グリーンコープ久留米南町店敷地内	0942-21-5450	0942-21-5464	○	○
52	◎	◎	◎	◎	ラスカルサポート	久留米市北野町今山81番地1	0942-23-4723	0942-23-4718	○	○
53	◎	◎			ケアセンター花	久留米市北野町陣屋499番地6	0942-78-3000	0942-78-3960	○	○
54	◎	◎	◎	◎	医療法人三井会ヘルパーステーション「きらら」	久留米市北野町八重亀412番地	0942-23-1212	0942-78-2099	○	○
55	◎	◎	◎	◎	株式会社　藤介護サービス	久留米市本山1丁目13番35号	0942-65-7588	0942-65-7588	○	○
56	◎	◎	◎	◎	くおん　Ｃａｒｉｎｇ　Ｓｅｒｖｉｃｅ	久留米市野中町257番地1	0942-43-7252	0942-43-7255	○	○
57	◎	◎	◎		マスタープラン	久留米市御井町453番地4クロスガーデン301号	0942-41-1311	0942-41-1360	○	
58	◎	◎	◎	◎	ホームヘルプ　いちょうの杜鳥飼	久留米市梅満町1251番地1	0942-27-6493	0942-27-6494	○	○
59	◎	◎	◎	◎	訪問介護　まんてん	久留米市宮ノ陣6丁目2番17号	0942-27-6960	0942-27-6971	○	○

行動援護

【行動援護】自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	児童	精神					
1		◎	◎	◎	ポレポレ居宅介護支援センター	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086	
2		◎	◎	◎	ヘルパーステーション　千歳	久留米市御井町2184番地5	0942-40-7211	0942-41-1214	
3		◎	◎	◎	ＮＰＯ　ドナセナ	久留米市南4丁目27番20号	0942-51-8330	0942-51-8335	

同行援護(1)

【同行援護】重度の視覚障害者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行います。

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	児童	精神					
1	◎		◎		ヘルパーステーション　千歳	久留米市御井町2184番地5	0942-40-7211	0942-41-1214	
2	◎		◎		ＮＰＯ　ドナセナ	久留米市南4丁目27番20号	0942-51-8330	0942-51-8335	
3	◎		◎		アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172	
4	◎		◎		西日本介護サービス株式会社	久留米市花畑2丁目15番地5	0942-37-3456	0942-37-3468	
5	◎		◎		ふくし生協　ヘルパーステーションこくぶの杜	久留米市国分町1129番地2の5	0942-21-5711	0942-21-5711	
6	◎		◎		ワック訪問介護サービスくるめ	久留米市国分町1129番地11	0942-21-4773	0942-21-4774	
7	◎		◎		ひまわり快護ステーション	久留米市三潴町西牟田94番地6	0942-65-0191	0942-65-0791	
8	◎		◎		ニチイケアセンター東町	久留米市諏訪野町1814番地4	0942-36-6900	0942-32-8755	
9	◎		◎		ニチイケアセンターくるめ	久留米市長門石2丁目1番5号	0942-36-8182	0942-36-8183	
10	◎		◎		ひびきケアサポート	久留米市津福本町181番地6	0942-36-7006	0942-36-7008	
11	◎		◎		くるみ訪問介護	久留米市津福本町576番地1	0942-80-1149	0942-80-1149	
12	◎		◎		有限会社　アルブ	久留米市通町103番地15	0942-46-1655	0942-46-1658	
13	◎		◎		さくら・介護ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16富士ビル304号	0942-39-1616	0942-38-2100	
14	◎		◎		生協ヘルパーステーションくるめ	久留米市南2丁目5番12号	0942-21-8455	0942-22-3239	
15	◎		◎		ライフケアステーション	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853	
16	◎		◎		社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター　グリーンピース	久留米市南4丁目27番31号 グリーンコープ久留米南町店敷地内	0942-21-5450	0942-21-5464	
17	◎		◎		くおん　Ｃａｒｉｎｇ　Ｓｅｒｖｉｃｅ	久留米市野中町257番地1	0942-43-7252	0942-43-7255	
18	◎		◎		医療法人三井会　ヘルパーステーション「きらら」	久留米市八重亀 412 番地	0942-23-1212	0942-78-2099	
19	◎		◎		ヘルパーステーション　マザー介護サービス	久留米市東合川３丁目 10 番 18 号 105 号	0942-41-0351	0942-41-0352	
20	◎		◎		自立への集い	久留米市荒木町藤田 1478 番地２	0942-26-5732	0942-26-2855	
21	◎		◎		グリーンケアステーション	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8236	0942-27-8246	
22	◎		◎		ヘルパーステーション　えがお	久留米市山川神代1丁目10-31	0942-40-8431	0942-40-8433	
23	◎		◎		株式会社　藤介護サービス	久留米市本山1丁目13番35号	0942-65-7588	0942-65-7588	
24	◎		◎		みやび介護サービス	久留米市城島町六町原370番地1	0942-51-5901	0942-51-5902	

同行援護(2)

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	児童	精神					
25	◎		◎		ヘルパーステーション　クローバー	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-4300	0942-35-4371	
26	◎		◎		ヘルパーステーション　きぼう	久留米市三潴町西牟田 1662 番地２	0942-64-5233	050-7541-1150	
27	◎		◎		有限会社くるめ介護・家事援助センター グラスランド	久留米市国分町 1042 番地 12	0942-22-5340	0942-48-0416	
28	◎		◎		ハートケアサポート	久留米市大善寺町宮本 165 番地３	0942-51-3787	0942-51-3788	
29	◎		◎		訪問介護　まんてん	久留米市宮ノ陣６丁目２番 17 号	0942-27-6960	0942-27-6971	

生活介護(1)

【生活介護】常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
（注）「基準該当事業所」とは、介護保険における指定事業所が市の登録を受け、障害児・者の受入を行う事業所のことです。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1		◎		ウェル城島	久留米市城島町江上637番地1	0942-62-6966	0942-62-6971	
2		◎		ちとせ園	久留米市長門石1丁目1番32号	0942-39-2350	0942-39-2350	
3		◎		とまと	久留米市山川町1082番地1	0942-45-7711	0942-44-5001	
4		◎		ドリームハウス久留米	久留米市上津町 2228 番地 533	0942-21-2328	0942-21-2328	
5		◎	◎	栄光園	久留米市三潴町西牟田6323番地13	0942-64-5858	0942-64-5814	
6		◎	◎	栄光園 通所 きぼう（生活介護 よりみち）	久留米市三潴町西牟田 6323 番地 14	0942-64-5858	0942-64-5814	
7		◎		荒木学園	久留米市山川神代1丁目8番8号	0942-44-6770	0942-44-6770	
8	◎	◎	◎	出会いの場 ポレポレ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086	
9	◎			障害者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515	
10		◎		生活介護ゆめ	久留米市荒木町今 132 番地３	0942-64-5858	0942-64-5814	
11	◎	◎		千歳療護園	久留米市田主丸町益生田256番地1	0943-73-1793	0943-73-3472	
12		◎		太陽の園生活介護事業所	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001	

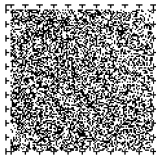

生活介護(2)

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
13		◎	◎	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	0942-78-2363	0948-78-3325	
14		◎		第二北野学園	久留米市北野町塚島 240 番地 3	0942-78-3323	0942-78-7576	
15		◎		田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559	
16		◎		第二田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559	
17	◎	◎	◎	みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555	基準該当事業所
18	◎	◎	◎	デイサービス みなみの里	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853	基準該当事業所
19	◎	◎	◎	アップルハートのやわらぎ久留米	久留米市国分町824番地9	0942-51-8861	0942-51-8862	基準該当事業所
20	◎	◎	◎	小規模多機能のいえ 和居和居	久留米市国分町172番地3	0942-80-1035	0942-80-1037	基準該当事業所
21	◎	◎	◎	デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-2929	0942-35-4371	基準該当事業所
22	◎	◎	◎	デイサービス　和みや	久留米市高良内町2786番地	0942-41-8115	0942-41-8153	基準該当事業所
23	◎	◎	◎	あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本 342 番地 23	0942-27-8238	0942-27-8246	基準該当事業所
24	◎	◎	◎	デイサービス　ひびき	久留米市津福今町 361 番地 37	0942-46-2311	0942-46-2312	基準該当事業所
25	◎	◎	◎	デイサービスあいあい	久留米市小頭町 3 番地 16	0942-38-8500	0942-38-8507	基準該当事業所
26	◎	◎	◎	デイサービス　ひびき2	久留米市津福本町717番地3	0942-36-7006	0942-36-7008	基準該当事業所
27	◎	◎	◎	デイサービス　風太	久留米市通東町5番地16　富士ビル1Ｆ	0942-30-3322	0942-30-3355	基準該当事業所
28	◎	◎	◎	あいかわデイサービスセンター	久留米市合川町1529番地3	0942-21-6420	0942-21-6433	基準該当事業所
29	◎	◎	◎	心和　千歳ヶ丘	久留米市御井町2184番地5	0942-41-1213	0942-41-1214	基準該当事業所
30	◎	◎	◎	デイサービス　ひびき3	久留米市荒木町白口2495番地	0942-36-7006	0942-36-7008	基準該当事業所

短期入所

【短期入所】自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行ないます。
（注１）「重心」の表示がある事業所は、医療機関を併設した、重症心身障害児・者対応施設です。
（注２）「基準該当事業所」とは、介護保険における指定事業所が市の登録を受け、障害児・者の受入を行う事業所のことです。

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	児童	精神					
1		◎	◎		ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	0942-21-2328	0942-21-2328	
2			◎		レスパイトハウス あんだんて	久留米市御井町1629番地1	0942-43-6121	0942-43-6121	
3			◎		レスパイトハウス こりんずハウス	久留米市中央町33番地16	0942-35-4720	0942-35-4720	
4			◎		レスパイトハウス ニュンバ	久留米市安武町武島187番地1、190番地1	0942-27-2039	0942-27-2086	
5		◎	◎		栄光園	久留米市三潴町西牟田6323番地13	0942-64-5858	0942-64-5814	
6	◎	◎	◎		ゆうかり医療療育センター	久留米市田主丸町中尾1272番地1	0943-73-0152	0943-73-0524	重心
7	◎				障害者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515	
8	◎	◎			障害者支援施設 千歳療護園	久留米市田主丸町益生田256番地1	09437-3-1793	09437-3-3472	
9		◎	◎		太陽の園短期事業所	久留米市山川町 1042 番地	0942-44-2951	0942-44-5001	
10		◎			田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	09437-3-1324	09437-3-3559	
11		◎			第二田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559	
12		◎	◎	◎	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	0942-78-2363	0948-78-3325	
13		◎	◎		第二北野学園	久留米市北野町塚島240番地3	0942-78-3323	0942-78-7576	
14		◎		◎	東の家	久留米市城島町城島606番地	0942-62-5518		
15	◎	◎	◎	◎	みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555	基準該当事業所
16	◎	◎	◎	◎	アップルハートのやわらぎ久留米	久留米市国分町824番地9	0942-51-8861	0942-51-8862	基準該当事業所
17	◎	◎	◎	◎	小規模多機能のいえ 和居和居	久留米市国分町 172 番地３	0942-80-1035	0942-80-1037	基準該当事業所

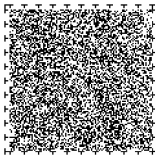

共同生活援助（グループホーム）1

【共同生活援助（グループホーム）】夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。入浴、排せつ、食事の介護等を提供する場合もあります。

No	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1	アメジスト	久留米市荒木町荒木1313番地93	0942-27-0575	
2	グループホーム　サファイア	久留米市荒木町荒木 4058 番地 2	0942-26-2626	
3	グループホーム　むぎっ子ハウスA	久留米市田主丸町以真恵259番地シャンピアMK207	0943-72-1781	0943-72-1782
4	グループホーム　むぎっ子ハウスB	久留米市田主丸町以真恵259番地シャンピアMK206	0943-72-1781	0943-72-1782
5	グループホーム　むぎっ子ハウスC	久留米市田主丸町以真恵259番地シャンピアMK205	0943-72-1781	0943-72-1782
6	グループホーム　むぎっ子ハウスD	久留米市田主丸町以真恵259番地シャンピアMK203	0943-72-1781	0943-72-1782
7	むぎハウスA	久留米市田主丸町志塚島449番地5	0943-72-1781	0943-72-1782
8	むぎハウスB	久留米市田主丸町以真恵63番地1永松アパートB棟202	0943-72-1781	0943-72-1782
9	むぎハウス C	久留米市田主丸町以真恵 63 番地 1 永松アパート B 棟 201	0943-72-1781	0943-72-1782
10	グループホーム宝瑞	久留米市三潴町田川 55 番地 8	0942-65-1266	0942-65-1368
11	東の家	久留米市城島町楢津59番地2	0942-62-5518	
12	ニコニコホーム	久留米市山川町1082番地1	0942-44-2951	0942-44-5001
13	キラキラホーム	久留米市山本町豊田1656番地5	080-1799-5139	0942-44-5001
14	ほのぼのホーム	久留米市山本町豊田1656番地5	080-1799-5139	0942-44-5001
15	ゆうゆうホーム	久留米市山本町豊田1656番地5	080-1799-5139	0942-44-5001
16	のぞえ希望の家	久留米市藤山町1730番地10	0942-22-5311	0942-22-5316
17	ひまわり	久留米市荒木町今53番地7	0942-64-5858	0492-64-5814
18	ヒルサイドテラスのぞえ	久留米市藤山町 1730 番地 9	0942-22-6540	0942-22-6540
19	ルピナス	久留米市梅満町994番地6	0942-33-1581	
20	耳納苑	久留米市善導寺町飯田182番地4	0942-44-6770	0942-44-6770

共同生活援助（グループホーム）２

No	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
21	ケアホームグローリー	久留米市荒木町今132番地2	0942-64-5858	0942-64-5814
22	ケアホームゆめ	久留米市合川町1106番地4	080-1796-8255	0942-44-5732
23	ケアホームそら	久留米市南薫町1560番地8	080-1796-8255	0942-44-5732
24	しいのみ	久留米市荒木町今54番地1	0942-64-5858	0942-64-5814
25	スマイルハウス	久留米市城島町江上105番地1・105番地2	0942-62-6966	0942-62-6971
26	ひまわり	久留米市城島町江上23番地	0942-62-6966	0942-62-6971
27	ひまわりセカンド	久留米市城島町江上25番地1・25番地2	0942-62-6966	0942-62-6971
28	チェムチェム	久留米市安武町安武本2885番地22	0942-27-3992	0942-27-3992
29	ニュンバ	久留米市安武町武島字彼岸田187番地1・190番地1	0942-27-0605	0942-27-0605
30	下宿屋　南の家「ほっと」	久留米市南1丁目140－34	0942-35-1857	0942-35-1857
31	三原さん家	久留米市安武町武島字古賀中526番地1	0942-27-1100	0942-27-1100
32	御井あんだんて	久留米市御井町字大鳥居1629番地1	0942-43-6121	0942-43-6121
33	御井町の家	久留米市御井町苧綛1753番地3	0942-45-1670	0942-45-1670
34	こりんずハウス	久留米市中央町 33 番地 16	0942-35-4720	0942-35-4720
35	ひまわり（17 番とは別施設）	久留米市荒木町今 53 番地 7	0942-64-5858	0492-64-5814
36	一麦ハウス	久留米市田主丸町竹野 907 番地 1	0943-72-1618	0943-72-1618

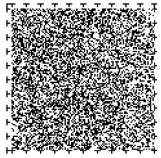

障害者支援施設

【障害者支援施設】施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1		◎		ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	0942-21-2328	0942-21-2328	
2		◎	◎	栄光園	久留米市三潴町西牟田6323番地13	0942-64-5858	0942-64-5814	
3	◎			障害者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515	
4	◎	◎	◎	障害者支援施設耳納学園	久留米市田主丸町中尾1272番地1	0943-72-2743	0943-73-2135	
5	◎	◎		千歳療護園	久留米市田主丸町益生田 256 番地 1	0943-73-1793	0943-73-3472	
6		◎		太陽の園	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001	
7		◎		田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野 618 番地 1	0943-73-1324	0943-73-3559	
8		◎		第二田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559	
9	◎	◎	◎	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	0942-78-2363	0948-78-3325	
10		◎		第二北野学園	久留米市北野町塚島240番地3	0942-78-3323	0942-78-7576	

療養介護

【療養介護】病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに介護や日常生活上の支援を行います。

No	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1	ゆうかり医療療育センター	久留米市田主丸町中尾1272番地1	0943-73-0152	0943-73-0524

自立訓練（機能訓練）

【自立訓練（機能訓練）】自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
（注）「基準該当事業所」とは、介護保険における指定事業所が市の登録を受け、障害児・者の受入を行う事業所のことです。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1	◎			みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555	基準該当事業所
2	◎			デイサービス　みなみの里	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853	基準該当事業所
3	◎			デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-2929	0942-35-4371	基準該当事業所
4	◎			あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8238	0942-27-8246	基準該当事業所
5	◎			デイサービスあいあい	久留米市小頭町３番地 16	0942-38-8500	0942-38-8507	基準該当事業所
6	◎			デイサービス　風太	久留米市通東町５番地 16　富士ビル 1F	0942-30-3322	0942-30-3355	基準該当事業所

自立訓練（生活訓練）(1)

【自立訓練（生活訓練）】自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
（注）「基準該当事業所」とは、介護保険における指定事業所が市の登録を受け、障害児・者の受入を行う事業所のことです。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1		◎		ライフみどり	久留米市山本町耳納79番地1	0942-44-3853	0942-44-5001	
2		◎	◎	栄光園 通所 きぼう（自立訓練（生活訓練）ひなた）	久留米市三潴町西牟田6323番地14	0942-64-5858	0942-64-5814	
3		◎	◎	障害者自立訓練サポートセンターわーよか	久留米市国分町 1326 番地 1 大津山ビルⅢ	0942-51-8141	0942-51-8241	
4		◎		生活訓練ひかり	久留米市荒木町今132番地3	0942-64-5858	0942-64-5814	
5		◎		太陽の園生活訓練事業所ライフとまと	久留米市山川町 1042 番地	0942-44-2951	0942-44-5001	
6		◎	◎	みなみの家	久留米市南2丁目27番17号	0942-21-5555	0942-21-5555	
7		◎	◎	デイサービス　みなみの里	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853	基準該当事業所
8		◎	◎	デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-2929	0942-35-4371	基準該当事業所

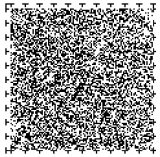

自立訓練（生活訓練）(2)

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
9		◎	◎	あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8238	0942-27-8246	基準該当事業所
10		◎	◎	デイサービスあいあい	久留米市小頭町3番地16	0942-38-8500	0942-38-8507	基準該当事業所
11		◎	◎	デイサービス　ひびき	久留米市津福今町361番地37	0942-46-2311	0942-46-2312	基準該当事業所
12		◎	◎	デイサービス　ひびき2	久留米市津福本町 717 番地 3	0942-36-7006	0942-36-7008	基準該当事業所
13		◎	◎	デイサービス　風太	久留米市通東町 5 番地 16　富士ビル 1F	0942-30-3322	0942-30-3355	基準該当事業所
14		◎	◎	あいかわデイサービスセンター	久留米市合川町1529番地3	0942-21-6420	0942-21-6433	基準該当事業所
15		◎	◎	小規模多機能のいえ　和居和居	久留米市国分町172番地3	0942-80-1035	0942-80-1037	基準該当事業所
16		◎	◎	デイサービス　ひびき３	久留米市荒木町白口 2495 番地	0942-36-7006	0942-36-7008	基準該当事業所

宿泊型自立訓練

【宿泊型自立訓練】居室その他の設備を利用させるとともに、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1			◎	ヒルトップヴィラ野添	久留米市藤山町1730番地3	0942-22-5316	0942-22-5316	

就労移行支援

【就労移行支援】一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1		◎		グローリーきずな（就労移行支援みらい）	久留米市荒木町今132番地3	0942-64-5858	0942-64-5814	
2	◎	◎	◎	スプライフ　久留米センター	久留米市東町41番12号久留米QRビル3F	0942-33-5370	0942-33-5371	
3		◎		ワークスみどり	久留米市山本町耳納79番地1	0942-44-3853	0942-44-5001	
4			◎	就労支援施設　レガロ	久留米市西町 473 番地 1	0942-36-5564	0942-36-5564	
5	◎	◎	◎	障害者支援施設　ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515	
6	◎	◎	◎	障害者自立訓練サポートセンターわーよか	久留米市国分町1326番地1大津山ビルⅢ	0942-51-8141	0942-51-8241	
7	◎	◎	◎	福岡県障害者雇用支援センター	久留米市百年公園 1 番 1 号 久留米リサーチセンタービル 4F	0942-34-4400	0942-34-4440	
8	◎		◎	障害福祉サービス事業　ジョイン	久留米市東町 40 番地 16　サケミビル 5F	0942-35-7227	0942-35-7227	

就労継続支援Ａ型(1)

【就労継続支援Ａ型】一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1	◎	◎	◎	K’ｓファーム	久留米市野中町727番地5	0942-80-1321	0942-80-1321	
2	◎	◎	◎	MOCA	久留米市青峰2丁目1番3号	0942-65-5178	0942-65-5178	
3	◎	◎		れんこん	久留米市通外町70番地2	0942-37-5151	0942-37-5175	
4	◎	◎	◎	就労継続支援センターすまいる	久留米市城島町西青木23番地	0942-62-1701	0942-62-6353	
5	◎	◎	◎	就労支援事業所ふくろう	久留米市国分町1845番地3	0942-21-5870	0942-21-5871	

就労継続支援Ａ型(2)

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
6	◎	◎	◎	惣菜処　ぼれぼれ	久留米市上津1丁目15番3号 エフコープ久留米店内	0942-22-8358	0942-228358	
7		◎	◎	東建アグリ	久留米市城島町城島606番地	0942-62-5550	0942-62-3180	
8	◎	◎	◎	夢創園	久留米市安武町安武本3092番地	0942-65-9229	0942-65-9230	
9	◎	◎	◎	藍	久留米市通外町5番地16富士ビル305	0942-35-6751	0942-35-6751	
10	◎	◎	◎	ＮＰＯ法人　虹	久留米市津福今町400番地2	0942-65-6529	0942-65-6621	
11	◎	◎	◎	みい工房ピピ	久留米市御井町 205 番地 1	0942-27-7953	0942-27-7954	
12	◎	◎	◎	スローライフ	久留米市荒木町白口 2324 番地３ 古賀第２ビル 105	0942-65-6475	0942-65-6476	
13		◎	◎	就労支援せんたー　まんまる	久留米市六ツ門町 21 番地７ 赤司第２ビル 103 号	0942-30-6327	0942-30-6327	

中 央 公 園

（愛 の 泉）

就労継続支援Ｂ型

【就労継続支援Ｂ型】一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1		◎	◎	あした	久留米市荒木町今132番地3	0942-26-2894	0942-26-2895	
2		◎		ステップ	久留米市田主丸町竹野631番地1	0943-72-1781	0943-72-1782	
3		◎		みどりの園	久留米市山本町耳納79番地1	0942-44-3853	0942-44-5001	
4	◎	◎	◎	レガート	久留米市田主丸町田主丸459番地1	0943-72-8020	0-43-72-8040	
5		◎	◎	栄光園 通所 きぼう（就労継続支援B型 こころ）	久留米市三潴町西牟田6323番地14	0942-64-5858	0942-64-5814	
6		◎		荒木学園	久留米市山川神代１丁目８番８号	0942-44-6770	0942-44-6770	
7	◎	◎	◎	寺子屋工房	久留米市北野町今山370番地3	0942-80-3403	0942-80-3403	
8			◎	就労支援施設　レガロ	久留米市西町473番地1	0942-36-5564	0942-36-5564	
9	◎	◎	◎	出会いの場　ポレポレ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086	
10	◎	◎	◎	障害者支援施設　ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	0942-21-1188	0942-21-1515	
11	◎	◎	◎	障害者支援施設耳納学園	久留米市田主丸町石垣1203番地1	0943-72-2743	0943-73-2135	
12		◎	◎	東町公園「つどい」	久留米市東町 31 番地 31	0942-46-5252	0942-46-5251	
13		◎	◎	特定非営利活動法人ほのぼの	久留米市宮ノ陣６丁目 15 番 11 号	0942-46-9218	0942-46-9217	
14	◎	◎	◎	藍	久留米市通外町5番地16　富士ﾋﾞﾙ305	0942-35-6751	0942-35-6751	
15		◎		ウェル城島	久留米市城島町江上637番地1	0942-62-6966	0942-62-6971	
16		◎	◎	えがお	久留米市長門石5丁目5番3号 セジュール宮前1F	0942-27-5871	0942-27-5872	
17		◎	◎	一番街　結　～you I～	久留米市東町25番地37	080-8371-9472	0942-46-5251	
18	◎	◎	◎	久留米はぜの実共同作業所	久留米市大石町 521 番地 1	0942-35-5338	0942-35-5338	

一般相談支援

【一般相談支援】総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援を行います。

No	利用できる障害者種別			名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	精神					
1	◎	◎	◎	アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172	
2	◎	◎	◎	障害者地域生活支援センターピアくるめ	久留米市長門石1丁目1番32号	0942-36-5321	0942-36-5322	
3	◎	◎	◎	障害者地域生活支援センター ピアくるめみのう	久留米市善導寺町飯田212番地1 耳納市民センター多目的棟2階	0942-23-5500	0942-23-5502	
4	◎	◎	◎	さくら相談支援ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16富士ビル304号	0942-39-1166	0942-38-2100	
5	◎	◎	◎	障害者地域生活支援センターのぞえの杜	久留米市藤山町 1764 番地 4	0942-51-8555	0942-22-0055	
6	◎	◎	◎	相談支援センターみずま	久留米市三潴町西牟田 6323 番地 15	0942-64-5858	0942-64-5814	
7	◎	◎	◎	相談支援事業所　夢の紀	久留米市田主丸町中尾1272番地1	0943-73-0152	0943-73-0524	
8	◎	◎	◎	共に働く場まちづくりワークショップマリア	久留米市東町32番地3	0942-21-1188	0942-21-1515	
9	◎	◎	◎	相談支援センター 社会福祉法人 寺子屋工房	久留米市北野町今山 370 番地 3	0942-80-3403	0942-23-4086	
10	◎	◎	◎	相談支援センターカリブ	久留米市安武町武島 468 番地 2	0942-27-2039	0942-27-2086	
11	◎	◎	◎	たいよう	久留米市山川町 1042 番地	0942-44-3311	0942-44-5001	
12	◎	◎	◎	相談支援事業所　希望	久留米市東町 25 番地 37	0942-46-5252	0942-46-5251	
13	◎	◎	◎	相談支援　グローリー	久留米市荒木町今 132 番地 3	0942-26-2894	0942-26-2895	

特定相談支援

【特定相談支援】障害者等が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング を行う等の支援を行います。

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	児童	精神					
1	◎	◎	◎	◎	アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172	
2	◎	◎	◎	◎	障害者地域生活支援センターピアくるめ	久留米市長門石1丁目1番32号	0942-36-5321	0942-36-5322	
3	◎	◎	◎	◎	障害者地域生活支援センターピアくるめみのう	久留米市善導寺町飯田212番地1 耳納市民センター多目的棟2階	0942-23-5500	0942-23-5502	
4	◎	◎	◎	◎	たいよう	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001	
5	◎	◎	◎	◎	さくら相談支援ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16富士ビル304号	0942-39-1166	0942-38-2100	
6	◎	◎	◎	◎	レガート	久留米市田主丸町田主丸459番地1	0943-72-8020	0943-72-8040	
7	◎	◎	◎	◎	障害者地域生活支援センターのぞえの杜	久留米市藤山町1764番地4	0942-51-8555	0942-22-0055	
8	◎	◎	◎	◎	相談支援センターみずま	久留米市三潴町西牟田6323番地15	0942-64-5858	0942-64-5814	
9	◎	◎	◎	◎	相談支援センターカリブ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086	
10	◎	◎	◎	◎	相談支援事業所　夢の紀	久留米市田主丸町中尾 1272 番地 1	0943-73-0152	0943-73-0524	
11	◎	◎	◎	◎	共に働く場まちづくりワークショップマリア	久留米市東町 32 番地 3	0942-21-1188	0942-21-1515	

障害児相談支援

【障害児相談支援】障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画 を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

No	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1	アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町10番地1	0942-39-6061	0942-36-8172
2	たいよう	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001
3	さくら相談支援ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16富士ビル304号	0942-39-1166	0942-38-2100
4	障害者地域生活支援センターのぞえの杜	久留米市藤山町1764番地4	0942-51-8555	0942-22-0055
5	相談支援センターカリブ	久留米市安武町武島468番地2	0942-27-2039	0942-27-2086
6	相談支援事業所　夢の紀	久留米市田主丸町中尾1272番地1	0943-73-0152	0943-73-0524

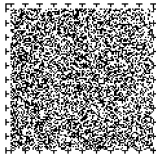

移動支援(1)

【移動支援】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	児童	精神					
1	◎	◎	◎	◎	白ゆりホームヘルプサービス	久留米市荒木町荒木496番地1-111号	0942-51-3502	0942-51-3503	
2	◎	◎	◎	◎	障害者支援ステーション未来	久留米市荒木町荒木1312番地24	0942-27-9549	0942-27-9888	
3	◎	◎	◎	◎	ハートケアサポート	久留米市荒木町下荒木 1201 番地	0942-51-3787	0942-51-3788	
4	◎	◎	◎	◎	自立への集い	久留米市荒木町藤田1478番地2	0942-26-5732	0942-26-2855	
5	◎	◎	◎	◎	医療法人三井会ヘルパーステーション「きらら」	久留米市北野町八重亀412番地	0942-23-1212	0942-78-2099	
6	◎	◎	◎	◎	京　介護サービス	久留米市京町281番地	0942-32-0221	0942-32-0198	
7	◎	◎	◎	◎	アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町 10 番地 1	0942-39-6061	0942-36-8172	
8	◎				介護ステーションあいあい	久留米市国分町1150番地1	0942-21-1880	0942-21-1880	
9	◎	◎	◎		久留米介護・家事支援センターグラスランド	久留米市国分町1042番地12	0942-22-5340	0942-48-0416	
10	◎	◎	◎	◎	ふれあいの園　ホームヘルプ事業	久留米市城島町上青木165番地	0942-62-5115	0942-62-5138	
11	◎	◎	◎	◎	グリーンケアステーション	久留米市大善寺町宮本342番地23	0942-27-8236	0942-27-8246	
12	◎	◎	◎	◎	中央ホームヘルプサービス	久留米市中央町29番地19コンフォート篠原2F	0942-46-4655	0942-46-4651	
13	◎	◎	◎	◎	くるみ訪問介護	久留米市津福本町576番地1	0942-80-1149	0942-80-1149	
14	◎	◎	◎	◎	ひびきケアサポート	久留米市津福本町181番地6	0942-36-7006	0942-36-7008	
15	◎	◎	◎	◎	メゾンマリアホームヘルプサービス	久留米市津福本町 276 番地 2	0942-35-0800	0942-35-9000	
16	◎	◎	◎	◎	有限会社　アルブ	久留米市通町103番地15	0942-46-1655	0942-46-1658	
17	◎	◎	◎	◎	ふくじゅケアサービス	久留米市通外町11番地16	0942-34-2690	0942-48-1103	
18	◎	◎	◎	◎	さくら・介護ステーションくるめ東	久留米市通東町5番地16富士ビル304号	0942-39-1616	0942-38-2100	
19	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション友愛	久留米市長門石5丁目5番6号	0942-27-7368	0942-27-7369	
20	◎	◎	◎		特定非営利活動法人松本介護サービス	久留米市西町686番地9	0942-31-5737	0942-31-5737	
21	◎	◎	◎	◎	訪問介護施設　ひととき	久留米市西町930番地1	0942-48-0716	0942-48-0717	
22	◎	◎	◎		西日本介護サービス株式会社	久留米市花畑2丁目15番地5	0942-37-3456	0942-37-3468	
23	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　マザー介護サービス	久留米市東合川3丁目10番18号105号	0942-41-0351	0942-41-0352	
24	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　クローバー	久留米市東櫛原町666番地1	0942-35-4300	0942-35-4371	
25	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　つばさ	久留米市御井町 640 番地 1	0942-43-0233	0942-43-0246	

移動支援(2)

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	児童	精神					
26	◎	◎	◎		ひまわり快護ステーション	久留米市三潴町西牟田94番地6	0942-65-0191	0942-65-0791	
27	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　きぼう	久留米市三潴町西牟田1662番地2	0942-64-5233	050-7541-1150	
28	◎	◎	◎	◎	生協ヘルパーステーションくるめ	久留米市南2丁目5番12号	0942-21-8455	0942-22-3239	
29	◎	◎	◎	◎	ライフケアステーション	久留米市南3丁目3番1号	0942-51-8852	0942-51-8853	
30	◎	◎	◎		社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター　グリーンピース	久留米市南４丁目27番31号 グリーンコープ久留米南町店敷地内	0942-21-5450	0942-21-5464	
31	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーションしんらい	久留米市宮ノ陣6丁目23番3号	0942-37-4231	0942-37-4232	
32	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　千歳	久留米市御井町2184番地5	0942-40-7211	0942-41-1214	
33	◎	◎	◎	◎	ＮＰＯ　ドナセナ	久留米市南4丁目27番20号	0942-51-8330	0942-51-8335	
34	◎	◎	◎	◎	ポレポレ居宅介護支援センター	久留米市安武町武島 468 番地２	0942-27-2039	0942-27-2086	
35	◎	◎	◎	◎	クオリティサービス久留米	久留米市安武町安武本3192番地	0942-65-9229	0942-65-9230	
36	◎	◎	◎	◎	風雅	久留米市大石町32番地	0942-40-6501	0942-65-6502	
37	◎	◎	◎	◎	ワック訪問介護サービスくるめ	久留米市国分町1129番地11	0942-21-4773	0942-21-4774	
38	◎	◎	◎	◎	ふくし生協 ヘルパーステーションこくぶの杜	久留米市国分町1029番地2-5	0942-27-9613	0942-27-9614	
39	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　えがお	久留米市山川神代1丁目10-31	0942-40-8431	0942-40-8433	
40	◎	◎	◎	◎	株式会社　藤介護サービス	久留米市本山1丁目13番35号	0942-65-7588	0942-65-7588	
41	◎	◎	◎	◎	みやび介護サービス	久留米市城南町六町原 370-1	0942-51-5901	0942-51-5902	
42	◎	◎	◎	◎	アップルハート　小郡ケアセンター	小郡市	0942-41-2526	0942-73-0277	
43	◎	◎	◎	◎	ケア・サポート草の花	小郡市	0942-27-9265	0942-27-9266	
44	◎	◎	◎		合資会社千たずホームヘルプサービス	嘉穂郡桂川町	0948-65-4693	0948-65-4693	
45	◎	◎			福岡視覚障がい者支援センターであい	福岡市	092-761-1403	092-761-1403	
46	◎	◎	◎		ソーシャルサービスフォレスト	柳川市	0944-75-5002	0944-75-5003	
47	◎	◎	◎	◎	ケア・ライフ・コーポレーション	八女市	0943-51-7527	0943-51-3272	
48	◎	◎	◎	◎	三洋ケアサービス	八女市	0943-24-6255	0943-24-6255	
49	◎	◎	◎		陽だまりの里	八女市	0943-22-5111	0943-22-5101	
50	◎	◎	◎	◎	有限会社　ケアプランケアサービス	八女市	0943-22-4888	0943-22-9070	

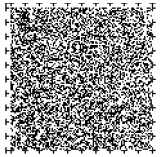

移動支援(3)

No	利用できる障害者種別				名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的	児童	精神					
51	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション・はーとはんど	八女郡広川町	0943-32-1708	0943-32-1708	
52	◎	◎	◎	◎	やよいがおかヘルパーステーション	鳥栖市	0942-87-7533	0942-87-7531	
53	◎	◎	◎	◎	すばる	筑紫野市	092-927-1544	092-403-1560	
54	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション野の花	福岡市	092-806-7979	092-806-7976	
55	◎	◎	◎	◎	ホームヘルパーステーションゆんた	福岡市	092-551-4145	092-512-6361	
56	◎	◎	◎	◎	ヒューマンサポート・タッチ	鳥栖市	0942-81-5287	0942-81-5289	
57	◎	◎	◎	◎	若楠療育園	鳥栖市	0942-83-1121	0942-83-1755	
58	◎	◎	◎	◎	ホームヘルプステーションほっと	諫早市	0957-22-2722	0957-21-0572	
59	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション「ハーツ」	大牟田市	0944-59-0810	0944-59-0812	
60	◎	◎	◎	◎	株式会社ケアステーション　メルシィ	大牟田市	0944-53-5007	0944-85-0214	
61	◎	◎	◎	◎	ゆりかごサービス	大川市	0944-89-6242	0944-89-6243	
62	◎	◎	◎	◎	まごころ介護　信愛	糟屋郡須恵町	092-986-9247	092-986-9248	
63	◎	◎	◎	◎	毎日介護	八女市	0943-30-5560	0943-30-5566	
64	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　花華	筑後市	0942-52-1301	0942-52-1301	
65	◎	◎	◎	◎	ヘルパーステーション　てtoて	八女郡広川町	070-5402-1350	020-4664-3784	

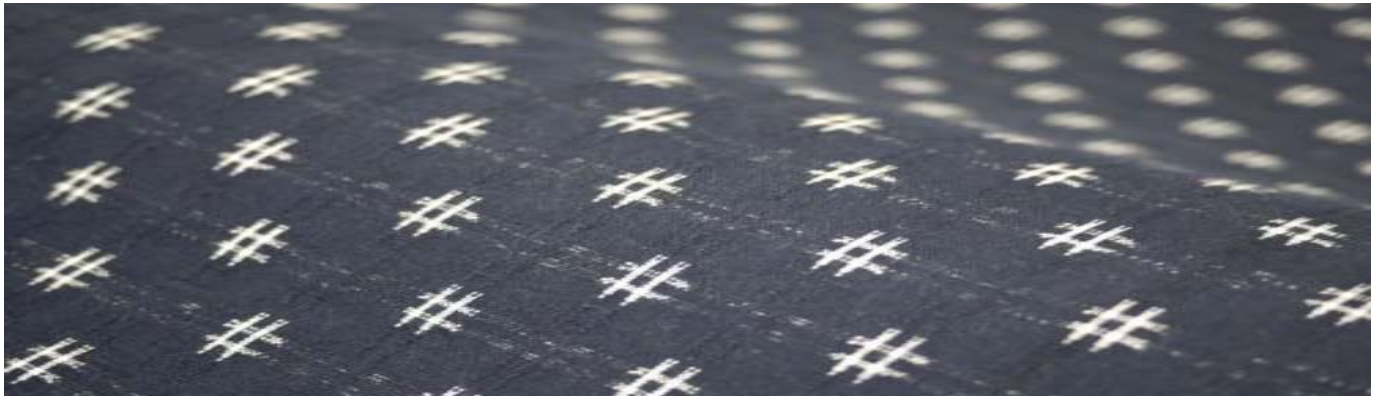

日中一時支援(1)

【日中一時支援】家族が緊急な理由により、介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。
（注）「重心」の表示がある事業所は、医療機関を併設した、重症心身障害児・者対応施設です。

No	利用できる障害者種別		名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的					
1		◎	アルカディア・キッズ・センター	久留米市宮ノ陣4丁目2番25号	0942-46-6010	0942-46-6007	重心
2	◎	◎	栄光園	久留米市三潴町西牟田6323番地14	0942-64-5858	0942-64-5814	
3	◎		みどりの園短期事業所	久留米市山本町耳納79番地1	0942-44-3853	0942-44-5001	
4	◎	◎	太陽の園短期事業所	久留米市山川町1042番地	0942-44-2951	0942-44-5001	
5	◎	◎	ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	0942-21-2328	0942-21-2328	
6	◎	◎	ウェル城島	久留米市城島町江上637番地1	0942-62-6966	0942-62-6971	
7	◎	◎	ちとせ園	久留米市長門石1丁目1番32号	0942-39-2350	0942-39-2350	
8	◎	◎	ゆうかり医療療育センター	久留米市田主丸町中尾 1272 番地 1	0943-73-0152	0943-73-0524	重心
9	◎		千歳療護園	久留米市田主丸町益生田256番地1	0943-73-1793	0943-73-3472	
10	◎		田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	0943-73-1324	0943-73-3559	
11	◎	◎	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	0942-78-2363	0948-78-3325	
12	◎	◎	第二北野学園	久留米市北野町塚島 240 番地 3	0942-78-3323	0942-78-7576	
13	◎	◎	佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市	0952-98-2211		重心
14	◎	◎	聖ヨゼフ園	三井郡大刀洗町	0942-77-1393		重心
15		◎	小郡学園	三井郡大刀洗町	0942-77-2789		
16	◎	◎	こぐま学園	小郡市	0942-72-7221		重心
17	◎	◎	翔朋学園	小郡市	0942-75-4190		
18	◎		きぼうの家	小郡市	0942-75-3962		
19	◎		山門清光園	みやま市	0944 - 63 - 2800		
20	◎		日中一時支援　きむろ	大川市	0944-88-3033		
21	◎	◎	国立病院機構　大牟田病院	大牟田市	0944-58-1122		重心
22		◎	児童デイサービス　にじいろ	筑後市	0942 - 52 - 2212		
23	◎	◎	知的障害者施設　桜園	筑後市	0942-53-8342		

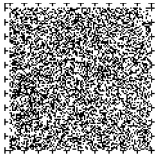

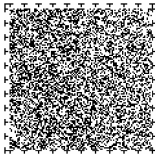

日中一時支援(2)

No	利用できる障害者種別		名称	所在地	電話番号	FAX番号	備考
	身体	知的					
24	◎		ほっとスペースあさくら	朝倉郡筑前町	0946-42-1360		
25	◎	◎	千代の里	朝倉市	0946-23-2992		
26	◎	◎	若楠療育園	鳥栖市	0942-83-1121		
27	◎	◎	若木園	鳥栖市	0942-84-8785		
28	◎	◎	青葉園	鳥栖市	0942-84-0090		
29	◎		赤坂園	八女郡広川町	0942-52-7156		
30	◎		第二赤坂園	八女郡広川町	0942-53-2110		
31	◎		サングリーン	八女郡広川町	0942-27-2555		
32	◎	◎	陽だまりの里	八女市	0943-30-3055		
33	◎	◎	ふるさと	八女市	0943-30-2060		
34	◎	◎	紫雲英の郷	八女市	0943-22-2250		
35	◎	◎	蓮の実団地	八女市上陽町	0943-54-2233		
36	◎	◎	蓮の実園	八女市上陽町	0943-54-3123		
37	◎		多機能型事業所　からたち作業所	柳川市	0944 - 72 - 5249		
38	◎	◎	柳川療育センター	柳川市	0944-73-0039		
39		◎	第二白梅学園	柳川市	0944-72-0012		
40	◎		知的障害者入所授産施設　健康荘	柳川市	0944-74-1766		
41	◎		早良更生園	福岡市	092 - 804 - 7251	092-804-6329	

久留米市

『市章』
片仮名の９つの「ル」で「米」を取り囲むように配した
市章は、明治 44 年９月 13 日に制定されました。

地域活動支援センターⅠ型

【地域活動支援センターⅠ型】創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

No	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1	障害者地域生活支援センター「ピアくるめ」	久留米市長門石１－１－３２　総合福祉会館２階	0942-36-5321	0942-36-5322
2	障害者地域生活支援センター「のぞえの杜」	久留米市山本町豊田1656番地5	0942-51-8555	0942-51-8555

地域活動支援センターⅢ型

【地域活動支援センターⅢ型】社会との交流促進等を図るために、日中活動の場の提供や生活指導を行います。

No	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1	あすなろ	久留米市長門石１丁目１番 34 号	0942-34-3035	0942-38-4353
2	共に生きる場ＪＡＭＢＯ	久留米市南１丁目２番 36 号	0942-31-0411	0942-31-0411
3	フロンティア	久留米市津福今町 361 番地 42	0942-30-7433	0942-30-7435
4	ごろりんハウス	久留米市御井旗崎１丁目 11 番 64 号	0942-44-0159	0942-44-0160
5	むげん企画	久留米市国分町 998 番地６	0942-21-0791	0942-21-0791
6	たけの子	久留米市合川町 142 番地	0942-44-2157	0942-44-2157
7	すまいるハウス	久留米市荒木町荒木 1555 番地３	0942-26-7741	0942-26-7741
8	クローバー	久留米市国分町 1558 番地６	0942-51-0120	0942-51-0130
9	共同作業所さくらんぼ	久留米市田主丸町田主丸 751 番地１	0943-73-4539	0943-73-4539
10	ろうあ工房つつじ	久留米市高良内町 666 番地	0942-43-2590	0942-43-2590

共同作業所

【共同作業所】社会との交流促進等を図るために、日中活動の場を提供します。

No	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1	笑みファーム共同作業所	久留米市合川町 1239 番地４	0942-27-7441	0942-27-7441

17. 障害者総合支援法関連

サービスの種類など

必要に応じ下表のサービスを組み合わせて利用できます（一部組み合わせられないサービスもあります）。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>サービス名</th><th>利用手続</th><th>利用者負担額</th></tr>
<tr><td rowspan="12">障害福祉サービス</td><td rowspan="8">介護給付</td><td>居宅介護（ホームヘルプ）</td><td rowspan="8">109 ページの全ての手続が必要</td><td rowspan="12">一割負担

利用者負担額を合算して、上限額を超えないように調整する。負担上限額については 110 ページ参照。</td></tr>
<tr><td>重度訪問介護</td></tr>
<tr><td>同行援護</td></tr>
<tr><td>行動援護</td></tr>
<tr><td>療養介護</td></tr>
<tr><td>生活介護</td></tr>
<tr><td>短期入所</td></tr>
<tr><td>施設入所支援</td></tr>
<tr><td rowspan="4">訓練等給付</td><td>自立訓練（機能訓練・生活訓練）</td><td rowspan="7">109 ページの⑵以外の手続が必要</td></tr>
<tr><td>就労移行支援</td></tr>
<tr><td>就労継続支援（A 型・B 型）</td></tr>
<tr><td>共同生活援助（グループホーム）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域生活支援事業</td><td>移動支援（ガイドヘルプ）</td><td rowspan="3">一割負担
（利用者負担額を合算して、上限額を超えないように調整されます。）</td></tr>
<tr><td>日中一時支援</td></tr>
<tr><td>訪問入浴サービス</td></tr>
<tr><td>日常生活用具</td><td colspan="2">35 ページ参照</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害児通所支援</td><td>児童発達支援</td><td colspan="2" rowspan="3">109 ページ参照</td></tr>
<tr><td>放課後等デイサービス</td></tr>
<tr><td>保育所等訪問支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">補装具</td><td colspan="2">34 ページ参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">自立支援医療</td><td colspan="2">21 ページ、22 ページ参照</td></tr>
</table>

【注意】障害児入所支援の利用手続等については、久留米児童相談所（電話 0942-32-4458、FAX0942-32-4459）にお尋ねください。

障害福祉サービス利用までの流れ

（1）申請（情報提供・相談）

障害者福祉課・各総合支所市民福祉課でサービス利用についての情報提供や相談及び申請の受付を行います。
希望するサービスの内容によって、訪問調査を行う場合があります。また、計画相談支援の事業所を選択します。

（2）審査・判定

調査の結果と医師意見書をもとに、審査会において審査・判定し、どれくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分※）が決められます。

（3）決定・通知

障害支援区分（障害児については障害の種類・程度）、計画相談支援で作成されたサービス等利用計画案などをもとにサービスの種類、支給量および支給期間等を決定します。
決定した内容については、支給決定通知書と受給者証を交付します。

（4）契約締結

受給者証等に記載されているサービスについて事業者・施設に利用の申込みを行い、契約を結びます。

（5）サービスの利用

サービスを利用するときは、所得等に応じた負担額を事業者または施設に支払います。
所得等に応じた負担額よりもサービスに必要な費用の１割が低い場合は、低い方の額の負担となります。
市民税非課税世帯は無料です。

筑後川花火大会

障害福祉サービスを利用したときの費用

Ⅰ　介護給付費及び訓練等給付費並びに障害児通所給付費及び障害児入所給付費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分			負担上限月額
市民税非課税世帯	生活保護		0円
	低所得		0円
市民税課税世帯	一般１	居宅で生活する障害児（世帯の所得割額が28万円未満）	4,600円
		① 居宅で生活する障害者（世帯の所得割額が16万円未満） ② 20歳未満の施設入所者（世帯の所得割額が28万円未満）	9,300円
	一般２（上記以外の方）		37,200円

○ 同一の保護者（一般１の所得区分に属される方に限り）に係る複数の障害児が、障害児通所支援又は障害児入所支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額となります。
なお、複数の条項に基づくサービスを受けている場合は、それぞれのサービスにおいて負担上限月額を決定します。この場合においては、高額障害福祉サービス等給付費等における「障害児の特例」が適用され、上限額以上を支払っている場合は、申請により払い戻しを受けることができます。

【就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について】
障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設に通う児童、又は、障害児通所支援を利用する児童がいる場合、障害児通所支援の利用者負担額が軽減されます。
なお、事前の申請が必要です。

Ⅱ　療養介護医療費、肢体不自由通所医療費及び障害児入所医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得１	15,000円
低所得２	24,600円
一般（一般１・２）	40,200円

18. 資　料

身体障害者相談員

（平成２６年４月現在）

氏　名	住　所	電話番号	氏　名	住　所	電話番号
坂井 恵子	諏訪野町	0942-38-6136	内橋 修	南	0942-21-2248
熊丸 弘一	梅満町	080-1763-0621	古賀 常美	安武町武島	0942-35-1712
米村 雅博	高良内町	0942-44-0806	池田 精治	山川町	0942-43-5415
柳 小牧	大善寺町宮本	0942-26-4385	生野 義實	田主丸町船越	0943-73-3572
本司 勝久	荒木町藤田	0942-26-5732	野上 要	田主丸町船越	0943-72-2903
森光 正子	善導寺町木塚	0942-47-1670	荒巻 孝信	北野町十郎丸	0942-78-3262
笠 勝英	東合川	0942-43-4149	永野 清	北野町塚島	0942-78-6104
床島 鹿人	宮ノ陣	0942-34-3325	三ツ井 義盛	城島町浮島	0942-62-3568
伊藤 邦彦	津福今町	0942-35-1290	井上 廣美	三潴町早津崎	0942-64-4408
矢ヶ部 恒則 (聴覚障害対応)	合川町	0942-44-2777 （FAX 専用）	末永 弘遙	三潴町玉満	0942-64-4158

知的障害者相談員

（平成２６年４月現在）

氏　名	住　所	電話番号	氏　名	住　所	電話番号
西村 郁子	御井町	0942-44-8424	湯淺 倶子	高良内町	090-5294-2928
渡邊 健蔵	長門石	0942-34-3890	横溝 敏子	田主丸町豊城	0943-73-0820
鈴木 チヅ子	国分町	0942-21-9819	松尾 國敏	北野町高良	0942-78-5307
佐々木 久美子	日吉町	0942-38-7355	川勝 麗子	三潴町生岩	0942-64-3050
江島 三枝子	長門石	0942-34-5192	城島 範子	城島町城島	0942-62-2902

判定機関

名称	所在地	電話番号	FAX
久留米児童相談所	久留米市津福本町 281	0942-32-4458	0942-32-4459
福岡県障害者更生相談所	春日市原町３丁目１―７	092-586-1055	092-586-1065
福岡県精神保健福祉センター	春日市原町３丁目１―７	092-582-7510	092-582-7505

身体障害者障害程度等級

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）の和が0.01以下のもの				1　両上肢の機能を全廃したもの 2　両上肢を手関節以上で欠くもの	1　下肢の機能を全廃したもの 2　両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
2級	1　両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1　両上肢の機能の著しい障害 2　両上肢のすべての指を欠くもの 3　一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの 4　一上肢の機能を全廃したもの	1　両下肢の機能の著しい障害 2　両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの
3級	1　両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3　一上肢の機能の著しい障害 4　一上肢のすべての指を欠くもの 5　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1　両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2　一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3　一下肢の機能を全廃したもの
4級	1　両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1　両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1　両上肢のおや指を欠くもの 2　両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4　一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1　両下肢のすべての指を欠くもの 2　両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3　一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの 4　一下肢の機能の著しい障害 5　一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の１以上短いもの
5級	1　両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2　両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1　両上肢のおや指の機能の著しい障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3　一上肢のおや指を欠くもの 4　一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2　一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3　一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の１以上短いもの
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1　両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発生された会話語を理解し得ないもの） 2　一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1　一上肢のおや指の機能の著しい障害 2　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2　一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1　一上肢の機能の軽度の障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3　一上肢の手指の機能の軽度の障害 4　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5　一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6　一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1　両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2　一下肢の機能の軽度の障害 3　一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4　一下肢のすべての指を欠くもの 5　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の１以上短いもの
備考	1．　同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2．　肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3．　異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級により上の級とすることができる。 4．　「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指間関節以上を欠くものをいう。 5．　「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6．　上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7．　下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。					

（太実線より上は第１種を、下は第２種を表します。）

級別	肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸もしくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1　体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2　体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考										

障害者に関するマークについて

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解とご協力をお願いいたします。

（内閣府作成）〇順不同

名　　称	概　要　等	連　絡　先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 （注意）このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定して使用されるものではありません。	財団法人日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/ TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL：03-3581-0141 （代）
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL：03-3581-0141 （代）

名　　称	概　要　等	連　絡　先
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/ TEL： 03-5291-7885
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 　聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。	社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/ TEL： 03-3225-5600 FAX： 03-3354-0046
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけたりした場合は、御理解、御協力をお願いいたします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL： 03-5253-1111（代） FAX： 03-3503-1237

名　　称	概　要　等	連　絡　先
【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。	社団法人 日本オストミー協会 http://www.joa-net.org/ TEL： 03-5670-7681 FAX： 03-5670-7682
【ハートプラスマーク】 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/%7Eh-plus/ TEL： 052-718-1581

花火動乱蜂

障害福祉関係窓口一覧

機　関　名	郵便番号	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
久留米市役所 障害者福祉課	830-8520	城南町 15-3	0942-30-9035	0942-30-9752
（ろうあ者相談員）				0942-30-9709
医療・年金課			0942-30-9034	0942-30-9752
健康保険課			0942-30-9029	0942-30-9751
介護保険課			0942-30-9205	0942-36-6845
長寿支援課			0942-30-9038	0942-36-6845
長寿支援課 介護予防チーム			0942-30-9207	0942-36-6845
地域福祉課			0942-30-9173	0942-30-9710
家庭子ども相談課			0942-30-9063	0942-30-9718
生活支援第１課 第２課			0942-30-9023	0942-30-9710
住宅政策課			0942-30-9086	0942-30-9743
市民税課			0942-30-9008	0942-30-9753
資産税課			0942-30-9010	0942-30-9753
久留米市障害者虐待防止センター （障害者虐待ホットライン）		080-2772-7755（24 時間受付） E-MAIL　h-rights.fukushi@docomo.ne.jp		0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	839-1233	田主丸町田主丸 459-11	0943-72-2112	0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	830-1113	北野町中 3245-3	0942-78-3552	0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	830-0112	三潴町玉満 2779-1	0942-64-2312	0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	830-0211	城島町楢津 743-2	0942-62-2112	0942-62-3732
久留米市保健所 保健予防課 精神保健チーム	830-0022	城南町 15-5 久留米商工会館４階	0942-30-9728	0942-30-9833
健康推進課 母子保健チーム			0942-30-9731	
健康推進課 健康増進チーム			0942-30-9729	
久留米年金事務所	830-8501	諏訪野町 2401	0942-33-6192	0942-34-8402
久留米市 社会福祉協議会	830-0027	長門石１丁目１番 34 号	0942-34-3035	0942-34-3090
久留米市 総合福祉会館	830-0027	長門石１丁目 1-32	0942-38-9288	0942-38-9289
久留米県税事務所 課税第一課 事業税係	839-0861	合川町 1642 番地の１	0942-30-1014	0942-32-3751
収税二課 （自動車税二係）			0942-30-1026	0942-32-3751
久留米税務署	830-8688	諏訪野町 2401-10	0942-32-4461	0942-38-9808
久留米児童相談所	830-0047	津福本町 281	0942-32-4458	0942-32-4459
福岡県 障害者更生相談所	816-0804	春日市原町３丁目 1-7	092-586-1055	092-586-1065
久留米市 幼児教育研究所	830-0042	荘島町 11－1	0942-35-3812	0942-35-3886

機　関　名	郵便番号	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
ピアくるめ	830-0027	長門石 1-1-32 （総合福祉会館２階）	0942-36-5321	0942-36-5322
こぐま福祉会 （小郡市）	838-0142	小郡市大板井 1143-1	0942-72-7221	0942-72-7222
久留米市 介護サービス事業者協議会	830-0017	日吉町 115 番地 （楠病院内）	0942-34-7772	0942-46-5841
久留米市中央 地域包括支援センター	830-0032	東町 32-2 一番街プラザ２階 （一番街商店街）	0942-46-8711	0942-34-7217
久留米東 地域包括支援センター	839-0827	山本豊田 1499-21 東部地域高齢者 ケアステーション１階	0942-41-5522	0942-47-2777
久留米東第２ 地域包括支援センター	839-1233	田主丸町田主丸 459-11 田主丸総合支所１階	0943-72-8055	0943-72-0833
久留米西 地域包括支援センター	830-0112	三潴町玉満 2779-1 三潴総合支所２階	0942-51-6100	0942-64-2082
久留米南 地域包括支援センター	830-0055	上津 1-13-22 南部保健センター	0942-51-2332	0942-21-2103
久留米南第２ 地域包括支援センター	830-0051	南 1-8-1 教育センター1 階	0942-36-5311	0942-36-5312
（財）福岡県建築住宅センター 住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局（生涯あんしん住宅内）			0942-30-9173	0942-30-9710
福岡点字図書館	816-0804	春日市原町３−１−７ クローバープラザ内	092-584-3590	092-584-1101
障害者就業・生活支援センター ぽるて	830-0033	天神町 101-1　Mビル１階	0942-65-8367	0942-65-8378
ハローワーク久留米	830-8505	諏訪野町 2401	0942-35-8609	0942-33-6526
福岡障害者職業能力開発校	808-0122	北九州市若松区大字蜑住 1728-1	093-741-5431	093-741-1340

久留米　水の祭典

利用できる主な制度の一覧表

一覧表は、利用やお問合せの頻度が比較的高いサービスについて、分かりやすく案内するために、簡略化して作成しています。

サービスの内容は、一覧表に記載されているページをご参照ください。

また、〇印になっていても、**年齢、所得、障害の程度等によりサービスを受けられない場合があります**ので、詳しくは**必ず事前に**担当窓口にご相談ください。

【凡例】

「〇」・・・該当

「△」・・・一部該当

お問合せは、次の窓口へ。
なお、お問合せの内容により、担当課へおつなぎすることがございます。

窓口名称	電話番号	FAX 番号
久留米市役所　障害者福祉課 （本庁舎 1 階 9 番窓口）	0942-30-9035	0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112	0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	0942-78-3552	0942-78-6482
城島総合支所 市民福祉課	0942-62-2112	0942-62-3732
三潴総合支所 市民福祉課	0942-64-2312	0942-65-0957

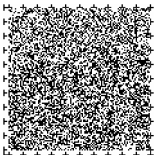

視 覚 障 害

内容		ページ	障害等級					
			１級	２級	３級	４級	５級	６級
手帳制度（身体障害者手帳）		9	○	○	○	○	○	○
医療	重度障害者医療制度	19	○	○	△			
	後期高齢者医療	20	△	△	△			
	自立支援医療（更生医療）	21	△	△	△	△	△	△
	特定疾患治療研究事業	22	市保健所健康推進課にご相談ください。					
年金・手当	障害基礎年金・障害厚生年金	27	市役所医療・年金課又は年金事務所にご相談ください。					
	特別障害給付金	28						
	特別障害者手当	29	△	△				
	心身障害者扶養共済	30	△	△	△			
用具	補装具購入・修理費の支給	34	○	○	○	○	○	○
	日常生活用具の給付	35	○	○	○	○	○	○
在宅支援	ホームヘルプなど	41	△	△	△	△	△	△
	短期入所（ショートステイ）	42	△	△	△	△	△	△
	住宅改造費の助成	46	△	△				
	グループホーム	48	△	△	△	△	△	△
交通・移動・外出	運賃の割引（鉄道・バス）	49	○	○	○	△	△	△
	福祉タクシー利用券の交付	52	○	○				
	タクシー料金の割引	52	○	○	○	○	○	○
	有料道路の通行料金割引	53	○	○	○	△	△	△
	移動支援	54	○	○				
	同行援護	55	△	△	△	△	△	△
	駐車禁止除外指定車標章の交付	57	○	○	○	△		
	ふくおか・まごころ駐車場の利用	58	○	○	○	○		
社会参加	「広報くるめ」「市議会だより」点訳・音訳版の貸出など	63	○	○	○	○	○	○
	選挙投票の代理記載	65	○					
	生活福祉資金の貸付	66	△	△	△	△	△	△
	就労移行支援	68	○	○	○	○	○	○
税・公共料金	所得税、市・県民税の障害者控除	70	○	○	○	○	○	○
	自動車税・自動車取得税の減免	73	○	○	○	△		
	軽自動車税の減免	73	○	○	○	△		
	ＮＴＴ電話番号案内料の免除	74	○	○	○	○	○	○
	携帯電話の割引サービス	74	○	○	○	○	○	○
	青い鳥郵便葉書の配布	75	○	○				
	ＮＨＫ放送受信料の減免	76	△	△	△	△	△	△
文化	録音図書・点字図書の貸出	77	○	○	○	○	○	○
	図書の対面朗読サービス	78	○	○	○	○	○	○
	福岡点字図書館	78	○	○	○	○	○	○
	各種公営施設の利用料金の減免	81	○	○	○	○	○	○

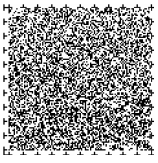

聴覚・平衡機能・音声・言語機能障害

内容		ページ	障害等級				
			２級	３級	４級	５級	６級
手帳制度（身体障害者手帳）		9	○	○	○	○	○
医療	重度障害者医療制度	19	○	△			
	後期高齢者医療	20	△	△	△		
	自立支援医療（更生医療）	21	△	△	△	△	△
	特定疾患治療研究事業	23	市保健所健康推進課にご相談ください。				
年金・手当	障害基礎年金・障害厚生年金	27	市役所医療・年金課又は年金事務所にご相談ください。				
	特別障害給付金	28					
	特別障害者手当	29	△				
	心身障害者扶養共済	30	△	△			
用具	補装具購入・修理費の支給	34	○	○	○	○	○
	日常生活用具の給付	35	○	○	○	○	○
在宅支援	ホームヘルプなど	41	△	△	△	△	△
	短期入所（ショートステイ）	42	△	△	△	△	△
	グループホーム	48	△	△	△	△	△
交通・移動・外出	運賃の割引（鉄道・バス）	49	○	○	△	△	△
	タクシー料金の割引	52	○	○	○	○	○
	有料道路の通行料金割引	53	○	○	△	△	△
	駐車禁止除外指定車標章の交付	57	○	○			
	ふくおか・まごころ駐車場の利用	58	○	○			
	自動車運転免許取得費の助成	60	○	○	○		
社会参加	手話通訳者・要約筆記者の派遣	62	○	○	○	○	○
	生活福祉資金の貸付	66	△	△	△	△	△
	就労移行支援	68	○	○	○	○	○
税・公共料金	所得税、市・県民税の障害者控除	70	○	○	○	○	○
	自動車税・自動車取得税の減免	73	○	○	△		
	軽自動車税の減免	73	○	○	○	○	○
	携帯電話の割引サービス	74	○	○	○	○	○
	青い鳥郵便葉書の配布	75	○				
	ＮＨＫ放送受信料の減免	76	△	△	△	△	△
各種公営施設の利用料金の減免		81	○	○	○	○	○

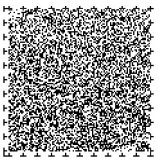

肢体不自由

内容		ページ	障害等級					
			１級	２級	３級	４級	５級	６級
手帳制度（身体障害者手帳）		9	○	○	○	○	○	○
医療	重度障害者医療制度	19	○	○	△			
	後期高齢者医療	20	△	△	△			
	自立支援医療（更生医療）	21	△	△	△	△	△	△
	特定疾患治療研究事業	23	市保健所健康推進課にご相談ください。					
年金・手当	障害基礎年金・障害厚生年金	27	市役所医療・年金課又は年金事務所にご相談ください。					
	特別障害給付金	28						
	特別障害者手当	29	△	△				
	心身障害者扶養共済	30	△	△	△			
用具	補装具購入・修理費の支給	34	○	○	○	○	○	○
	日常生活用具の給付	35	○	○	○	○	○	○
	福祉機器の無料貸出	40	○	○	○	○	○	○
在宅支援	ホームヘルプなど	41	△	△	△	△	△	△
	短期入所（ショートステイ）	42	△	△	△	△	△	△
	訪問入浴サービス	45	○	○				
住宅	住宅改造・改修費の助成	46	△	△	△			
	グループホーム	48	△	△	△	△	△	△
交通・移動・外出	運賃の割引（鉄道・バス）	49	○	○	○	△	△	△
	福祉タクシー利用券の交付	52	○	○				
	タクシー料金の割引	52	○	○	○	○	○	○
	有料道路の通行料金割引	53	○	○	○	△	△	△
	移動支援	54	△	△				
	駐車禁止除外指定車標章の交付	57	○	△	△	△		
	ふくおか・まごころ駐車場の利用	58	○	○	△	△	△	△
	自動車運転免許取得費の助成	60	○	○	○	○		
	自動車購入・改造費の助成	61	△	△	△	△	△	△
社会参加	選挙の郵便等投票	64	△	△				
	選挙投票の代理記載	65	△					
	生活福祉資金の貸付	66	△	△	△	△	△	△
	就労移行支援	68	○	○	○	○	○	○
税・公共料金	所得税、市・県民税の障害者控除	70	○	○	○	○	○	○
	自動車税・自動車取得税の減免	73	○	○	○	△		
	軽自動車税の減免	73	○	○	△	△	△	△
	ＮＴＴ電話番号案内料の免除	74	△	△				
	携帯電話の割引サービス	74	○	○	○	○	○	○
	青い鳥郵便葉書の配布	75	○	○				
	ＮＨＫ放送受信料の減免	76	△	△	△	△	△	△
文化	図書の宅配貸出	77	○	○	○	○	○	○
	各種公営施設の利用料金の減免	81	○	○	○	○	○	○

内部障害

内容		ページ	障害等級			
			１級	２級	３級	４級
手帳制度（身体障害者手帳）		9	○	○	○	○
医療	重度障害者医療制度	19	○	○	△	
	後期高齢者医療	20	△	△	△	
	自立支援医療（更生医療）	21	△	△	△	△
	特定疾患治療研究事業	23	市保健所健康推進課にご相談ください。			
年金・手当	障害基礎年金・障害厚生年金	27	市役所医療・年金課又は年金事務所にご相談ください。			
	特別障害給付金	28				
	特別障害者手当	29	△	△		
	心身障害者扶養共済	30	△	△	△	
	腎疾患患者福祉給付金	33	△	△	△	△
用具	補装具購入・修理費の支給	34	△	△	△	△
	日常生活用具の給付	35	○	○	○	○
在宅支援	ホームヘルプなど	41	△	△	△	△
	短期入所（ショートステイ）	42	△	△	△	△
	グループホーム	48	△	△	△	△
交通・外出・社会参加	運賃の割引（鉄道・バス）	49	○	○	○	△
	福祉タクシー利用券の交付	52	△	△		
	タクシー料金の割引	52	○	○	○	○
	有料道路の通行料金割引	53	○	○	○	△
	駐車禁止除外指定車標章の交付	57	○	○	○	
	ふくおか・まごころ駐車場の利用	58	△	△	△	△
	自動車運転免許取得費の助成	60	○	○	○	○
	選挙の郵便等投票	64	△	△	△	
	生活福祉資金の貸付	66	△	△	△	△
	就労移行支援	68	○	○	○	○
税・公共料金	所得税、市・県民税の障害者控除	70	○	○	○	○
	自動車税・自動車取得税の減免	73	○	○	○	
	軽自動車税の減免	73	○	○	○	
	携帯電話の割引サービス	74	○	○	○	○
	青い鳥郵便葉書の配布	75	○	○		
	ＮＨＫ放送受信料の減免	76	△	△	△	△
文化	図書の宅配貸出	77	○	○	○	○
	各種公営施設の利用料金の減免	81	○	○	○	○

児童

	内容	ページ
手帳制度（身体障害者手帳）		9
手帳制度（療育手帳）		10
手帳制度（精神障害者保健福祉手帳）		11
相談	久留米市幼児教育研究所	12
	久留米児童相談所	12
	久留米市保健所 健康推進課	13
医療・療育	重度障害者医療制度（6 歳就学後～）	19
	自立支援医療（育成医療）	21
	小児慢性特定疾患治療研究事業	25
	障害児等療育支援事業	26
	心理リハビリテイション	26
年金・手当	障害基礎年金・障害厚生年金	27
	障害児福祉手当	29
	心身障害者扶養共済	30
	児童扶養手当	31
	特別児童扶養手当	32
用具	補装具購入・修理費の支給	34
	日常生活用具の給付	35
在宅支援	ホームヘルプなど	41
	短期入所（ショートステイ）・放課後等デイサービス・障害児タイムケア事業	42
	日中一時支援・児童発達支援・保育所等訪問支援	43
	医療的ケア短期入所支援事業	44
住宅	住宅改造・改修費の助成	46
	グループホーム	48
交通・移動・外出	運賃の割引（鉄道・バス）	49
	タクシー料金の割引	52
	福祉タクシー利用券の交付	52
	有料道路の通行料金割引	53
	移動支援	54
	同行援護	55
	行動援護	55
	駐車禁止除外指定車標章の交付	57
	ふくおか・まごころ駐車場の利用	58
税・公共料金	所得税、市・県民税の障害者控除	70
	自動車税・自動車取得税の減免	73
	軽自動車税の減免	73
	携帯電話の割引サービス	74
	青い鳥郵便葉書の配布	75
	ＮＨＫ放送受信料の減免	76
文化	図書の宅配貸出	77
	各種公営施設の利用料金の減免	81

知的障害

内容		ページ	障害等級				
			A1	A2	A3	B1	B2
手帳制度（療育手帳）		10	○	○	○	○	○
医療・年金・手当・用具	重度障害者医療制度	19	○	○	○		
	障害基礎年金	27	支給対象となる障害の程度が別に定められています。市役所医療・年金課又は年金事務所にご相談ください。				
	障害厚生年金	28					
	特別障害給付金	28					
	特別障害者手当	29	△	△	△		
	障害児福祉手当	29	○	△	△		
	特別児童扶養手当	32	○	○	○	△	△
	心身障害者扶養共済	30	○	○	○	○	○
	日常生活用具の給付	35	○	○	○	○	○
在宅支援	ホームヘルプなど	41	△	△	△	△	△
	短期入所（ショートステイ）	42	△	△	△	△	△
	グループホーム	48	△	△	△	△	△
	住宅改造費の助成	46	△	△	△		
交通・移動・外出	運賃の割引（鉄道・バス）	49	○	○	△	△	△
	福祉タクシー利用券の交付	52	○	○	○		
	タクシー料金の割引	52	○	○	○	○	○
	有料道路の通行料金割引	53	○	○	△	△	△
	移動支援	53	△	△	△	△	△
	行動援護	54	△	△	△	△	△
	駐車禁止除外指定車標章の交付	57	○	○	○		
	ふくおか・まごころ駐車場の利用	58	○	○	○		
	自動車運転免許取得費の助成	60	△	△	△	△	△
社会参加	成年後見制度の利用支援	65	○	○	○	○	○
	生活福祉資金の貸付	66	△	△	△	△	△
	日常生活自立支援事業	66	○	○	○	○	○
	就労移行支援	68	○	○	○	○	○
税・公共料金	所得税、市・県民税の障害者控除	70	○	○	○	○	○
	自動車税・自動車取得税の減免	73	○	○	○	○	
	軽自動車税の減免	73	○	○	○	○	
	ＮＴＴ電話番号案内料の免除	74	○	○	○	○	○
	携帯電話の割引サービス	74	○	○	○	○	○
	青い鳥郵便葉書の配布	75	○	○	○		
	ＮＨＫ放送受信料の減免	76	△	△	△	△	△
各種公営施設の利用料金の減免		80	○	○	○	○	○

精神障害・発達障害等

内容		ページ	障害等級		
			1 級	2 級	3 級
手帳制度（精神障害者保健福祉手帳）		11	○	○	○
医療	重度障害者医療制度	19	○		
	後期高齢者医療	20	△	△	
	自立支援医療（精神通院医療）	22	○	○	○
年金・手当	障害基礎年金	27	支給対象となる障害の程度が別に定められています。市役所医療・年金課又は年金事務所にご相談ください。		
	障害厚生年金	28			
	特別障害給付金	28			
	特別障害者手当	29	△	△	
	障害児福祉手当	29	△	△	△
	心身障害者扶養共済	30	○	○	○
在宅支援	日常生活用具の給付	35	○	○	○
	ホームヘルプなど	41	△	△	△
	短期入所（ショートステイ）	42	△	△	△
	放課後等デイサービス	42	△	△	△
	障害児タイムケア事業	42	○	○	○
	児童発達支援	43	△	△	△
	保育所等訪問支援	43	○	○	○
	グループホーム	48	△	△	△
交通・移動・外出	運賃の割引（鉄道・バス）〔注意参照〕	49	○	○	○
	福祉タクシー利用券の交付	52	○		
	移動支援（ガイドヘルプ）	54	△	△	△
	行動援護	55	△	△	△
	駐車禁止除外指定車標章の交付	57	○		
	ふくおか・まごころ駐車場の利用	58	○		
	自動車運転免許取得費の助成	60	△	△	△
社会参加	成年後見制度の利用支援	65	○	○	○
	生活福祉資金の貸付	66	○	○	○
	日常生活自立支援事業	66	○	○	○
	就労移行支援	68	○	○	○
税・公共料金	所得税、市・県民税の障害者控除	70	○	○	○
	自動車税・自動車取得税の減免	73	○		
	軽自動車税の減免	73	○		
	ＮＴＴ電話番号案内料の免除	74	○	○	○
	携帯電話の割引サービス	74	○	○	○
	ＮＨＫ放送受信料の減免	76	△	△	△
文化	図書の宅配貸出	77	○	○	○
	各種公営施設の利用料金の減免	81	○	○	○

〔注意〕
久留米市近隣の交通機関で、精神障害者保健福祉手帳で割引を受けられるのは、甘木鉄道のみです。

障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	ＩｇＡ腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	膿疱性乾癬
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	100	嚢胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	脊髄性筋萎縮症	102	バージャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウェゲナー肉芽腫症	39	後縦靭帯骨化症	72	先端巨大症	104	肺胞低換気症候群
7	ＨＴＬＶ－１関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性ＱＴ延長症候群	105	バット・キアリ症候群
8	ＡＤＨ不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	106	ハンチントン病
9	黄色靭帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ビタミンＤ依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシャー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	115	プリオン病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	116	ベーチェット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	ＴＳＨ産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	ＴＳＨ受容体異常症	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性膵炎	89	天疱瘡	121	慢性膵炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	125	もやもや病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	126	有棘赤血球舞踏病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフェトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

※上記の疾病名には別称や略称などがあり、診断書や特定疾患医療受給者証等に記載されている疾病名とは異なる場合があります。詳しくは主治医・医療機関にお問い合わせください。

久留米市　障害者福祉の窓口

名称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
健康福祉部 障害者福祉課	城南町 15−3	0942-30-9035	0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	田主丸町田主丸 459−11	0943-72-2112	0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	北野町中 3245−3	0942-78-3552	0942-78-6482
城島総合支所 市民福祉課	城島町楢津 743−2	0942-62-2112	0942-62-3732
三潴総合支所 市民福祉課	三潴町玉満 2779−1	0942-64-2312	0942-65-0957

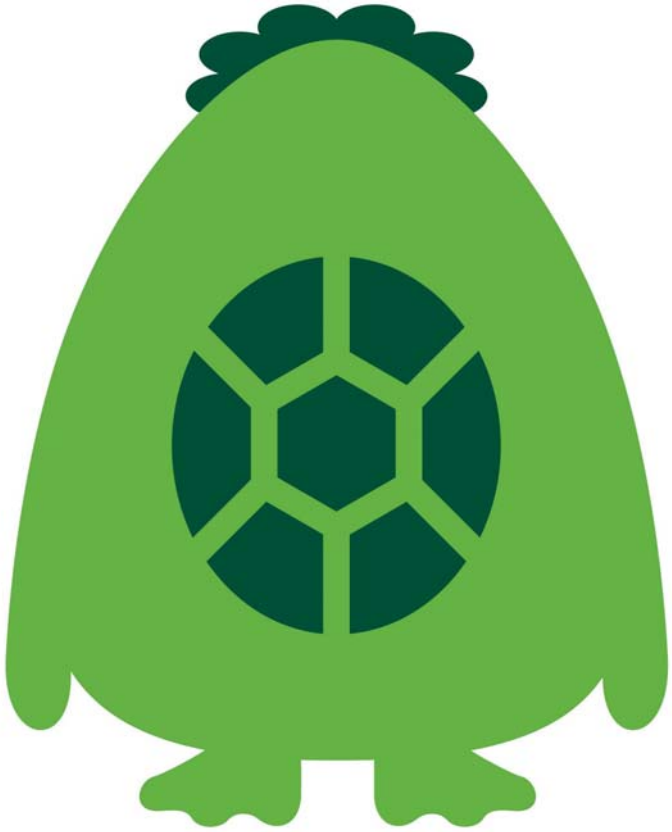

久留米市障害者福祉ハンドブック平成 26 年版

平成 26 年 4 月 1 日発行

発行者：久留米市健康福祉部障害者福祉課

定価：0 円（税込）